

第七十五回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 二 号

昭和五十年二月十八日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 藤尾 正行君
理事 越智 伊平君
理事 加藤 陽三君
理事 上原 康助君
理事 中路 雅弘君
理事 赤城 宗徳君
理事 近藤 鉄雄君
理事 中馬 辰猪君
理事 三塚 博君
理事 和田 貞夫君
理事 鈴切 康雄君

大石 千八君
竹中 修一君
旗野 進一君
山本 政弘君
鬼木 勝利君
受田 新吉君

出席國務大臣

文部大臣 永井 道雄君
國務大臣 植木 光教君
(總理府總務長官)

出席政府委員

人事院總裁 藤井 貞夫君
人事院事務局長 茨木 広君
人事院事務局長 中村 博君
内閣總理大臣官房總務課長 佐々 成美君
總理府人事局長 秋富 公正君
總理府統計局長 川村 晴章君
行政管理庁行政監察局長 大田 宗利君
科学技術庁研究調整局長 伊原 義徳君
文部省學術國際局長 木田 宏君
文部省社会教育局長 安養寺重夫君
文部省体育局長 諸沢 正道君

委員外の出席者

文部省管理局長 今村 武俊君
消防庁次長 森岡 敏君
国土庁長官官房災害対策室長 杉岡 浩君
通商産業大臣官房参事官 下河辺 孝君
建設省都市局都市政策課長 豊蔵 一君
建設省河川局防災課長 田原 隆君
国土地理院長 井上 英二君
自治省行政局公務員部給与課長 金子 憲五君
内閣委員会調査室長 本田 敬信君

委員の異動

二月十四日

辞任

鬼木 勝利君

補欠選任

正木 良明君

同日

辞任

正木 良明君

補欠選任

鬼木 勝利君

同日

辞任

矢野 絢也君

補欠選任

鈴切 康雄君

二月十五日

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

同日

金鶏勲章制度の復活に関する請願(森喜朗君紹介(第四九四号))
新座、朝霞、和光市内の米軍基地跡地の無償引き上げに関する請願(小川新十郎君紹介(第五七七号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案(同閣提出第二七号)
国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○藤尾委員長 これより会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を求めます。植木総務長官。

恩給法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○植木國務大臣 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

における国家公務員の給与改善率により二九・三%増額するとともに、昭和五十一年一月から、恩給と公務員給与との水準差の補てんを完結するため、さらに六・八%を上乗せすることとし、この両者を合わせ、恩給年額を三八・一%増額しようとするものであります。

その第二点は、普通恩給等の最低保障の改善であります。

これは、今回の恩給年額の増額措置に伴いまして、長期在職の老齢者の普通恩給の最低保障額を三十二万一千六百円から四十二万円に引き上げる等、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を大幅に引き上げようとするものであります。

その第三点は、扶養加給額の引き上げであります。

これは、傷病恩給及び公務関係扶助料に係る扶養加給額を、現職公務員の扶養手当相当額に引き上げようとするものであります。

その第四点は、八十歳以上の高齢者の恩給の算出率の特例であります。

八十歳以上の高齢者の普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、普通恩給の最短期限を超える実在職年の年数が十年に達するまでの一年について、基礎俸給の三分の一に相当する額を普通恩給年額に加えることにより、その処遇の改善を図ろうとするものであります。

その第五点は、六十五歳未満の傷病者の併給普通恩給に対する最低保障の適用であります。

六十五歳未満の傷病者の併給普通恩給で、これまで最低保障の適用を受けていなかった者についても、六十五歳以上の者と同様に最低保障を適用することにより、傷病者の優遇を図ろうとするものであります。

その第六点は、旧軍人に対する一時恩給の支給範囲の拡大であります。

引き続き実在職年が三年以上七年未満の旧軍人またはその遺族に対する一時恩給または一時扶助料は、下士官以上として六月以上在職することが支給要件とされており、この支給要件を廃止し、その対象を兵にまで拡大することとし、引き続き実在職年が三年以上ありながら、従来一時恩給等を支給されなかった旧軍人またはその遺族に対し一時恩給または一時扶助料を支給しようとするものであります。

その第七点は、旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和であります。

現在、七十歳以上の老齢者、七十歳未満の傷病者または妻子に給する普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、旧軍人等の加算年を年額計算の基礎に算入いたしておりますが、今回は、七十歳以上という年齢要件を五歳引き下げ、六十五歳以上七十歳未満の老齢者の普通恩給または扶助料についてもこの措置を及ぼすことにより、戦地等で勤務された方々に対する処遇の範囲を広げようとするものであります。

その第八点は、特別加給の増額であります。増加恩給受給者の中でも特に重症である第二項症以上の受給者に対しては現在、年額七万二千円の特別加給が支給されておりますが、重症者という特殊事情を考慮しまして、その額を十二万円に引き上げようとするものであります。

以上のほか、準公務員期間の通算要件の緩和、低額の仮定俸給年額の引き上げ等所要の改善を行うことにしております。

なお、以上の措置は、さきに述べましたように、六・八%の増額を昭和五十一年一月から実施するほかは、すべて昭和五十年八月から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○藤尾委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○藤尾委員長 次に、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 総務長官と人事院総裁に承りたいのですが、最近公務員の給料が民間の皆さんの賃金に比べて非常に高い、いわば役人天国だという数々の新聞記事あるいは総合誌等に載っている記事がございまして、インフレ被害者というのは大体サラリーマンですけれども、何かそのインフレ被害者同士をけんかさせるがごとき記事がたくさん載るわけでありまして。

そこで、この問題を論じますと時間が大変かかります。かけてやるつもりでおりますけれども、きょうは寒冷地の問題を主題にしたいわけでありまして、前座の意味で少し承っておきたいわけでありまして。

総務長官は、公務員の給料が高い、こうお考えかどうか。世の中が景気がよ過ぎまして、高校卒の女性が建設会社へ勤めたら、わずか一カ年しか勤めていないんだが、二十七万円のボーナスをもったなんていうたくさんの方がある。私も幾つも持っていますが、この時代には不思議に公務員は気の毒だという意見が出てくる。まして六カ月近くも人事院勧告をふん延ばされた時点なんというのは、政治の壁が厚くて公務員が気の毒だという意見が載ったりする。ところが、不況だとか何とかというところになりまして、途端に役人天国という話が出てくる。非常に大きな世論の矛盾がここにあるわけですね。非常に、今回の人事院勧告で公務員の平均賃金というのはどのくらいになったのかという点と、公務員と民間と官民比較をやっている人事院でありますから、官民比較でわざわざ民間より高くなったはずはないわけでありまして、その辺で一体総務長官は高いとお考えなのかどうか。給与担当の大臣でありますから、新聞あるいは総合誌その他が論ずる役人天国なるものに敏感でなければならぬ。まず、どう

お考えなのか承りたい。

○植木国務大臣 公務員の給与につきましては、国家公務員の一般職につきましては、人事院勧告を尊重して実施いたしておりますし、また地方公務員につきましては、それぞれの地方自治団体の人事委員会の勧告に基づいて行われているわけでございます。その際に、民間との給与というものを調査いたしまして、均衡のとれたものを、国家公務員におきまして、地方公務員におきましても実施をしておりますと承知していただきたいと思います。

したがって、企業の業種あるいは規模等々の比較をいたしますと、いろいろな意見が出てくるかとも思いますが、私としては、ただいま申し上げましたように、それぞれ人事院の勧告、人事委員会の勧告に沿って決められているわけでございますから、妥当なものであると考えているのでございます。

○大出委員 人事院総裁に承りたいのですが、いま公務員の平均賃金は幾らになりますか。

○藤井（貞）政府委員 昨年勧告をいたしました時点におきまして平均は、十三万六千二百三十五円でございます。

○大出委員 それは年齢何歳になりますか。

○茨木政府委員 三十九歳あたりでございます。

○大出委員 官民比較をおやりになったわけでありまして、民間の昨年の春闘、つまり五月の賃金台帳を中心として、平均幾らになりますか。対象業種で結構でございます。教員、看護婦を抜いたというわけではなくて、今回の比較は行政（一）表比較でありますから、その対象民間企業の平均賃金は幾らでございますか、年齢もあわせて御説明願いたい。——おわかりにならないければ、時間がもったいないので後からお答えいただけます。

ところで人事院は、この民間比較を長年やってきているわけでありまして、私も、この委員会を担当いたしました足かけ十二年でありますけれども、その間、皆さんのおつき合いをされているわけ

であります。一体、民間と比べてどういうことになっているのかという、これはできれば総裁にお答えいただきたいのです。

○藤井（貞）政府委員 大出委員大変お詳しいように、人事院の勧告というのは、民間の給与との均衡ということをとってまいりました。それと、民間の給与ベースというものを調べて、それとの比較の上においてその後追いをするという形でやってまいっております。このことは、従来とも方針としては変わらないうてきておることでございます。われわれといたしましては、民間に比較して公務員が高いという考え方は持っておりません。

○大出委員 ところで、この退職金でございますけれども、私も足かけ四年がかりで大変苦労して、調査そのものは人事院でございましたが、これははじまりましたのは総務府の統計局でありますけれども、結果的に民間が高いということで後を追いかけて、完全ではありませんが、ようやく退職金の引き上げをしたわけでありまして、これは暫定措置の法律でありますから、十年はうり投げられていたわけでありまして、変えたわけでありまして、退職金それ自体について民間との比較、どういふふうにお考えでありますか。——それもひとつ数字で、どういふことになっているのかという点を、先ほどの民間給与を含めまして後ほどお出しをいただきたいのであります。時間ももったいないわけでありまして、御即答いただけないければ先に延ばします。

ところで総務府、人事院ともに、地方公務員と国家公務員の賃金の較差というものをどういふふうにおとらえになっておりますか。地方人事委員会も所管なさる皆さんでございますから、その辺のことがおわかりにならぬはずはない。もし仮に、地方公務員と国家公務員との、これは指定都市あるいはその他の都市、いろいろございまして、けれども、資料がございましたらいただきたいのですが、とりあえず、国家公務員、地方公務員の関係は、賃金の較差があるとすればどういふことになって

いるのか、ひとつ趨勢なり概況なり、資料をお持ちであれば詳しく御説明いただきたい。

○茨木政府委員 先ほど御質問ありました点にお答え申し上げます。

まず一つは、民間の賃金の問題でございますが、これは官民比較の際に、比較職種の中で、同一年齢のところのものを抜いて、こちらの公務員の構造の中に、人数分のところに入れてまいりますので、それから、民間全体としての平均年齢なり、平均額というものは、あの際には出しておらないわけでございます。

それから退職手当の問題につきましては、数年前、退職手当法改正の際の基礎資料として、その当時、民間の実態を調査いたしましたものでございませう。その後の状況は、退職されました方についての追跡調査的なものを、いま五カ年計画でやっておりますが、それ以外のものは、いま実態の断面的な調査としましては新しいものはございませう。

それから地方団体との関係でございますが、私の方では、直接数字的なものとして、国と地方との比較は実施いたしてございませんで、自治省の方でやりになっているものをお聞きしている程度でございます。

○大出委員 国家公務員の給与を所管する皆さん、自治省の方も、これまた地方公務員を所管するが国家公務員を所管しているわけではない。ところが自治省の方がしきりに、国家公務員とこれこれの差がある、こう言う。国家公務員とこれを所管する皆さんの方は、地方公務員の関係については何ら資料もなければ調べてもない、これはいぶん片手落ちな話であります。自治省は、国家公務員の給与を所管しているのじゃないんだが、そっちがしきりに高い高いと、こう言う。言われる人事院の方は、これは所管が違ふから何もやらない、そんならばうな話はないじゃないですか。これは総理府総務長官どうですか。

○秋富政府委員 これは先生御高承のとおり、地方公務員の給与に関する指導といたしましては自治省がいたしております。ことしの一月二十日、自治省の発表いたしました地方公務員の給与実態調査、これを国家公務員と比較いたしました数字、これが一番最近のものでございしますが、と申しましても四十九年四月一日現在でございしますが、これを申し上げますと、国を一〇〇とした場合、都道府県が一〇・一でございします。指定都市が一六・二、その他の市が一・一・四、町村が九六・六というものが、現在私たちの把握いたしております数字でございします。

○大出委員 それがいさしいあなたにはなぜ言えるのですか。あなた所管外じゃないの。いま所管外だと言ったじゃないですか。いまあなたが読んだ上げたのは、自治省の調査で、あなたが調べたのじゃないでしよう。あなたが調べたものじゃないの、何が正しいの。ふざけたことを言っちゃいけない。それであなたは、正しい根拠を出してください。自治省調査を取り上げてこれが正しい、何を言っているんだ、あなた。人事院自体が地方公務員との給与の較差を調べてないと言っている。われわれは国家公務員しか所管してないと言っている。あなたは国家公務員しか所管してないでしよう。冗談言っちゃいけませんよ。そんなものは、ぼくの方が詳しく持っている。

比較方式に、まずこれはフィッシャー、パーシェとあるけれども、ラスパイルズをとっている。それでしよ。あなた、それすら言わねじやないですか。比較方式は一体何によるかというのを明確に統計というのには三つも四つも方式があるんだから、まず何によるかから言わなければ話がわからぬじゃないですか、それでしよ、あなたは認めておられるからいいけれども。

昭和三十八年七月一日、国を二〇〇とすると都道府県が一〇七・九、指定都市が一三四・二、その他の市が一〇八・三、町村が八七・二。これは毎年やっているんじゃないんで、昭和四十三年四月一日、国が一〇〇、都道府県が一〇八・一、指定都市が一二四・〇、市が一〇七・九、町村が八

九・四。昭和四十八年四月一日、国が一〇〇、都道府県が一〇・一、指定都市が一六・二、市が一・一・四、町村が九六・六。いまあなたが言ったのは、昭和四十九年四月一日、国が一〇〇、都道府県が一・一・三、指定都市が一六・一、市が一・三・八、町村が九六・二、こうなっているんですよ。あなたが四十九年だけ取り上げてただめなんだ。

自治省の調査でも、指定都市の例を見ると、三十八年七月には国の一〇〇に対して一三四・二もあつた。ところが、三十八年から四十三年までの五カ年間、実は三十八年当時、いまの給与課長等がまだおいでにならぬ時代に、国家公務員の給与より地方公務員の方が高いというので、一遍に切るのちやうちんという騒ぎが起こつた。その根拠はどうなんだという追及を、私はわざわざ地方行政委員会に行つて、柴田氏が財政局長のとときにさんざんやり合つた。理由があつたやうなっているんじゃないか、東京の例だつて、地方労働委員会の裁定まで出ているんだ、そういう例を挙げて物を言つて、一概にそれはできぬ、だから、反論がないんら自今高い高いとおっしゃるな。反論がないから言い切つて帰つてきた。そういう時代もある。

しかし、努力をしなければいぬのだから、四十三年四月に、指定都市が三十八年の一三四・二が一二四・〇に落ちて、一〇・二%から低くなつてゐる。それから四十八年の四月、これが一六・二、四十三年には一二四・〇なんだが一六・二に落ちてゐる。四十九年四月、さらにこれが落ちて一六・一になつてゐる。昭和三十八年は一三四・二あつた。四十九年に一六・一になつてゐる。それでしよ。あなた、何にも調べておらぬで大きなことを言つてはいけませんよ。国の人事局長で何やつてゐるんだ。

ところで問題は、地方公務員を所管する自治省が、一生懸命国家公務員と比べて高い高いと言われている。逆に言えば国家公務員は安い安いと言われている。そんなに安いのか、国家公務員は困

るんだ。そうなら、自治省が一生懸命皆さんの方々を向いて、国家公務員に比べて地方は高くなつてゐる、高くなつてゐる、こう言うんだから、君たちの方で調べてもおかしくないじゃないですか。国家公務員の賃金というのは、自治省の所管じゃないんだ。われわれは国家公務員の賃金の所管だから、地方公務員のことは知らないと言ふのなら、同じ理屈なら自治省だつて同じことを言える、地方公務員しか所管していないんだから。それでしよ。

そこで、自治省に承りたいが、その前に人事院や総理府は、一体この高い高いという自治省が持つてきた数字だけながめていれればいいということになるのかならないのか、承つておきたい。

○茨木政府委員 人事院といたしましては、いろいろ地方の方で高い高いと言われておりますが、それがどういふやうなことでなつてゐるのかという点については、こちらの方なりにいろいろ検討はいたしております。また、いろいろの交流人事の関係から見ましたもの等についても、いろいろ資料を集めておりますけれども、一番基礎になりますのは、例年夏の時期に行われます官民給与との比較に基づきますものでございします。それについては、今後まだなお改善すべき点があるかどうかという点について絶えず研究をいたしておるところでございます。

○大出委員 これは次回までいいですけれども、皆さんの方だつて、天下りのみならず天上がりという問題だつて取り上げて一昨年方式を決めてゐるわけだから、さつきも問題にした退職手当だつて、一昨年改正をしたわけだから、そこらところが一昨年、民間に比べてどうなのか、地方公務員に比べてどうなのかという点について、国家公務員賃金を所管する皆さんが、やはり責任ある調査結果を持つていなければならぬはずですよ。

そんなに地方公務員が高過ぎるなら、ゆえなくして高いのなら、これは国家公務員を所管する皆さんの責任です、同じ公務員と名がついてゐるんだから。それでしよ。だから、私にひとつ皆さん

の見解をお出しいただきたい。次回までに、よろしくご意見を下さい。

○藤尾委員長 よろしくご意見を下さい。

○大出委員 総裁がよろしいと頭をお下げになったから、それは結構です。

ところで、地方公務員について、きょうは公務員部長お見えにならぬし、財政局長おいでにならぬ。自治省の松浦財政局長が、現場の職員のところまで出かけていって、やれ調べる、高い数字を出して、これをぶった切らんとて後ろから督戦しているんだから、とんでもない財政局長がいたものだと思ふんだけれども、その元凶の松浦君も出てこないから、この次はひとつ出てきてください。そう言っておいてください。

そこで、給与担当課長がお見えになっているから承りたいのですが、今回、皆さんがしきりに地方公務員が高い高いと、こうおっしゃる。ところが、根拠というものを一切お示しにならぬ。いま私が取り上げた、ラ・バイレスに基づく地方公共団体区分別の給与比較(一般行政職)自治省調査、三十八年七月、四十三年四月、四十八年四月、四十九年四月、これだけ私の手元にある。ところが、この中身というものは一切まだ出ていない。自治省の地方公務員給与実態調査によるものであるというだけのこと。地方公務員給与実態調査という中身があるんだならば、それを出してくれて物を言わなければ、数字だけ出して新聞に発表して大きなことを言ったって、こっちは迷惑だ。大体同じスタンダードポイントで、同じ土俵で物を比較しなければ比較にならない。比較をしようとする対象が違えば比較にならない。このラ・バイレスで出している対象とは一体どういうものなのか。国家公務員の例をとって、指定職というものは、皆これ抜いて入ってこない例が多い。三公社五現業だって、公労法適用者以外というのはみんな抜いてある。高いところはみんなないんだから比較にはならぬ。

ところで、具体的例を挙げないとあなたの方では答弁に困ると思うから申し上げるけれども、今

回四大都市、つまり横浜、川崎などの革新市政と言われる四つの都市、これはワーストフォーだと言う、給与は高いと言う。一体何を根拠に、この四大都市をワーストフォーだとあなたの方おっしゃるか、説明していただきたい。

○金子説明員 私どもの方から、四大都市につきまして別にワーストフォーというようにことを申し上げた覚えはございません。

○大出委員 それじゃ、新聞が勝手に書いたことになる。あなたの方、自治省がそう言っていること書いているんだから。ちゃんとここに。市財政はワーストフォー。あなたの方の方がそういうことを言ったんじゃないと言わなければ、こういうことを書かれちゃ困ると言わなければいけません。どうなんですか。

○金子説明員 新聞の判断につきまして、私どもの方で一つ一つとやかく言う筋合いではないと思

います。

○大出委員 そんな無責任なことはありませんよ。新聞が自治省の意と全く違うことを、自治省がそう言っていると言ったら、新聞というのは天下の億の国民が見るんだから、自治省はそういうことを言った覚えはないとなぜ言わないのですか。あなたの方、公的機関、国でしよう。冗談じゃないですよ。(発言する者あり)いまイレギュラー発言があったけれども、心の中ではそう思っているにあらわるなということがある。そうすると、このワーストフォーというのを考えたことがない、言ったことがないというならば、この席上ではつきり、そういうことはいい切れるんですな。

○金子説明員 私どものほうで、ラ・バイレス指数につきましては各団体に通知をしております。それから、さらに、その積算の根拠となる基礎数値につきましては、四十九年度においては各団体が持つておるところでございます。その他計算に必要な算式、それから基礎の資料となります国家公務員の給与実態調査の結果、これにつきまして

は短大卒とみなさなければおかしい。だからそう見ている。これは争いがあるかもしれないが、横浜の特殊な学校だ。それだけの教育課程を持つていて、ここを卒業しているのが四百一名いる。合計千七百六十五名格づけが上がつている。上がったものが出ていけば、皆さんが旧来のやつで計算すれば指数だけしか出ていないのだから差が出てくるのはあたりまえだ。つまり、これは一つの比較対照の対象の違いを申し上げている。そういうものを一切ぶんどけておいて、うその報告したのへったくれの、迷惑な話です。市といえども公的機関だ。行政機関です。市民に対する責任を持っている。そういう無責任なことでワーストフォーだ、へったくれだと言われたって、ただじゃおけない。

○大出委員 えらいまたあなたの方逃げるね。いままでは、たとえば大出俊なら大出俊という男が横浜市におれば、何年に入つてどういうふうにながつてどうなったかというものを、これは大出俊ですと、こう出す。全部出せと言うので出した。それだけのことなんですよ。判断はあなたの方の方がやる。そうでしょう。ことしのその方式は違うんだ。あなたの方は指数で出していると言っている。指数で出した。出したらごまかした、こう言う。冗談言っちゃいけませんよ。出せと言わなければ言われたとおりに出している。計算の基礎が違えば判断が違

うのはあたりまえ。

次に、例を挙げておきますので資料をいただきたい。自治体は夜間大学へ行っている職員が大学を卒業すれば、すぐ格づけして表へ出す。国家公務員だってやっている。だがしかし、これが比較の面はどういうふうに入ってくるかという点は全く不明確。市が出したら、出したものをあなたの方はそのとおりとていつて、この人が夜間大学に行つてこうなったというとはみんな抜けている。横浜市の例をとると夜間大学、大変な数なんです。たとえば四十七年三月、市の職員で八百三十三人卒業している。四十八年三月、五十二名。四十九年三月、五十八名。千三百六十四名もいる。二万ばかりの職員の中なんだから、千三百六十四名というのが大学卒業した資格でほんと上がれば違うのはあたりまえだ。

また一例を挙げれば、横浜には港高校専攻科というのがある。ここの教育課程からいくと、これ

は短大卒とみなさなければおかしい。だからそう見ている。これは争いがあるかもしれないが、横浜の特殊な学校だ。それだけの教育課程を持つていて、ここを卒業しているのが四百一名いる。合計千七百六十五名格づけが上がつている。上がったものが出ていけば、皆さんが旧来のやつで計算すれば指数だけしか出ていないのだから差が出てくるのはあたりまえだ。つまり、これは一つの比較対照の対象の違いを申し上げている。そういうものを一切ぶんどけておいて、うその報告したのへったくれの、迷惑な話です。市といえども公的機関だ。行政機関です。市民に対する責任を持っている。そういう無責任なことでワーストフォーだ、へったくれだと言われたって、ただじゃおけない。

さっき読み上げたように、おたくの調査だって、問題になった三十八年、私は地方行政委員会に行つて質問したことがある。あなたの方は、そのとき答弁できなかったでしょう。できなかったら、これから先高いのどの言うなというのを私は言つたんだ。当時の財政局長は柴田さんだ。これだけ見たって、指定都市は一三四・二というのが三十八年から一四四・〇に下がって、四十八年は一六・二に下がった。さらにそれが、四十九年には一六・一落ちて一六・一になっている。苦心惨たんして、みんな組合とけんかをしながら退職勧奨をやつて強引にやめさせているんだ。そのため

のストライキまで起こるといふ騒ぎだ。頭のいい市長なら国家公務員よりちょっとはよい給料を払うようにしておかなければ、同じ公務員になるなら、同じ給料なら国家公務員になりますよ。人が集まりはしない。

ところで、いかにどうもワーストフォーだって、革新市長のところばかりあなたの方挙げるけれども、そうでないところだってみんな高いんだ。おたくの調査によつても、国を一〇〇とした場合に、四十九年の例を挙げて、横浜市が一八・三、大阪市が一二・〇・九、川崎市が一九・〇、東京都

は短大卒とみなさなければおかしい。だからそう見ている。これは争いがあるかもしれないが、横浜の特殊な学校だ。それだけの教育課程を持つていて、ここを卒業しているのが四百一名いる。合計千七百六十五名格づけが上がつている。上がったものが出ていけば、皆さんが旧来のやつで計算すれば指数だけしか出ていないのだから差が出てくるのはあたりまえだ。つまり、これは一つの比較対照の対象の違いを申し上げている。そういうものを一切ぶんどけておいて、うその報告したのへったくれの、迷惑な話です。市といえども公的機関だ。行政機関です。市民に対する責任を持っている。そういう無責任なことでワーストフォーだ、へったくれだと言われたって、ただじゃおけない。

が一八・三、名古屋が一一・八・一、神戸が一六・八、こう並んでいて、厚木は二六・一ある。はるかに高いじゃないですか。大和一二・八、はるかに高い。平塚二五・〇、横須賀一七・六、相模原二一・六、横浜は一八・三なんだ。周辺の厚木にしても大和にしても平塚にしても、これに高いじゃないですか。これはおたくの調査だ。冗談じゃないです。ここに市職員一人当たり人口比較もあるけれども、ちつとも高くない。ここに四十八年の五大都市の決算状況がある。決算状況に基づく人件費比率を見たって、市の歳入に対する人件費比率、これを比べて横濱は二二・九だ。名古屋の方が高い。二三・二ある。京都の方がまだ高い、二五・六。大阪は二一・三。何も横濱だけがワーストになることは一つもないじゃないですか。地方都市に行けば、もっと人件費は高いんだ。たくさんある。四十八年の財政構造比較もここにあるけれども、一つも悪くはない。一体何を比較材料にしているのか。

新聞というものは、世の中の皆さんがみんな見るんだから、あなたの方が高い、高いと言わなければ、このラスパイルズの基礎になっている、国との本当に比較対照できる、その同じ土俵の上で比較できるのかどうかという、あなたの方の比較した資料そのものを出してもらわなければならぬじゃないですか。結論の数字だけ並べて悪いと言われないで、年々一生懸命減らしてきて、文句を言われながら苦労しているんです。一三四・二のものが一六・二になっている。それでしよう。

きょうは、さっき申し上げましたように、公務員部長もおられぬようだし、財政局長もいないから改めて承りますが、どうもあなたの方の的確な御答弁がないのだが、担当の課長さんだから詳しくはでございませうから、だからひとつ、私どもが納得できるような、高いとおっしゃるのなら、どういう比較構成でどうして高いのか。年齢、学歴、みんなございませう。勤続年数もございませう。

その上でどういうふうな高いのかという点をお示しいただかねと、これは国会でございませう。私は、何も横濱市のみならず国に議席を持っているわけですから、対国民という意味で責任があるんだから、その資料をいただきたい、いかがですか。

また御説明いただきたい、いかがでございませうか。

○金子説明員 最初に、四十九年度においては指数のみを提出されたというふうな言われておりますが、この点は事実と違ふかと思ひます。四十八年度においては、個票調査をいたしておりますが、四十九年度におきましては、市で集計をいたしました実数をもっております。この実数に基づきまして、一方は国家公務員給与実態調査の結果を使つてラスパイルズ指数の積算基礎にいたしております。なお、この結果につきましては、別にパーシエの算式によるもの、さらにフィッシャーの算式によるものも算式としてとりまして、私ども、これらの数字によりまして、ラスパイルズ指数の結果をチェックいたしております。

それから、先ほども申し上げましたように、ラスパイルズ指数が高いということだけで、私も直ちに是非を云々するということはいたしておりません。高いということにつきましては、給与制度等その運用に問題があるところが多い。したがって、先ほど申し上げましたように、制度と運用について再検討して、正すべきものについては正してもらいたい、このように言つておるわけです。

それからさらに、比較対象を明確に示せということでございますが、比較対象となる数字につきましては、年々公表いたしております。少なくとも都道府県、政令市につきましては、分厚い給与実態調査結果として刊行し、さらに当該団体に送付をいたしております。さらに、国家公務員給与実態調査の結果も、これも公表されておまして、そのうちラスパイルズ指数の算定に必要な調査につきましては、全団体に對して通知をいたしております。

なお、ラスパイルズ指数でございませうが、これ

の算出につきましては、現在国において行つていものと同じような方法で職種別に学歴別、経験年数別の区別をいたしまして、これに基づきましてラスパイルズ指数の算出をいたしております。

○大出委員 あなたは、いまラスパイルズ指数がこう出たからといって、だから高いと言つていわけじゃないと言ふのだから、そうするとこの新聞記事は、ラスパイルズ指数が高くなったから高いと言つていふのだから、ワーストフォードと言ふのだから、だからこれは、あなたが言う意味からすれば、この新聞が書いたことが間違ひだということになる。

それじゃ、時間がありませんから次に移ります。あなたがいまおっしゃつた数字だけじゃ困るの、ひとつあなたの方で、あなたでも結構ですけども、どうしてこういうことになっているのかという点を、私は幾つか挙げましたが、そこを、たとえば大学卒なら大学卒、港高卒卒を短大卒の資格で入れていふ、あなた方は一体それはどう見ているのかという点等について、一遍御説明いただきたい。あわせて資料をいただければ、私も全くの素人じゃないのだから、資料を見ればわかるのですから、その上で次回に議論します。いまのところは、指数がこう出たから、だから高いと言つていふわけじゃないと言ふのだから、その限りで時間の関係がございませうから次に移ります。御苦勞さまでした。

時間がございますから、寒冷地給につきまして幾つか承つていきたいのでありますけれども、百分の八十五というのが旧寒冷地手当の計算の基礎でございませう。これにはそれなりのいろいろないきさつがございませうが、昭和二十四年に、この法律ができたときに百分の八十五になっていたはずであります。これを、四十三年だと思ひましたが、寒冷地手当が二十万円にもなつてしまつて、それでいて、こういうような理屈が當時つきまして、現行のようになつたわけですね。当時の基礎は、

たしか国家公務員北海道在勤等を中心にして平均給与を考えた場合に、五等級の十三号、六万六千円、扶養手当がたしか平均で千円、こういうことでプラス千円で六万七千円ということになつたのだと思ふのですが、そういう歴史があるわけですね。

そこで、百分の八十五という、昭和二十四年にこの法律ができたときの基礎になつていふ数字、これはどういふ根拠、どういふ理由でこういふことになつたのか。當時はブレイン・フーバー氏が総司令部にいらつたころでありまして、キレン氏などがまだおつた時代、ホイットニー氏がおつた時代、ソルターという当時専門的な係長さんもおいでになつた時代であります。私も当時総司令部に日参をして、さんざん交渉した経験を持っておりますけれども、まだ石炭手当がでない、いにしえからであります。石炭手当を津軽海峡を渡したくない、という総司令部の意向、これをその後何とか説得して、薪炭手当を青森県を中心につくつた長い歴史がありますが、この百分の八十五という根拠、詳細に説明いただきたい。いかがでございませうか。

○茨木政府委員 当時の資料等をいろいろ秤量してみまして検討いたしておりますが、どうもまとまつたものは人事院の当時、二十八年ころにまとめたものが一番まとまつていふようでございますが、それを見ても、その辺の詳しい率が出てまいりました根拠は明確にはありません。ただ、当時の経過を見ますと、やはり当時地域によりまして、支給月が九月から始まるもの、十月から始まるものというふうなふうないろいろ相違もございまして、いろいろなところからそういうものが出てまいつたのではなからうかと思ひます。逆算的に推理をするわけでございますけれども、そういうことですと、一番大きなのは、やはり寒冷地等もございませうが、その寒冷地の期間が一番大きく物を言うておるうちに私どもとしては見ております。年間やはり暖房を要します期間が、大体これに比例しまして二〇、四〇、六〇、八〇というふうな率が出てまいり、それがもう一

つ五%ずつ上がつていった、大体こういうような経緯である、それが一番大きな原因じゃないかろうか、そのように推察をいたしております。

○大出委員 いろいろなところから出てきたのだ、こうおっしゃるのですけれども、まず、いろいろなところから出てきたのですけれども、どんなところから出てきたのですか。

○茨木政府委員 結局そうなりますと、寒冷地帯におきます生計費の問題がそれに入ってくるのだということです。いろいろずつと各国会における速記録等も読んでおきますと、そこに入りまの、燃料費でございませうか、それから食料費関係、被服費関係、それから住宅費関係、それから雪おろしの費用でございませうか、雪の運搬費でございませうかというような意味の雑費でございませう、そういうようなものがいろいろ入っているようにございませう。

○大出委員 これは住宅、燃料あるいは被服あるいは雪おろし、つまり東京の生活と比べて大変に生活条件が違うということですね。そこらが計算をされて百分の八十五、そう考えていいわけですか。

○藤井(真)政府委員 当時、私は直接に担当いたしておったわけではございませうが、関係のある仕事にも携わらしておりました関係で、多少のことは記憶にあるわけではございませうが、最初、この寒冷地手当というのは、議員立法で二十四年にできたと思うのですが、そのときには当初、百分の二十の四カ月分以内ということで、百分の八十以内ということで定められておったと思います。それが支給額の限度についても、人事院が改正の勧告をするという権限が付与されることに相なりまして、その改正がございまして、寒冷地の方から、最高限度八十では非常にこれは低い、百にすべきじゃないかという運動が非常に熾烈に展開されておったということを記憶いたしております。そういうことも背景にございまして、実は八十五というのは、国会修正が行われて五%アップということになったと記憶いたしております。

たしております。

ただ、その際には、いま申しした百にすべきだというような背景もございまして、やはりそれのもっともではないか、物価も上昇しているのだし、また防寒、防雪経費が増高しているということもあるから、やはりその点は十分しんしゃくをして上げるべきだということでは八五%に修正されたというところで、その間、非常に細かいいろいろな合理的なデータその他が具備されて修正されたものではないというふうに私は記憶いたしております。

○大出委員 そこで、二つに分けて聞きますが、当時千葉信さんが参議院においでになって、これは北海道の出身で、人事委員長等をおやりになった。衆議院の側は、最後の人事委員長は、きょうおいでになりませんが、受田新吉さんでございませう。私は当時、官公労の事務局長をやっておりました。北海道の笹川さんという方な人がおいでになって、参考人として、しゃべらぬという問題までありまして、そこに総司令官が介在するという非常に複雑な時期でございました。

そこで、いまおっしゃる百分の八十と八十五の話が出たんですが、八十までは、先ほど沢木さん説明なさいましたが、論拠があるように聞かざる。残りの八十五というのは、百にしろというのを、そういう見方もあるけれどもということでは、国会修正で八十五に五%増した。これには確たる根拠がないといふ総裁がお答えになりました。八十まではどうやら確たる根拠があるが、さて残りの五については確たる根拠がない、こういうわけでありませう。それはそれで歴史ですから、私がここで過去のいきさつを述べると長くなりますから省略いたしますが、皆さんの言うことを前提にいたします。

さてそこで、四十三年にこれを百分の四十五と百分の四十に分けた。いわく定率、定額に分けた。これは、どういふいきさつでございませうか。

○茨木政府委員 先ほど寒冷生計費というふうな言葉を使いましたが、結局、寒冷増高費をどう見ていくかという問題でございませうので、したがって、各人の職務なり給与に必ずしも比例しない部分がどうしても大部分を占めるというふうなものではございませう。多少給与差なり生活の程度によつていろいろ差があるというものも出てまいりますけれども。

そこで、どうも当初のいきさつを見てみますと、約三分の二程度のものがそういう固定的な感じであつて、石炭手当とかいうふうなことで出ておつたという経緯があつて、その他のものが給与比例的なものであつたやうでございませう。

御案内のように、だんだん給与改定が行われてまいりまして、俸給が上がるにつれて、いまの八五%以内のそれぞれの率でございませう。定率部分の方がだんだん大きくなってまいりませう。そんなことから俸給比例部分の方が三分の二を占めるというふうなことが変わつてまいりましたわけでありませう。当時、給与の等級別に見ますというのと、俸給比例部分が余り大きくなり過ぎていたのではないかとというやうな問題もからんでまいりまして、そこで当時、約四〇%程度のものを定額に直すというところで四〇%と四十五、四十五%以下の部分が残りました、四〇%相当部分が定額に置きかえられていった、そういうふうないきさつであるというふうに思つております。

○大出委員 さつきもあなは、いろいろなところからこの八十五の根拠が出てくるんだというお話で、その中で北海道の生活様式に於いて燃料費であるとか、あるいは住宅設備であるとか、あるいは雪おろしであるとか、あるいは食料費であるとか、たくさんお挙げになった。それが八十五の根拠だ。総裁の方からは、五%切つて、八十までの根拠をおっしゃつて、五%は余り根拠がないと云う。だが、給与局長が言われる根拠があるといふれば、それを百分の四十五を定率にして百分の四十を定額にしたという理由が、いまの説明では納得できない。もう一遍お答えいただきたい。先ほどの御答弁との関連はどうなるのかを伺いたい。北海道の生活様式が変わつたわけじゃない。寒冷増高費というのをいま冒頭におっしゃつたけれど、何と何と何がどこに入つて、どういふふうに出るのか、はつきりしていただきたい。

○茨木政府委員 当初の経緯を先ほど聞かれましたので、当初の経緯の中には、そういういろいろなものがあつて、そうしてそういうものが出てまいりたというふうな推定はございませうというふうに出したわけではございませうが、そこで、四十三年当時の吟味の過程では、その当時のものを、それぞれ個々の要素に分類いたしましてどういふなっているというやうなことではなくして、加算額と基準額と全体を見まして、その当時の民間の状況、それから公務員部内の等級間の職員間の問題、こ

ういふものを検討されて、主として後者の公務員部内の相互関係というやうなものに重点があつてそういう改正が行われたやうでございませう。

そこで、先ほど先生がおっしゃられましたやうな五等級の十三号俸というやうな考え方、当時の北海道の職員の分布から出てまいりまして、上がある者と下がある者が出てまいりませう。その当時の北海道の職員の平均給を基準として、それより上る者は下がつてまいり、それから下の者は上がつてくるというやうなふうな定額の方に置きかえていったという経緯であるやうであります。

○大出委員 ちょっとおかしいことをおっしゃるのだけれども、この法律制定の当初に当たつての百分の八十五の歴史的な理由というお話だったからあ答えたが、四十三年改正は、個々の要素ということもあつたが、二つに分けて、公務員部内の相互関係だ。だが、この法律をつくつた趣旨に基づき、雪が滑り落ちるやうにうちを建てなければならぬ、あるいは被服だって寒いからよけい着なければならぬ、食料だってそうだ、燃料は当然要する、つまり生活様式の相違というものが非常に大きなウェイト、そののみがウェイト

ですよ。それをいまの答弁の結論は、主として公務員部内の相互関係ということで分けた、こうおっしゃる。

それじゃ人事院が、この法律ができたときの趣旨は趣旨としてたな上げして、どうも給料が上がつてきて百分の八十五じゃ、比率が八十五だからそのとおり上がっていくのだから高くなり過ぎる、政府にすれば金がよけいかり過ぎるといふようなことで、公務員部内の相互関係ということにすりかえて分けてしまった、この法律の立法の趣旨にそぐわないことを人事院がおやりになつた、こういうことになりませんが、そういうことですか。

○藤井(真)政府委員 多少言葉の言い回しの点で誤解があるかと思いますが、こういうことだと思えます。

初めこの寒冷地手当というのは、御承知のように寒冷地増高費を賄うために設けられたものでございまして、そのためにはどのくらいがいいのかという点については、最初この八十の線が出てまいりましたときには、人事院といたしましてかなり詳細な、いま局長申し上げましたような衣服あるいは雪おろしとかその他食物のロスの関係とか、いろいろな面にわたって細い調査を積み上げまして、それから大体こういうことで妥当ではないかということで、始めました際には、最高限度は八十ということにいたしましたものだと思います。その後、毎年ベースアップというものがございまして、全体としての寒冷地手当というものの額も上がつてまいるといふ事態が出てまいりました。そこでその都度、毎年というわけにはまいりませんが、その都度後を追いかけて、それで果たしてその増高費をカバーできておるかということ、これは非常に手間暇もかかり、経費もかかることでもございまして、毎年になつてそれはいやっております。

ただ、本来できまして趣旨から申して、全体として寒冷地手当というものが毎年上がっていくと

いうところとにらみ合わせた場合に、寒冷地増高費というものは十分賄えておるのではないかと判断に立ちまして推移をしておつたものだと思います。

ただ、その後ベースアップの点からいまして、定率分が大変な影響を受けてまいるといふことで、俸給の高い人が非常に額が多くなつてくるという点になりますと、そもそも本来的には、この寒冷地手当というものは生活給的なものでございまして、その点余りかけ離れてしまつていくこともいかにあつたかといふことで、その点を考慮いたしまして、給与の低い者にもある程度のものは行くようにしなければならぬ、余り給与の高い者について多額のものが寒冷地手当の名前において出ることはいかにあつたかといふような配慮、いま局長が申した公務員部内の問題といふのは、そういう意味でございしますが、そういうところから定率、定額という考え方が出てまいつたという点だと思ひます。

○大出委員 だんだん聞いていきますと、皆さんが苦しい答弁になるのです、皆さんおいでにならぬ前の話だから。滝本さんが給与局長で尾崎さんが給与課長で入つてこられたところは三課長、研究課長ですか、そのころには、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当ができていたんですから。薪炭といふのは一体何ですかという議論だったんですから。炭とまきでございまして、積雪の深度、風速なんか計算するんですよ、そういう答弁。宝珠山さんが係長で彼が一番詳しくかつた時代ですよ。だから、国会というなかなか理屈がわからぬ方がたくさんある中で通つたわけですから、いまそれを理屈づけようとしても無理な話で、これは何も定額、定率に分けなかつた下の方までずつと上がつておる。平均給与五等級十三号という公務員の管理職だ、こうなつてくるんだけれども、平均給与なんだから、当時このくらいであつたかと算定したのだから、それ以下の人がそこまで上がつていくのはあたりまえだ。

そこで、なぜ私がこの問題を取り上げるかとい

うと、四十五と四十というふうに分けたんだが、定率百分の四十五と定額百分の四十としたんだが、この四十というのは、五等級の十三号の方々が六万六千円だったから、これに扶養手当千円で六万七千円、その百分の四十ということにすれば、二万六千八百円という金額になるということに定額で固定した。そうでしょう。四十三年から今日まで百分の四十ですから、定額で動かないのだから、内地五級がそのままだから。そうしますと、ここでもまた給与がどんどん上がるからといふことで、百分の四十五でも、これまた高くなつてきたから、もう一遍、四十三年の議論を人事院が持ち出そうといふふうに出てくる。だから聞いている。そこはどうかどうなんですか。もう一遍そういう考えがあるんですか。

○藤井(真)政府委員 ただいまのところは、そういう考え方は私には持っておりません。

○大出委員 ただいまのところは、こう逃げる言葉が一つ入っているから、なかなか総裁用心深いと思つて感心しているんですが、ただいまといふと、これはいまになるんですが、いまは持つてない。持つてないものが私の耳に入ることはない。持つてないけれども、まあ表向きはないとおっしゃったんだから歯どめにはなるでしょう。時間がありまけんから持つてないということにいたしました。持つてないといふことでは、この問題はこれ以上進みませんので……。

そこで問題は、当時の五等級十三号の方々の俸給といふのは、いま幾らになつておるんですか。

○茨木政府委員 現在十四万五千九百円でございします。

○大出委員 四十九年で五等級の十三号というのは、十四万五千九百円、この扶養手当が三千九百六十一円。当時は千円だった。そうすると、合計十四万九千八百六十一円である。ということになりますと、四十三年当時の五等級六万六千円プラス扶養手当千円が、いまやまさに十四万九千八百六十一円になつた。

だがしかし、ここで制度的に今回勧告が出され

ている中では、北海道甲地、本俸プラス扶養手当掛ける百分の四十五プラス二万六千八百円、プラス今回加算額が六万二三百円。加算額というのは、これは灯油が上がつたといふことで、簡単に言つてしまえば、そうすると、北海道の乙地、同様に百分の四十五プラス二万六千八百円プラス四万九千二百円。同様に北海道の丙地、百分の四十五プラス二万六千八百円プラス三万九千七百円。内地五級、百分の四十五プラス二万六千八百円プラス一万七千円。ここまでは、つまり定額といふのはそのまま来ているわけですね。ここで定額の部分といふのを、論理的にこれだけかけ離れているんだから、百分の八十なり八十五なりという方式をとつた出発点からすれば、当時の五等級十三号を据え置きにしておくと、これは筋が通らない、ここをどうお考えになりますか。

○茨木政府委員 個別的に見ますと、そういう問題がだんだん出かかつてきておるというふうな私どもとしても考えておりますけれども、寒冷地関係の経費は、御案内のように基準額全体、それに加算額を加えたもので対応的に考えていくという考え方をいたしてきておりますので、そこで今回の場合も、定額と定率の方が相当ふえておりますので、その辺の問題をだんだん考えていかなければいかぬと思つております。そういうような程度にいま考えてございします。

○大出委員 総裁、これは部内の不統一じゃないですか。だんだん考えていかなければいけないと言ひやないですか。総裁は、そういう考えはただいまないと言ひ。給与局長の方は、考えていかなければならぬと言ひやんやうなんですか。総裁、もう一遍答えてください。

○藤井(真)政府委員 常にいろいろな資料に基づき、また情勢の変化に基づいて検討はいたしております。ただ、それをやるかどうかといふことは、これは私ないし他の人事官の判断でやることとございまして、ただいまのところ、そういう考えは持つていない、こういうこととございします。

○大出委員 じゃ、茨木さん、あまりそこでよけ

いなことを隣で言うといひ違ひますよ。

そこで当時、これを決めるに当たって、ずいぶん政治的な総司令部とのやりとりがございました。複雑微妙な時期があったわけでありまして、そしてとにかく当面といったら、何もきょうということを意味しておるのじゃないと私は思いますから、それに勧告が出たばかりですから、そのところ、下を向かされると、これは長い歴史のな既に得権ですから、非常に大きな問題が出てくるわけでありまして、いまそこらもぼつぼつ考えなければいかぬ。どうも当時の五等級の十三号、六万七千円を据え置きにしていくなかかと思ふから、少し上げようという考え方に動いているのなら、これはそうして欲しい、そういうことになるのだけれども、そうでないと逆なん、だから、そのところを、私はさつきから物を言っているわけでございます。

私の申し上げているのは、こころをもう少し前向きで、つまり幾ら何でも十四万を超えるこの五等級十三号、これはインフレのなせるわざでありますから、十四万五千九百円プラスのこの二万六千八百円の算出基礎というのは、当時の六万七千円だということであつては事は済まぬではないか、こういうことを言っているわけでは、これは、論理から言えばそうなる。当然のことです。公務員給与というのはほとんど上がっている。ところが、この公務員給与が基礎になって、平均給与が基礎になって決められている定額は、四十三年の公務員給与五等級十三号が基礎であるという、これは筋が通らない、こういうことを指摘しているわけでありまして。

いまの点は、不合理なところでありまして、また少し議論をしなければならぬわけでありまして、けれども時間もございません。当時の百分の四十五、百分の四十というの、切り下げでございますから、切り下げたのでは、これは公務員の生活に差しさわるわけでありまして、したがって五等級十三号、六万七千円というところを現在の方向に向けて少しじつた方がいい、こういう

うことを私は言っておるわけでありまして、そのようにお聞きをいただきたいわけでありまして。

それからもう一つ、時間がありませぬからもう締めくくりますけれども、内地の三級地、ここが百分の二十五プラス一万六千七百五十円、加算額はゼロ、内地の四級地の方は、百分の三十五プラス二万五千元プラス八千五百円、こういうわけでありまして、この前に竹中さんから議論があつたというお話を聞きました、内地の五級地、百分の四十五プラス二万六千八百円プラス一万七千円、こういうわけでありまして、こころあたり、八千五百円差があるわけですね。現実の問題として四級地、三級地、あるいは五級地、四級地、三級地という間にこういう格差があることが妥当かどうか。たとえば五級地では青森、秋田、山形、山形県大部分、新潟の一部、長野の一部、岐阜の高山地方、こうでございまして、こころあたり、山形市は五級地、四級地になったんですね。山形市とすぐその外れと一体どう違うか。級地が一級違う。ここに加算額の面だけで見て八千五百円差がある。こころあたりは五級地、四級地の問題であります。三級地は富山市とか金沢、仙台、こころあたりになりますと、これは加算額ゼロでございますから、これだけの開きがなければいけないのかという、こういう極端な格差がこころあたり。これは論理的に言えば、飛騨の高山とか伊吹山脈とかあつて、伊吹山脈のこころあたりは日本海の風が吹くから雪が多いなんという議論があるんですけども、そういう論法でいくと、沖縄なら沖縄には台風被害が多いのだが、暑さで人は死なぬなんというきれいなことじゃなくて、行ってみればわかるけれども、この住みにくいとこに何がしかのことを考えなければならぬという議論が出てくるのは当然なわけでありまして。

そこで、こういう大きな格差がつく、こころあたり、いささかどうも私は論理的に筋が通らぬという気がするわけでありまして。山形市と山形市以外のところと一級違うのです。こころあたりは、一体どういふま考慮でございしますか。

○茨木政府委員 まず、山形周辺の問題について御質問がございましたが、御案内のように、級地指定の基準といたしましては、積雪とそれから寒冷、これが基本になりました、そのほかに調整要素として風速でございまして、日照とか、そういうような要素が調整要素として加わつて、それぞれの地域について、測候所等の三十年間という非常に長い期間のものを平均いたしましたものに基づいて出てまいりました数値から、指定基準がそれぞれ区分されて出てまいつておるわけでございます。そこで、やはりそれなりの理由があつて四級地になり、片や五級地になつておるというやうなことではなからうかと思ひます。

御指摘になつたところが、ちょうど私の郷里でございますので、そのような関係は存じております。この間も一月の中旬に、実際に雪の多い、ものと積雪調査所のある新庄のところに私も行つてみましたし、現に除雪もやつておりましたが、山形県庁の人と一緒に車に乗つていたのですけれども、やはりこころあたりは違ふねという話を実は申し上げたのですけれども、月山等の山の陰でそういう積雪量が少ないということが大変大きな影響をいたしておるように見受けております。

ほかの地域につきましても、やはり三級地、二級地、一級地とそれぞれボーダーライン等とこころあたりは、地元の方から見ますとどうであらうかと、いろいろ御意見が出ておるところもございします。そういうところにつきましても、三十年間の気象状況をとりますから、長い期間の間には多少温度差というやうなものも変わつてくることもございまして、そういうことから、計数資料がまた変わつてまいりますれば検討してまいらなければいかぬというやうなことで、それぞれこの地域区分の問題については勉強をしておるところでございます。

○大出委員 これは理屈を言つてもしょうがないのでこの辺にしますが、調整手当なんかもそうでございます。長い歴史がありますと、下げるところをつくるというところについては、相当大きなや

はり混乱が起きます、現状変更をやらうとすれば。この調整手当だつて、田中龍夫さんが総務長官でそこで御提案になつた。下がるどころができることになつて。ところが途中から、ちよつと所用がございまして言つてお出かけになつて、別な方が答えて。いまだから申し上げるが、後ろから田中龍夫さんが入つてこれらまして、質問している私に、大出さん、下がるどころだけにつくりなせぬな、頼むと、こころあたりそこにお座りになつた。提案している方は下がるどころをつくつて提案しているのに、御本人が後ろから、下がるどころはよしよしと、こころあたりついているわけですね。

つまり、そのくらいこれは大変なことなんです。だから私も、そこらはわからぬわけではない。なぜならば、仲裁裁定をながめてみると、人事院は、一円よけい出したなんてたわ言言つておるけれども、実はそんな問題じゃない、六百六十一円にしましたなんて。この仲裁裁定と、つまり、この今回の勧告と全く違ふ。だから、青森の人にすれば、北海道との格差が問題になる。さて、山形市の人にすれば、いま私が言つたのが問題になる。それから、もう少し下がつて、三級地の富山なり金沢なり仙台なりの方は、新潟と仙台の差がこれだけあつてはと、こころあたり。ただ、その傾向をそのまま持つてきているという現実があるものだから、なかなかきれいな筋の通る答弁にならないというこころなんです。だが、それにしても全くどうも、こころあたり加算額ゼロ、いささかこれはひど過ぎやせぬかと、今日まで来ると感じます。だから、そのところをどう考えるかと聞いているわけでありまして、これらは問題として残しておきます。

それから最後ですけれども、級地の引き上げという問題、この問題はどうかお考えになりますか。下げるどころをつくれとは言わない。さつき具体例を挙げましたが、下げるどころをつくるというのは混乱が起きますが、級地の引き上げ、この点はどうかお考えになりますか。

○茨木政府委員 先ほど触れましたように、いろいろな基礎要素、データに基づいて一応現在の級地が指定されておりますが、いろいろそのボーダーラインのところで意見の出ていますものもございまして。そこで、下げるのはいかぬが上げるのをどうするか、こういう端的な御質問になっておるようでございしますが、もう一つ、私どもとしては、実はそれも、データが出ますれば、決して出し惜しみをするわけではございませんので、そのデータがどう出るかということによって決めさせていただきますというふうにお願ひ申し上げたいと思います。

○大出委員 そうすると、この法律が成立すれば、人事院は再勧告するのですか。そうして、それから総理府令の改正、こういう手続ですか。

○藤井(貴)政府委員 さようでございします。

○大出委員 そうなると、これはなるべく早く決着をつけなければ、八月の問題でございしますからぐあいが悪いことになる。

そこで、いまの問題にからみまして、この八月三十一日以降、結婚して世帯主となった人、また新規採用の方、世帯主であれば、あるいは独身者であればということになります。当然これは支払うんだと思うのでありますが、そこで、この身分変更者というものが、どうも気に入らぬのです。これは、まあ停職の人などを指すのだらうと思いますが、かといって、この人の生活が変わるわけじゃないのです。停職になったからといって、北海道を引き払って東京に帰ってくるわけにいかぬのですから、そこらのところをどう考えておられるのですか。

○茨木政府委員 いまの身分変更と新規採用等の問題でございしますが、これは、この前の附帯決議がございしたので、その後、鋭意検討を加えてきておるところでございしますが、いま御指摘の、特に身分変更等の問題についてどう考えるかというところでございしますが、その辺が新たに追加支給の原因になりますものと、それからそうでないものと出てまいりるわけでございます。そこで、いま

御指摘の辺のところをどうするかというふうなところの検討にいろいろ時間がかかっておるということでございします。

○大出委員 これで終わりますが、下げるところをつくらぬ、そういう長年の歴史、ある意味では政治的な背景があるわけですから、だから、新規採用なり結婚して世帯主になった人に金を出すからといって、片一方で身分変更者などということでは今度はそのちは差し引く、あまりそういう小汚いと言ったらあなたは怒るかもしれないけれども、そういうことはおやりにならない方がいいだろう、こう思っているんですが、そこらはぜひひとつ御検討いただきたい。そのことだけ申し上げまして終わります。

○藤井委員長 午後零時三十分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後零時四十三分開議

○藤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 文部大臣にきょう二つ承っておきたいわけですが、一つは国立少年の家、この法律でこれを文部省の直轄にする、こういうわけでありまして、この問題ともう一つ、最近、私の足元の神奈川県川崎市であります、元木町というところについて、地震予知連絡会議から昨年の十二月に発表がございました。発表と申しますけれども、これは報告と申す方がいいのかわかりませんが、昼間地震が起るとすれば、子供さんには家を出て学校にいる。大正十二年の震災というのは、私が二つのときですから後から親周辺に聞いたわけでありまして、大変な心配を親にす

れば感ずるわけでありまして、学校というのは本来避難場所であるべきものが、実はそっちへ行っている子供の方が心配だという大きな騒ぎが起つておりました。東京にしても川崎にしても横浜にしても、市民相談室にどうしてくれるんだという、実は大変な数であります。それだけに、これは学校施設の問題として、あの地域が実は集中的に老朽校舎、老朽構堂のあるところでありまして、それなりに自治体は自治体の計画がございすけれども、何とかしなければ父兄の諸君は気持ちのゆとりが出てこない、冷静に受けとめろといつても、受けとめられる余裕がないわけでありす。

そういう意味で、きわめて緊急な問題でございすので、学校施設をどういうふうにするかということなどを含めて承りたい。以上二点であります。

そこで最初に、国立少年の家、その前に青夢の家があるわけですが、これは端的に承りたいのですが、青夢の家が主権を行使するが、この少年の家等が直轄になりますと、ここが主権を行使するの行事というのは、一体どういうこととおやりになるのか。かつて地域青年団云々ということもございまして、これは必ずしもそういう見方がいかどうかは別ですが、多少政治的なものの方から異議のある意見も聞きました。が、どういうふうにお考えかという基本をひとつ聞かしていただきたいのでございします。

○永井國務大臣 少年の家の主な事業について御答弁申し上げます。

少年の家は三つ主な事業を考えております。一つは、自然観察、自然探求、自然愛護というふうな、人間が自然に親しむということです。それからもう一つは、野外の活動で、特に都市などではなかなかできないことですが、登山、キャンプ、ハイキングあるいはサイクリングというふうなことを行い、そういうことでございします。それから三番目には、少年自然の家の職員とか少年団体の指導者、そういうふうないわゆる少年

教育に従事している人たちの研修でございします。この三つを事業と考えております。

○大出委員 いままで青年の家の場合は、国公立両方いろいろございすけれども、皆さんが成果として挙げていいと考えておられる点はどういうことになりすか。

○永井國務大臣 御答弁申し上げます。

私も実は、青年の家に数カ所泊ったことがございすけれども、やはり第一は、個人の生活が団体と云々いかなければならぬ、こういう団体活動というのが実際の実践を通して行われていることと思ひます。それから最近、青年の家に私自身が観察をして感じておりますのは、もう高校の人たちも相当来ております。社会人といううなもの、比較的に初めには対象にしておりましたけれども、社会人、職業人以外の人たちも来る、いわゆる学生も来る、それが交流するということもある。こういう意味で、社会人と学生を問わず、端的に申せば資質の向上あるいは交流の強化。

それからもう一つは、やはり少年の家と似ておりますが、青年教育に携わっている、これは、いろいろなところで携わっております。企業の中でも携わっておりますし、あるいは学校、ボイスアウト、いろいろございしますが、そういう指導者の研修と申しましうか、そういうものが、いままで成果が上がっているものと私は考えております。

○大出委員 実は御殿場に青年の家がございすので、私も前後三回ほど行って、二時間ばかりの話をさせられました。ところがございまして、したがって、運営の仕方、これが中心だらうという気がするわけでありまして、少年の家について、いま大臣がお答えになられているのねらいが悪いわけではない。ただ、なかなか青年の家の家なんかでも、地域青年団とか何とかありますと、とかく政治的なものが絡むというふうな、そういう見方が別な角度の諸君から出てくる。そこらは運営の問題でございすから、きちんとしていただければ、それなりの成果が上がっていくだろうという

気がいたしました、これは議論すればまたいろいろございすけれども、皆さんのお出しになっている資料もございすけれども、素直に考えていきたいというふうに思っておるわけであります。大臣の時間の関係がございすので、後からいふのはたくさんの方が質問いたしますから、私、いま問題になっております直下型、震度五、マグニチュード六あるいは五という様な地震が、こゝしの暮れあたりから大変に危険な時期であるという発想で出されている地震予知連絡会の報告に基づきます問題で承りたいと思ひますが、前段に少し総論が必要でございすから、ほかの方々に少し承りたいと思ひます。

私、ここに当時から新聞をいろいろ持つておりますが、これは地元の神奈川新聞、大変大きな記事でございまして、これは「コンピナートに激しい衝撃」その上に「京浜に地震予報」「新幹線は空港は、あきらめ願の住民も」と、こういうわけでありすから、これを見れば、ここに住んでいる方は、五キロ範囲などという様なことを言つておりますから、相当なショックを受けるのは当然であります。書き方の悪い悪いは別として、相当大きな事件になる。それからもう一つ、「直下型地震の可能性も、川崎を中心に地盤が異常隆起地震予知連絡会が判断 来年末から危険期 この隆起の異常さ明白」こういうふうな書き方でありまして、今度はこれは読売であります、「一二年で強震の心配 観測五年 異例の発表」異例の発表というわけですから、いままです知に類する発表というのは実質的にはないのでありますから、言つてみれば、今回が初めてだと言へる状況であります。ここに朝日新聞があり毎日新聞がありということ、ほとんどの新聞が、相当大きく取り上げております。しかも、そのすぐ後ろには、たくさん京浜コンピナートの千二百からのタンクがずらり並んでいる。五十何社の企業がひしめいている。こういう地域でございすから、問題が起こるのは当然であります。

そこで、まず冒頭に承りたいんですけれども、

この予知連絡会が萩原会長さんの名前で、地震予知研究推進連絡会議議長あてに報告をなさつてゐる。これは四十九年十二月二十七日であります。研究機関の性格は持ちますけれども、地震予知研究推進連絡会議というのには、科学技術庁の次官が議長をやつておられます。これには各省が入つておりますから、その限りでは、これは行政機関であります。この行政機関に對しまして、国土地理院に事務所を置く学者その他の集まりでございす地震予知連絡会会長名で「最近における多摩川下流域の地盤隆起現象について」という報告を出した。したがつて、これは公のものとして理解しなければなりません。

したがつて、まず地震予知連絡会がこういうものを明らかにした、ある意味ではこれは予報になるわけがございまして、そういう意味で、いまだかつてない形の事をおやりになつたわけですが、けれども、その意図するものは一体何であつたかという点をちょっと聞いておきたいのです。

○木田政府委員 地震予知の体制につきまして、ちょっと前段のような御説明になりますけれども、私から御説明申し上げまして、いま御指摘がございまして予知連絡会のことにつきまして、関連してお答えを申し上げます。

地震の予知を何とかして学術的にも可能ならしめたいということで、昭和三十九年からスタートしておるものが、地震予知の推進に関する計画でございす。それで、文部省に測地学審議会というのが設けられておりまして、測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を審議し、関係各省の測地に関係いたしますところに広く入つていただきます。一次、二次、三次と計画を進めてまいつております。昭和四十九年から第三次の五カ年計画に入つておるわけがございす。その第三次までのところではいろいろかなり観測体制も整つてまいりまして、学問的な知見も十分にふえてまいりましたし、観測事業も整つてまいりました。そ

こで、第三次の地震予知計画におきましては、国土地理院が中心になつて日本全国の精密な測量を行う。気象庁が大中、小地震の観測を行う、大学が微小地震の観測体制を整えるということで協力体制を整えまして、その具体的な各省間の連絡を密にいたすため、また情報の検討と専門的な判断を行うために、国土地理院に地震予知連絡会が置かれたわけがございす。一方、具体的な政府機関の観測体制を緊密にするという意味で、御指摘がございまして、総理府に地震予知研究推進連絡会議が設置されまして、具体的な研究の推進ということ、武安科学技術庁事務次官のもとでやつておるわけがございす。いま御質問のございまして地域につきましては、観測結果にかなり注目すべき大きな変化が起つておる。これは研究者だけのことというよりも、もう少し、これははつきりしたものとしまして関係者にも呼びかけておく必要があるというところから、萩原会長が新聞にも観測の結果をお知らせして、皆さんでこの地震予知の問題を考へてもらおう、こういうことに出た次第でございす。

○大田委員 ここで私は、非常に大きな問題だと思つておることが一つあるのです。それはどういふことかといふと、この報告書を見ますと、昨日、地震予知連絡会は、川崎市及びその周辺の地盤隆起についての見解を公表いたしました。国土地理院は、東京―藤沢間の水準測量「つまり地盤の水準の測量をしてゐるわけですが、これを「毎年行つておりますが、これによると、一九七二年以来川崎市を中心として半径数キロの地域が、大きい所で年間一センチ程度隆起しつゝあることが認められます。しかし、地盤隆起の顕著な地盤が、かつて地下水汲み上げによる地盤沈下の著しかった地域と概ね一致することから考へて、地盤沈下現象との関連において生じたものでないかという疑いが持たれます。」こう書いてあるんですね。実は地下水をくみ上げたその地域と、全部じゃありませんけれども、おおむね一致している点があるから、地盤の隆起が原因かもしれぬという疑いが

持たれる。ところが、この議論に至つた中身を、内容をいろいろ聞いてみますと、これに反対をして表に出すべきじゃないという意見を吐いたのは気象庁の方々が中心なんです、学者側の方は逆なんです。それは、この文書はいわば非常に気をつけて書いたといへばそうかもしれませんけれども、誤解あるいは憶測があつてはいけません。出したというのなら、私は書くべきものをわざわざ書くべきだという気がするのであります。二番目に「微小地震の発生など他の地震前兆と思われる現象は、現在何も観測されておりません。」と言つておりますけれども、これは実は、そういう観測機関を置いて観測しているわけじゃないのですから観測をされてゐない。観測しているがあらわれぬのじゃない、観測してゐないから出ないのです。

それから「なお、地盤の隆起が地震発生に結びつかない事例もあり、今回地盤隆起が測定されたというところだけから、これが直ちに地震の起ることに結びつくと思へることはできません。しかし、川崎地域が社会的に極めて重要な地域であることから、万が一を考慮し、今回の現象の実態をつかむために、関係各機関が協力して各種の観測を集約的に行うことが必要であると考へます。」という趣旨なんです。だから私が、皆さん、政府関係の方においでいただきたいというお言葉に理性的に受け取つていただきたいと思います。非常に返つてくる。そうあつてなさんな、心配しなさんなと言ふ。地震予知連絡会が出したけれども、そんなに危険な話ではないですよと言ふ。私は、こゝのところが、実は逆に言うとお大変危険だと思つてゐるんですけれども、いまのこの点、理性的に受けとめなさい、つまり、あつてなさんな、騒ぎなさんなということに通ずるわけですが、けれども、そこらのところは一体どう考へなんでしょうか。

○木田政府委員 いままでの各省関係機関の協力のもとで進めてまいりました地震予知の研究体制

の結果、どこが地震についてかなり危険度の高い地域であるかとか、どのくらいの大きさの地震を考へなければならぬかとかいうことは、川崎のような局部地域じゃなくて、一般的な広い範囲で考へますと、かなり精度がとれるようになってきたわけですが、現在の段階では、まだ、いつ起こるかということにつきましては、学問的な説明が十分につかないのでございます。

そこで、関係機関協力して、震動の小さいものまでとするような観測体制をとり、危険地域についての観測体制を強化するというをやっております。この観測体制を強化するということをやっております。注意しなければならぬ地区の一つであるということ、関係者がいろいろな観測体制をそこに集めておるわけでございます。

川崎のこの局部地域におきまして、いま御指摘のように、いろいろな振動音等が入ってまいりますから、微小地震の観測が必ずしもうまくまいりませんが、これから注意をして、さらに観測体制を整へ、相互の関係機関の連絡を密になければならぬというところを政府関係者として進めてまいりましたために、川崎についてのこういう発表もいたしましたわけでございます。

国土地理院が中心になって観測をしてこられた研究の結果につきましては、やはりこれは事柄自体として、内々で研究者だけのものにしておくということでない方がよろしいということの判断から、事柄は冷静に受けとめなければならぬわけでも、できるだけ今後の体制を幅広く進めていく必要があるということから出たものでございまして、学問的にはまだいつというふうなことなどもよくわかりませんし、川崎地区の特殊な地域につきましても現象をどう詰めていくかということも今後をやっていかなければなりませんので、それらのわからない点を含めて慎重に対処したいという意味で、用心したものの言い方を萩原さんとしておられるわけでございます。

○大出委員　そこが問題なんですがね、これを見ますと、萩原さん初め予報すべきだと言った方々

の、これは大勢でございますが、ここで言っておりますのを見ますと、地震というものを学問的に研究してきた立場から、一般的な考え方で京浜地区の場合を見ると、これまでの例を異なるといってわけです。隆起が非常に長く続いているというわけです。地下水の汲み上げ、これは川崎市がとめた。その前後を含めて非常に長いというわけですが、これ五十年。そこで顕著な隆起現象があらわれ、五年というわけです。だから、旧来の京浜地区の場合ではいろいろなことがあったけれども、それと例が違ふ、現象が違ふというわけですね。

それから地震発生前に、同じような隆起現象が、三十九年の新潟地震、昭和二年の関東地震、これもやはり新潟県ですが、このときも隆起が非常に顕著であつて、やはり地震と関連があるということとを言いたかつたんですね、この研究者は、ところが言えなかつたわけですね、聞いてみると。

ここから先は実はオフレコみたいなことだけれども、学者先生は表に出したい。ところが政府関係の方は抑えるというわけですね。今回も抑えているわけですよ。気象庁は、これまでのエネルギーの蓄積量その他から見て、当分、この川崎あるいは関東、この周辺に地震が起こる可能性は少ないというところで、発表すべきでないというわけですね。

ところが会長自身の考え方も、東京・横浜の一部を含めた地帯の最大限度五キロ程度の地域、ここに隆起が始まつてから四、五年目ぐらいになる、だから、連絡会としては、地震発生がかなり迫っているという可能性も大いにあるというわけですよ、議論の中身としては、あわせて、ことしの暮れあたりからその意味で危険期に入る、学問的にはそう考えられる。だが、気象庁の方がそういうことを言うというところでこの文章なんです、結果的に、そして皆さん関係の方々は、私はおいていただき、聞きますと、理性的に受け取つてくれと云う。そんなに危険だというんじゃないんですと。ここに非常に市民感情とのずれがあるんですね。

市民感情の方は、地震予知連絡会の中身の議論

を記者の方が行つて聞く。われわれも聞く。いろんなことで聞いてきて物に書く。それを見る。そうするとその中には、気象庁の皆さんが、それは困ると言つてとめに入らないう。それらまで出てくるものですから、事はなかなかやこしくなる。大変な心配をする結果になつてくる、逆に、研究者の立場と官庁の立場が違つて来ます。ここらあたり、私は非常に疑問を持つて来ます。ここらあの種のことは、科学的に考へた研究者が、この研究者のある人は、新潟の場合に何遍かそれをはつきり言うべきだということを言つたというのです。この地盤隆起は大きな地震につながる言えと。ところが当時は言えなかつたというわけですね。環境が許さなかつた。だから、今回もこういう表現にはなつたけれども、あえて出すべきだという気持ちは強かつたという。

ここらのところ、私は、やはり事務レベルでやうか知りませんけれども、そこら一体どう考へたのか、もう一遍だけはつきりしておいていただきたい。将来のことでもありますから。

○木田政府委員　地震予知連絡会に集まつております関係の担当者の会議の結果、いろいろな立場でいろいろな御意見があるというの、こういう事柄の性質上、当然あり得ることだというふうに思つたわけでございます。しかし全体として、この際やはりうわさの形で思わざる流言のように事柄が広がるというよりは、むしろ、いままでも関係者が的確に把握しておる限度を明確にお知らせしておいた方が後々の体制を整えていくにもよからう、また研究者の研究体制をそこに集中いたしていきましますつきまして、何もわからないままにそういう研究体制がある地区にだけ進んでいくというところでは、かえつて不安を与えることにならうというところから発表になつたわけでございます。

その起つておられます事象の結びつけ方につきましては、いろいろな判断がなお成り立ち得ると思つておる次第でございます。

○大出委員　これは政府側の基本的な考え方を承りたいのですが、私が承つたところが、何遍も繰り返しますが、理性的に受け取つてくれというところをさらに強調される。理性的であることは悪いことじゃありません。ありませんけれども、ただ、それだけで事が済むかということになると、話は別であります。そういう意味で、担当局長であるあなたの方も、これは理性的に受け取れ、そんなにいますぐどうだというわけじゃないのですから、安心して下さい、こういう言い方ではないのかどうか、承りたい。

○木田政府委員　この地域にかなり特殊な異常な状態が起つておる、そのために私も、測地学審議会を中心とした学問的な観測体制というもの、地震予知の、もっと集中的に観測体制を強化するということとはぜひやらなければならぬ、そのことかといふなら不安、動揺を起してはいけぬ、いろいろわからないことはたくさんあるの、ただ騒ぎになるというところは慎んでいただきたい、しかし、できるだけ異常に対応する研究といふことは進めていきたい、こういう立場に立つておる次第でございます。

○大出委員　わからないわけですから万一の場合と、こうなりますね。そうでしょう。しかし、この万一の場合というの、実は大事に至るから至らぬかといふことの分かれ道でございます。つまり理性的に受け取る、それはそれでいいとしても、危険予測といふ面でも万一に備えて急がなければならぬ、あるいはいまの小切った予算じやどうにもならぬから思い切つて予算も投入して万全の措置を急いでとらねばならぬ、そういう気構へになるというところ、たとえば人工地震を起こすのは、予算がないから来年やるんだというふうなことになるのとは、つまり体制を整へる意味での心構へが違ふ速度が違ふ、これは大変なことなんです。言葉の上で理性的にと言ふんだが、理性的にと言つても何もしないんじゃない、えらいことになりかねぬと言ふんです。それなら天災なんだが、

実は人災の面を大きく含む、そういう結果になる。

そこを私は心配をするので、いま、結果的に予知体制、観測体制その他を強化する、これはやらなければならぬ、しかし、いたずらに不安、動揺しないでと、こういうような言い方ですが、実はこの地域というのは、ここに私が調べて持っているのから見ても、大変に有名な地震のあった地域なんです、川崎、横浜、品川にかけてのこの地域というのは、まず一つは、慶安二年、一六四九年六月四日、これは徳川時代ですが、マグニチュード六・四という地震がこの地域に起きている。川崎中心であります。そしていまの川崎駅の近くの民家が百五十軒倒壊かつづけたと書いてある。大変な被害が出たと書いてある。慶安地震とこれを言う。次にこれは文化九年、一八二二年、六月六日ですが、神奈川県東部を震源地とした地震が起こった。川崎、横浜かつ品川、この臨海地帯一体に大きな被害が出たと書いてある。これを称して文化地震と言う。みんなローカルな地震です。それから明治十三年の地震、これは一八八〇年二月二十二日、横浜でマグニチュード五・四。これは震度五でございます。いまここで言っているのがマグニチュードで言うとき五か六、震度五である、似たような地震。これを称して学問的に横浜地震と言ひますね。これは世界的に地震字が確立をする意味でのきつかけになった地震だと言ひます。地震学の面では貴重な地震――貴重な地震と言ひ言ひぐさはありませんがね、被害が出たんだから。ところで、この横浜地震というのは震度五でも大地震なんです。そして被害は川崎、品川、この辺まで及んでいるんですね。

慶安地震と文化地震の間というのはおおむね百六十年間、こう言っているんですが、例の地震学の河角さんがおっしゃっているプラスマイナス三三年ございますから、それを入れると、ここでこう見ると、文化地震と明治の横浜地震の間隔が、一八一二年と一八八〇年ですから六十八年なんです。そしてこの横浜地震から今日まで九十五年なんです。だから研究者の中に、この時間間隔を

挙げて見る人もいる。学問的には、大変大きな地震が起こった地域というのは周期的にまた起こる。ローカルな、横浜、川崎を中心起こった地震というのも、やはり周期的に起こってきているということになると、過去四十年を超える間大きな地震がない、おまけに横浜地震から九十五年たっている、こうなると学問的に危険期だということの見方ができると言うのです。

ところが、気象庁のいろいろな御意見があつても、会長さん以下皆さんの気持ちからすれば、地下水のくみ上げだけだと考えられない、幅広い、しかも期間の長い隆起がこんなに続いている、それが過去五年振り返ると、顕著な隆起になつていくということになると表に出さざるを得ない。だから皆さんが押えても学問的には表に出る。それが皆さんの言う混乱や誤解を避ける意味で報告することにしたということなんです。やはりそのことは、冷静でいいけれども、正確に物は言つていただきますと、非常に地震的には危険な地域である、そこにまた時間的にも周期的にも、一定の周期が過ぎていく、隆起の現象から見て過去五年、そうすると一、二年というのは非常に危険な時期である、だからという前提がやはり皆さんの腹の中にないと、何となくどうも——その後どういう対策をおとりになったのかということをお調べしてみても腑に落ちぬ点だらけであります。それでは困る。そのところをはっきりしていただきたいのですが、いかがでございますか。

○木田政府委員　先ほど来申し上げておりますように、この観測結果に着目して今後の観測体制を集中させる必要があるし、いろいろな工夫も講じなければならぬということから、発表もいたし、これからの体制を各省それぞれによって整えていくということにいたしておるわけでございまして、私ども文部省の関係につきましては、かねてから南関東、東海地域の地殻活動の研究のために、昭和四十九年度も経費をつけて特別観測を実施してまいったわけでございますが、今回の川崎地区の異常隆起につきましても、目下、五大学の研究

者が協力いたしまして、集中的な観測体制を行うような準備を整えておるところでございます。また国土地理院とか防災科学技術センター等の研究、観測との連絡、協力も行っておるわけでございまして、そうしたことを、政府の実施機関といいたしましては、先ほどの武安科学技術庁事務次官のもとで、われわれが連絡を密にして進めていく、こういう体制に入っている次第でございます。

○大出委員　これは学校校舎問題に入る前でございますので、長い質問はいたしませんけれども、少し具体的に承りたいのであります。私、ここに新聞を持っております。これは昨年の八月二十九日の新聞でございますが、「行管庁きょう改善勧告」こういう見出しであります。「避難場所のない川崎　横浜、川崎「石油」対策も不十分」表題は「お粗末　大都市の震災対策」とあるんですね。

まさにお粗末ですよ。これは行政管理局が調べられて勧告したわけでしょ。後の方になりますと「責任のなすり合い 各省庁」これは新聞の皆さんだから、こう書いたという言い方をなさるかも知れぬけれども、住んでいる皆さんは、これを見るわけであります。コンピュータ、千何百のタンクが並んでいるところですから、まさに危険地域です。

そこで、行政管理庁監察局長に承りたいんですけれども、これは皆さんがお出しになった、大衆分厚い、りっぱなものであります。つまり、この勧告をとらえて新聞はいま私が申し上げたように書いた。この中身を見ると、この中もそうでありまして、関係各省庁の都市の震災対策というものは、まことにおくれっ放しという勧告。文部省の問題だとかいろいろございますが、二学校等の理科実験室及び薬局等においては、関東大震災を初めとする大地震の際、しばしば薬品類の混雑等による火災が発生しているため、消防庁は、昭和四十五年、文部省とも連携を取り、都道府県知事を通じて、各市町村に理科実験室薬品類からの出火防止について指導するとともに火災予防条例準則の改正を行ない、化学実験室等における危険物の取

扱ひ及び貯蔵の際の設備構造の基準を示している。」にもかかわらず「薬品類については、発火性を有するものが多数に上ることから、いまだ各種の薬品ごとの具体的な危険防止対策措置」これが行われていないと言うのです。

これは実は、特別教室も木造教室で、危険ぎりの特別教室がずらっとある地域なんです。だから、これは行政管理庁が指摘するように、このこと一つの確に行われていないとすれば親は心配をする、子供を手放して学校へやっておるわけです。本来なら学校は避難場所なんだが、そこが一番先につぶれるんじゃないかという以上に、そこに一番先に火災が起けるとすれば、これはえらいことになる。

これは一例を挙げただけですが、この種のこと
がここにいっぱい書いてある。十勝沖地震の例か
らいっぱい挙げています、行政管理庁は。

そこで、まず承りたいのは、總体的にこの中身を読ましていただきましたが、きわめてお粗末きわまることになっているんですけれども、監察結果を要約して言えはどういうことになるのかということと、その後一体どういふうに進めておられるのかということ、これは監察なさった当局から承りたいのです。

○大田政府委員 行政管理庁のいまのお手元の報告は、昨年の八月勧告したものでございます。この目的といたしますのは、過去百年ぐらいの歴史を見ますと、大体マグニチュード七ぐらいの大地震が十五回ぐらい発生しております。そこで、こういう大地震が発生をいたしましたときに、事故を最大限に防ぐ方法はどうすればいいだろうかということをお願いいたしまして、その対応策を現地調査に基づきまして出しましたものが、この勧告の内容でございます。

先生御案内のように、大都市というのは現在非常に人口も集中しております。あるいは産業も急激に集中しまして、都市としては非常に膨大化しております。しかし、そういう都市の中で地震が起きた場合、果たして大都市を守るような都市づくり

この事故について原因がわからぬで、科学的に調べたいということを工場側が言っておりましたが、火薬庫ですよ、早い話が。二十四時間一切とめない稼働ですから。とめてはいけないわけです。第一とめられないわけです。そうすると、一つ間違えば大災害が起こる。施設は新しく見えても、使用の頻度からいきまして早く老朽化する。

て特別査察をやった。横浜市の消防局が、ところが、この結果をまとめてみると、約半分の百五基が法令違反、管理上の欠陥、この両方がある。期限つきでいま改善勧告を出しておるわけです。相手が企業ですから、おやりになるかどうかわかりませんが、明らかにしておるのは、幾つか挙げますと、亜細亜石油の横浜工場、これは漏洩事故

す。

○大出委員 二回とおっしゃるが、いつといつでございますか。――川崎地区の点検をおやりになつたのはいつでしたか。

○森岡政府委員 昨年の八月でございます。

○大出委員 これは、私がこの間私の部屋においでただいて承りましたら、水島事故、これが主

これは、気象庁の地震課が出している資料であります。通常震度五というのはどのくらいのことになるかというと、家の場合、しづくいの壁に割れ目ができる、コンクリート製の煙突、石がき

が崩れる、墓石、石灯籠などが倒れる。室内になると、震度四です。花びんや金魚鉢の水があふれ、たなの荷物も落ちる、五では室内はめっちゃくちやになりそう。

京浜地区というのは地盤が非常に悪い。したがって、普通の震度五といっても、いまの文化地震から震度五前後で、震度五前後で、それで相当な被害が出ているんです。川崎のこの調査に基づく結果としては、震度五だということ、このコンビナート地帯はえらいことになるという。

だから、どうもいまのお話を聞いていると、四十九年度、五十年二回お調べになる、それで結論を出す、こうおっしゃるが、ことしの暮れから危険期だ、こう言っている世の中に、皆さんの方が、五十年、来年、こういう悠長なことでは、これでは地域住民はおさまりませんですよ。

だから、ここのなか見ますと、これは、みんな皆さんが自分で発言されている。たとえば昭和石油横浜油槽所の防災担当の島崎政雄さんという方が、うちの場合、つまり昭和石油の場合、鉄筋製のオイルピット——油水分離槽ですが、オイルピットやバルブなど油流出に対する対策は数段階に分かれて施されていますから、この京浜運河に油が流れ出るようなことはないと思うけれども、しかし火災が起きたら、もう手のつけようはありませんと言っている。担当責任者ですよ。

また、多摩川をはさんで羽田空港との間にある日本石油化学浮島工場——浮島というのは、全部埋めて立てすからね。この日本石油の浮島工場、ここの入倉和夫さんというポリエチレン担当係長さんも、事故を想定してふだんから非常訓練をやっておりますが、可燃物を大量に扱っておりますので、配管が破れて火災が起これば、手のつけようがありません。こう言っている。防災、消防の余地がない。まさにこうなるという、これは一触即発の火薬庫ですよ。

軟弱地盤で、去年の三月、川崎市の委嘱に基づ

いて大学の先生たちがお調べになった結果からして、震度五が起これたら、直下型なら液状化になってしまふ、タンクというのは傾斜だけで火災が起これるというのです。そうすると責任を持ってないと言っている。

そういう地域であるのに、皆さんの方は四十九年度、五十年二回この調査をする、そして何らかの結論を出したい、こうおっしゃっている。どうもそういうことで事済む筋合いかどうかという点が私は非常に疑問です。いかがでございますか。

○森岡政府委員 私どもも、悠長に構えておられる問題ではないと真剣に考えております。

先ほど申し上げましたのは、四十八年の四月、すなわち、四十八年度の当初からコンビナート地域の防災対策につきましまして、総合的な体制を考える必要があらう、それについては保安点検なり、あるいは保安規制につきましまして根本的に考え直す必要があらうということ、四十九年五月から防災診断委員会を設置して進めた、こういうことを申し上げておるわけでありました。八月にそれに基づいて第一回の調査をした。その後、御指摘のように、水島の流出事故のようなものもございまして、また地震予知連絡会の発表もあつたわけでございますので、私どもは、早急にこの診断委員会の作業を進めたいと思っております。

同時にまた、先ほど御指摘のありました、診断委員会に結論をまつただけでなく、行政的に一月中に緊急点検もやらせました、そういうふうな総点検を、これから引き続いて全コンビナート地域について精力的にやってみよう、その際、地震による被害、危険というものをあわせて見てまいりたい。各都市の消防本部、これは非常に真剣でございますので、各都市の消防本部と十分打ち合わせをしながら、地域地域の実態に応じた、地震対策を含めた災害対策を根本的に早急に進めていきたい、かように考えております。

○大出委員 ちょっと承りたいのですが、この川崎のコンビナート地帯で、これは川崎市の研究機

関が、いま私が申し上げましたように、時間をかけて調べて結論を出しておりますが、皆さんは、いま地震に対するコンビナート地域の危険の度合いを調べたいとおっしゃるんですが、いま四十万トンタンカー何十隻分というようなものを抱えている。いま二人、人の名前を挙げましたが、責任を負えないと言っている。この地域で、私は震度五の地震の度合いも申し上げたんですが、予知連絡会では、震度五が起これるとすればという前提で言っておられるんだが、マグニチュードで言えば五か六であると言っているんだが、浮島というのはいま埋め立てですけれども、あの辺の地盤でもし震度五なり六なりという地震が起これたら、このコンビナートのタンクはどういうことになるのかという、ことです。どうお考えになりますか。あなた方は、そういう意味の御調査をされたことがございますか。

○森岡政府委員 地震が発生いたしました場合の被害の想定というものは、客観的に想定を立てますと、なかなかむずかしい面があるかと思ひますが、しかし私ども、神奈川県ともしいろいろ協議をいたしまして、神奈川県石油コンビナート災害対策計画におきましても、いろいろな被害想定をいたしております。私どもも、それがおおむね妥当ではないかと考えておるわけでございますが、若干抽象的ではございますけれども、立地する地盤の構造あるいは地震力の強さによりましては、当然、地盤の破壊あるいは施設設備の損壊という問題も生じましようし、またガスの漏洩等のような問題も生じましようし、あるいはタンクその他の塔槽類あるいは加熱炉につきまして、支持脚が破壊をいたしましたり、あるいは貯蔵設備の破損ないしは配管の破損という問題が、御指摘のように起こる可能性というものは、私は当然あり得ると思つております。

そういう点につきましては、やはり客観的な被害想定を踏まえて対策を早急に立てなければならぬ、このように考えております。

○大出委員 早急に立てねばならぬとおっしゃる

のだが、本当ならば、もう立っていないければならぬ、これだけ大変な状況なんですから。

これは、通産省の方に承りたいんですけれども、二月の十五日の新聞ですが、川崎の日本冶金、これが油に引火しまして八千平方メートル焼いたのです。これは臨港署が調べております。これはステンレス合金を薄板に加工する作業ですが、作動するオイルパイプが破れた。外径二十五ミリ、内厚四・五ミリ、これが破れた。高熱のために直ちに引火、「瞬火の海」と書いてある。これは大変な騒動になっておる。今月の十四日です。これには「また」と書いてある。「コンビナートまたひやり」「工場「瞬火の海」もうあの周辺というのは、どこで流出事故が起これてもすぐ火になってしまふ、こういう状況なんです、高圧ガスの方は通産省ですね、皆さんの方はどうでございますか。

この地域の高圧ガスにかかわる各種の問題、浮島をめぐることも、三回も続けた大きな事故が起これたりいたしました。人も死にました。地震対策を含めてどういふふうにお考えか、いかがでございますか。

○下河辺説明員 お答えいたします。

高圧ガス関係につきましては、各都道府県を通じてまして監督を行つておるわけでございますけれども、高圧ガス関係の事故が一昨年多発いたしました。また昨年、一般消費家庭におきましてLPG関係の事故も続発しておるというふうな情勢でございます。一昨年来、審議会におきまして、高圧ガス取締法の改正の審議をお願いしておつたわけでございますが、今般、その成案ができました、今国会に実は御審議をお願いしたいという情勢でございます。

その内容につきましては、若干簡単に御説明いたしますと、まず高圧ガス設備が設置される前に、メーカーが製造している段階において検査を受けるといふようなことを一つ考えております。それから保安関係の管理組織を強化いたしました、責任体制を明確にするというふうな点を考えており

ます。それからなお、保安教育、計画、訓練等も強化をする。それから現在、特殊法人で高圧ガス保安協会というのがございますが、そこに専門家をリサーチしておきまして、各工場が被害防止規程を作成する場合に、この協会の意見を聞くというような体制を整備したい。なお、一般家庭のLPガス消費におきまして保安の確保につきましては、高圧ガス保安協会に出資及び補助金を交付いたしまして研究所をつくりまして、そこでいろいろな消費過程における保安問題の研究をしていくというようなことを現在考えて、着々準備を進めているわけでございます。

なお、法律のほかに、現在一般高圧ガス保安規則あるいは液化石油ガス保安規則等ございまして、このほかに今回、新たにコンビナート等保安規則というものを制定いたしまして、コンビナートや大規模な石油化学工場等につきましても保安監督の抜本的な強化を考えておる次第でございます。

この内容につきましては、まず第一に、保安距離でございます。これは高圧ガス設備と民家との距離でございますが、これを従来の距離より飛躍的に増大しようというようにございまして、それからそのほか、緊急遮断装置とかガス漏れ検知警報器、それからスチームカーテン、ウォーターカーテン、散水設備、保安電力あるいはインターロックというような保安設備でございますが、こういうものも拡充強化してまいらうというのが、コンビナート保安規則の大きな内容になっております。したがって、一般高圧ガス保安規則あるいは液化石油ガス保安規則につきましても、保安設備の抜本的な強化を図ることによりまして、地震対策にも大きな効果があるのではないかと、このように考えております。

なお、一般家庭のLPGにつきましては、高圧ガス保安協会の研究所におきまして、地震が起きたときの遮断装置というようなものも新たに研究開発してまいらうというように考えておる次第でございます。

なお、神奈川県に限りまして申し上げますと、従来から、神奈川県におきましては、当局ともいろいろ相談のもとに、既存の設備についてでございますけれども、この改善工事を指導しておいたわけでございます。これは従来の計画でまいりますと、五十三年までに既存設備を全部改善せざるという方針になっておったのでございまして、今回の事態に処置いたしますために、今年度内に――五十年以内でございまして、これを繰り上げて工事を完了するというようなことを考えております。

その他、一般的に行っておりますものとしては、アンモニア冷凍機あるいはオートスタンド、それからボンベ置き場等に対しまして、これをフロニ化するとか、あるいはタンクを地下に持つていくとか、あるいはボンベの置き場を市外の共同収納所に移すというようなことを考えておりまして、中小企業に対しましては、融資制度なども創設いたしまして実施しているように聞いております。

なおさらに、今回の関連の事項といたしまして、これらの設備につきまして、緊急遮断弁とか、あるいは除設備等の保安設備の点検の強化あるいは可燃ガス等の保有量を減少するよう努力するとか、あるいは夜間、休日におきましての保安体制の強化という点につきましても指導を行っているという報告を受けております。

○大出委員 いまいろいろ御説明いただいたんですけれども、冒頭に申し上げましたこの行管の勧告の中でも、事通産省と名指しているところある。家庭用の話もありました。家庭用プロパンなんかにしても、国の助成、指導、つまり国も出すものを出せと。これは時間がありませんから細かく申しませんが、非常に細かく指導をいたしているわけでありまして。家庭用の石油ストーブ、これは消防庁の関係でしようけれども、これなんか、条例改正を自治体によってもたらえ、そうして自動消火装置がついている――つまり、これはメーカーとの関係が出てまいりますが、最近はそのも大分外国

製品にあります。十勝沖の地震の例が、この行管の勧告に載っておりますけれども、大変に家庭用の不始末と申しますか、発火原因というものはとんだがそれだといふ。だから、四十八年一月に火災予防条例等を改正して、対震自動消火装置以外の石油ストーブの使用を禁ずるよう市条例を改正しろ、こう言っている。ところが、これはまだ全くその条例改正が行われていない大都市まであると書いてある。これは、やはりほっておける筋合いじゃないですね。ですから、これは販売業者の保安意識の高揚を図るためにということについても、大分細かく行管はものを言っている。さつき回答を待っているというお話がございましたが、どうもどっちをながめてみても、つい最近になってから、水島事故以後またコンビナート火災あるいは爆発等が頻発をいたしておりますので、ようやく腰を上げたかたという感じなんです。大変残念なことだと思っております。

あわせて承っておりますが、いま問題になっている例の四日市のタンクの火災事故、これなんか不可抗力だと言ふ、これを読んで見ると。おくられた自動消火装置、おくられたに立たなかつた、まさに不可抗力だ――密田さんのところの大協石油です。不可抗力だということになると、実は手のつけようのない火災が起るわけであります。そうすると、地震だということになると、これは、この責任者の方が言っておりますように、お手上げだということに通ずる。これでいいのかどうかという問題が実はある。今度は、四日市問題等をめぐってこの種のタンクが事故を起すことは、タンクをここに置く以上、やむを得ないというふうに書いてある。不可抗力、あなたの方の結論はそういうことになるのかどうか。

だから地震で――埋立地なんですから、いずれも関東ロームで京浜工業地帯というのは本来地盤が悪い。何しろ科学技術庁がけ崩れの実験をやってみたところが、それで人が死んじゃったらしいというんですからね。それで先般、長官がおや

めになったりしている、こういう地域ですから、だから、あなたの方の方は、これらの大変危険な状況に置かれている現実が目の前にある、これを個々にいろいろなことをおっしゃるのだが、一体これを総合的にどうする、住民サイドに立って一体どうしてくれるんだ、どうすればいいんだ。あなた方は端的に答えが出てまいりますか。

○森岡政府委員 最初に、お話のありました石油ストーブの問題でございますが、これは御指摘のように、条例等を改正いたしまして、鋭意対震性自動消火装置がつくものでなければ使用させないという形で進めておるところであります。なお若干、まだ条例改正が行われていないところもございまして、これは早急にそういう形になるようにぜひ進めていきたいと思っております。

それから次の、四日市の大協石油の火災、不可抗力だからということで片づけてしまえる問題ではないと私は思います。それは火が出たわけでありまして、きわめて単純な言い方でございますけれども、当然原因があるわけでありまして、原因は徹底的に究明いたしまして、その原因に対応する対策を考えなきゃならない。ただし、その場合に、その原因がいろいろ、完全に一つまとまらないこともあり得るかもしれない。その場合には、数点の問題点が、しかしそれでも当然出てくるわけでございまして、それに対する対策を徹底的に立てるということが必要ではないか。

それから、特に固定消火設備が最初作動しなかつたという問題があるわけでございまして、もちろんその点も考えなきゃならないと思っております。固定消火設備の改善も考えなきゃならない、しかし同時に、固定消火設備が作動しない場合には、スクार्ट車とかあるいは化学車とかが今度は大変威力を発揮したというふうにも私は考えておりますが、ああいうものをもっと思い切って整備していく、こういうことが必要だと思っております。

それから最後に、コンビナート地帯が地震問題を含めて大変危険ではないか、それに対して、一気にくさすれば片がつくという答えが出るかとい

う問題でございますが、先般、予算委員会でもいろいろ指摘がございまして、コンビナート地帯という特殊な地域に着目をして、総合的な防災体制を確立するような方策を検討しろという指示もいただいておりますし、私どもの方といたしましては、高圧ガスなり危険物なり全部総合いたしました総合的な保安体制の確立をぜひ考えたい、かように考えております。

○大出委員 少し議論が長くなり過ぎた感じがいたしますけれども、大事なことでありますから申し上げたわけでございます。

もう一つ、あわせて承っておきたいわけでありますが、遮断緑地などというものは、これは建設省の所管でございましょうが、実は横浜の根岸に、有名な日本石油という大きな企業がございまして、これができるときに、私も現場でずいぶん苦労して、工場長さん等と話し合ってきたのであります。遮断緑地も大変幅広くつくったり、集合煙突をつくって、秒速六十メートルで逆転層の上まで吹き上げるなどというものを全部つくって、風洞実験なんか全部やって、称して横浜方式などというのであります。実はあの工場は、工場長さんの御説明によると、八十億円の危険防止のための金がかかっている。当時の金で八十億円。最近話してみましたが、だから、いまになると、そういう意味の苦情は承っていないという。つまり、工場設備あるいはコンビナートをつくるときから、それ相応な金をやほりかけなければ災害は防げないという結論が出てくる気がするわけであります。学校の問題なんかでも同じことが言えると思うのであります。金をかける気にならなければ問題は解決しない。川崎のこの地域なんというものは、遮断緑地というものは案にしたくてもないような地域ばかり、密集してしまっている。さてそこで、遮断緑地が必要だということをおっしゃる建設省の皆さんにすれば、しからば一体、どうすればそれができるかという問題があらわされて出てこなければ、黙っていればいつになつたつてそのまま。そこらのところは一体どうお考

えてですか。

○田原説明員 建設省の地震対策は、非常に多方面にわたっておりまして、都市問題、河川問題、道路問題その他またがっております。遮断緑地が、ただいまの御質問の内容は、全く都市のずばりの問題でございまして、都市政策課長が来ておりますのでお答えしたいと思います。

○豊蔵説明員 ただいまお話のありました点につきまして、私たちは、まず第一には、先ほど消防庁の方からお話がありましたように、コンビナート地区自体におきまして、災害が発生しないように、また、かりに事故が起きても、周辺市街地へ波及することを防止するような施策を進めていただきたいと思っております。その上でなおかつ、非常に大きな地震等が発生いたしました場合に、都市部に及ぼす影響等も考慮いたしまして、四十七年度から二カ年にわたりまして、防災遮断帯といったようなものをつくったかどうかという調査をしてまいっております。これらの調査結果等も参考にいたしまして、今後の遮断帯整備の方策を考えてまいりたいと思っております。

ただししかしながら、当面やはり緊急に整備する必要のある地域も多々ございますので、これらは一般的な公園緑地の整備あるいはまた避難道の整備、そういったような現行制度で与えられました手法を十分に活用し、重点的に予算等の確保に努めてまいりたい、かように考えております。

○大出委員 いまの御答弁を聞いてみますと、皆さんの所管に基づく型と申すの御答弁になるんです。最後に予算がついていくわけですね。どちらから入っていても、みんなそこに来るんですね。遮断緑地、遮断壁をつくる必要があるという。そうすれば防げる、だから、その方向に向かってやりたいと思っております。思っていることはいのですが、そこでもう一つ、今度は予算等の獲得にも努力してと、こうくるわけですね。いつになつたらどういふうにやるんだと言えは、いやそう思っているんだけれどもというところにと

まっています。片方には今度は予算と、こうくるわけですね。物事がそこにとまって、さっぱり前に進まない。

まあ水島事故が起ったと言えは、あわてて点検をしてみろ。どうもここらあたりが、政治的に考えれば、集中的にここに危険があるんだというなら、これを直す、そうならなければ意味がないんです。ところが、行管はいち早く勧告をいたしました。各省にみんな細かく物を言った。いいことを言っているんだすけれども、それで結果をお待ちしています。行管は待っている。皆さんの方は、こうすればいいと思ひます、ああすればいいと思ひます、予算の獲得には努力してと、ここまでになつてはいる。そこから先は、旧態依然たる町並みが、旧態依然たるコンビナート群が、旧態依然たるタンクが並んでいるままといいことになる。そうすると、後ろにタンクをしょうていて、やれ直下型地震が起るなんと言われた住民にすれば、ふんまんやる方ないんだが持ったいき場所がないんです。私は、これではならぬという気がする。そして、おのの所管が違ふんだから、一つの地域の問題と言つたって、たくさんの方々の地域を集めて一々聞かなければ、この地域に必要なことは一つも結論がでない。これで震災対策ができるのかという、何ともどうも残念な話であります。何かどうも重要なものが欠けている気が私はするわけでありまして、切りがないので次に移らしていただきますけれども、何ともどうも残念な話なんです。ここでもう一つだけ、後の質問と絡みますから、ちょっと承っておきたいので

す。避難場所というものを地域防災計画等に従って指定しろと、こう言う。法律的には確かにいろいろなものが出てくる。災害対策基本法、救済災害特別援助法、火山避難施設等整備法、中央防災会議、これは国土庁の所管であります。つまり、中央防災会議が物を言わなければいかぬ筋合いなんだと思ひます。そこで、もう一つだけ聞いて、防災会議の所管の方から一言欲しいのであります

が、避難場所を指定せよと言ふので避難場所を指定した。避難場所があつたつて、学校がつぶれたら生徒はどこかに避難すると言つたつて、その間の避難道路とかいうのは一体どうなのかと言つたら、全くない。避難場所だけあつて避難道路がない。しかししたし方がない。それで避難場所を指定したつて全く意味がないですね。そうすると、そこらの問題は、その所管は建設省の皆さんかどううか知りませんが、一体どうお考えかということ。幾つか問題を提起いたしました。国土総合開発庁設置法という法律が、昨年この委員会に出されてまいりました。国土利用計画法は通つても通らぬでも、国土をすばり所管する官庁はないんです。それから、せめて集中的にそこへという気がいたしましたから、国土総合開発の総合は気に食わぬから取りましたけれども、国土庁は皆さんの御賛成でまゝとつてできていくわけでありまして、そこに対策室もあり、中央防災会議の事務局がそこでやっておられるわけでありまして、以上、各省がおつしやるいろいろなことを総合的に考えて、一体、中央防災会議を相当なざる皆さんの側はどうすれば——いふ具体的な例は、地震予知連絡会議が挙げている、ことしの暮れあたりがすでに危険期に近づいているというふうな学問的には考えられるという直下型の元木町を中心とする川崎の、あるいは横浜の、あるいは東京へ流れる地震帯、歴史的にも地震があるところ、この危険な状況、周期的にもそういう時期にきているという。この問題などをとらえて、一体どういふうにすれば前に進んでいくのかという、中央防災会議は一体どう考えるのか、そこらのところを聞かしていただきたい。

○杉岡説明員 お答えいたします。

中央防災会議、災害関係の省庁が集まつた事務局でございますけれども、これにおきましては、昭和四十六年に政府の震災に対する基本方針と申しますか大地震対策要綱というのをつくりました。それを関係省庁で進めておるわけでございまして、四十八年に都市防災それから地震予知の推進、

防災体制の確立というような三項目をテーマにいたしました。関係省庁でこれをお互いに話し合っております。

それで、そういう話し合いの場でございますけれども、中央防災会議は国土庁にあって、十八省庁から震災対策は成っておりますわけでございます。いろいろな細かい関係省庁がござりますが、十八省庁から成った地震対策の連絡会議を設けまして、そこに所要の分科会と申しますか、たとえば都市防災あるいは避難あるいは中央対策、こういったような分科会を設けまして、関係省庁独自でやるものとはどんな進めでもらうというのの当然でございますが、中で話し合っているわけにはならない、たとえば都市防災のような非常に関係省庁が絡むもの、これは現在、建設省で都市防災の委員会等も設置されておりますけれども、こういったところを中心にして進めてもらおうというような、災害対策の推進の場を設けておるわけでございます。

こういった場がござりますので、たとえば今度の川崎の件でございますけれども、二十七日予知連の例の文書がございまして、同時に、われわれのほうにも関係省庁来ていただきまして、いまの予知連の会長の報告等を関係省庁に提示いたしました。現在、国もあるいは各公共団体も、いわゆる南関東大地震を前提といたしました地震対策というのを進めておりますが、これをさらに推進し、それから関係省庁の所管についても、これをさらに推進するということはお互いの申し合わせをいたしました。それと実際に進めておるといふ次第でございます。

○大出委員 どうも私が少し焦りぎみなのかもしれませんが、地域の方々の気持ちからすれば、昨年すでに明らかになっているものが、これはこういうふうに進んでいる、将来計画としてこういうふうになつていくというふうなことにきちんと入っていかない。冷静に理論的に受けとめて、いたずらにあわて騒ぐことがないようにとおっしゃったわけけれども、しかし学問的にこ

うだという限りは、それが万一のことであっても、やるべきことは積極的にどんどんやらなければいかぬ筋合いのものだと私は思っている。

そういう意味で、具体的に川崎の元町問題につきまして、一体いまから何をやって、いつごろまでにどうなる、つまり地震の異常な隆起というもの、地下水のくみ取り、途中で川崎市がとめたが、関連があるかもしれない、そこで、あるいは学問的に出てくる大きな地震と関連があるかもしれないというので、予知なり研究なり調査なり観測というものをこれから進めになるというのですが、それは一体これからどういふふうにおやりになって、いつごろまでに結論をお出しになり、そして具体的に何がやれるようにするのか。この辺の道筋をどこからか御説明をいただきたい。

たとえばラドンならラドンを調べるとする、地下の岩石が崩壊をする、そういう意味でラジウムの崩壊現象がラドンが濃くなってくる、そのところも調べなければならぬ。微小地震というものも観測しなければならぬ。しかし騒音の大きな地域だから普通じゃできない。トンネルの中、地下等でやらなければできないという問題がござります。

一体、それがこれからどういふふうに進められていくのか。科学技術庁、文部省両方の予算にこれは絡むと思うのでありますが、そのものを含めて道筋の御説明をいただきたいと思ひます。

○伊原政府委員 先ほど来先生御指摘のとおり、川崎地区におきまして隆起問題、研究開発を担当いたしております各省庁ともに、これは非常に重大問題であるということでございます。実は地震予知連絡会が昨年十二月二十六日に御見解を表明されました翌日、関係省庁から成ります地震予知研究推進連絡会議を至急開催いたしました。川崎地区におきまして今後の観測体制の強化につきまして、連絡協議をいたしたわけでございます。

その結果、まず四十九年度におきましては、各省庁といたしまして手持ちの機器、人材さらに金

のやり繰りをいたしまして早急に観測を開始する、かつ経費が足りない機関につきましては、科学技術庁におきまして特別研究促進調整費を充当するということにいたしました。現在、鋭意観測に入っておりますのでございます。

具体的に申し上げますと、まず測地測量につきまして、海上保安庁水路部が水準測量を、東京湾岸約十キロメートルにつきまして実施することにしたのであります。すでに二月十六日までには標石の埋没作業が完了しております。これから測量にかかるとなっております。それから検潮につきましては、国土地理院と海上保安庁水路部が、それぞれ川崎、横浜等の検潮記録の整理を、実施中でございます。それから精密変位測量につきまして、これは先ほどの特別研究促進調整費を充当いたしまして、国土地理院が三角点十二点につきまして観測を実施いたすことになっております。選点作業は、すでに一月二十九日に終了いたしております。経費約七百万円をもちまして、これから測量作業を開始するわけでございます。

それから地震観測につきましては、科学技術庁の国立防災科学技術センターが地上におきまして、まず微小地震の測定をいたすことにいたしました。まして、川崎市役所におきまして、十二月十六日から観測を開始いたしております。さらに生田付近の、工事を中断いたしておりますトンネルがあるところでござりますが、その鉄道のトンネルを利用いたしまして、十二月二十八日に観測を開始いたしました。また神奈川地区におきまして、さらに追加して地上の微小地震観測を二月十六日から開始いたしております。さらに深井戸を利用いたしまして微小地震の観測をいたしたい、ということ、これは先ほどの特別研究促進調整費の経費約八百万円を利用いたしまして機器を整備中で、さらに適当な井戸をいま探しております。三月には測定を開始したい、こう考えております。それから気象庁におきましては、既設観測網の資料をもとにいま解析を実施いたしております。それから地質構造調整につきまして、通産省の地質

調査所が既存資料の取捨整備を行つておるところでございます。さらに地表調査を二月中旬に開始をする、こういうことになっております。さらに地下水位、水質につきましても、同じく地質調査所が現在、既存資料の取捨、解析を実施中でございます。また地盤沈下及び回復の調査につきまして、国土地理院が同じく解析を実施しております。なお、このほか大学関係でも、たとえば重力測定、これは川崎地区を中心に一月から測定開始。それから地震観測につきましても、川崎地区を含みます広域観測体制を、一月から各大学でいいただいておる。あるいは先ほど、先生御指摘のございましたラドン等の測定につきまして、井戸の調査、分析を東京大学に実施していただく、こういうことになっておるわけでございます。さらに昭和五十年度は、引き続きまして、さらに体制を強化いたすことになっておるわけであります。これは川崎地区だけではない、地震予知関係の全体の予算が昭和四十九年度の約十五億円に對しまして、ただいまの政府予算案が二十億というところで非常に拡充していただいております。

こういうふうに関係各省庁、本件の重要性にかんがみまして、非常に強力に仕事を進めておるわけでございますが、実はこの川崎地区は、異常現象を生じております範囲が非常に小そうございます。そういうことでございまして、全国的なネットワークによって把握することがややむずかしい地域であり、かつまた先生御指摘のように、非常に人口が密集しておる、それから生産活動が活発でござりますので、いろいろな雑音が入るといふことで、観測上非常に問題が多いわけでございます。そういう特殊事情を克服いたしまして、いろいろ精密観測の手法をさらに開発いたし、各種資料を整えまして、今回の異常隆起と地震との関係を明らかにしたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

ただ、先ほど文部省の木田局長からの御説明にもございましたように、現段階におきまして、現

段階の地震予知研究のレベルから申しますと、地震の発生の時期を非常に高い精度をもって早い時期に予知するということはまだ困難である、こういうのが専門家の方々の御見解でございます。したがって、各関係省庁協力をいたしまして、今後さらに地震予知の研究の推進について努力をしてみたい、こう考えております。

○大出委員 たいへん前段で時間がかかりまして恐縮でございましたが、一つそういう例ができれば、次にまた新たな角度から進んでいくのだからと思いたすけれども……

そこで、文部省の予算で承りたいんですけれども、この教室の新増築にかかわる予算というのは、昨年、本年比で減っているんですね。これは私の調べた数字がどうかかわりませんけれども、十平方メートルばかり減っている感じがいたします。百万円が百万円になっているんですね。それはそれとして、大臣あてに、横浜の市長などからの名前前で文書でお願いをしてあるのだと思うのであります。これは横浜のみならず、あの周辺は、横浜で言えば鶴見地区、元木町というのは川崎のまさに老朽家屋の集中地でありまして、かつまた、学校もそういうわけで老朽校舎が非常に多いところでございます。東京の大田区の方は、調べておりませんからわかりませんが、横浜の例を見ましても六キロ圏、今回の予知に類する報告に基づきます元木町周辺六キロ圏、ここに学校にして老朽校舎が二十二校、三百六十三教室ある。ところが、点数がたとえ六千点ありましても、実際に柱が曲がってない、文部省の方々のいうのはなかなか補助対象にしない。おまけに学校というのには、御存じのように教室は並んでおるわけでありまして、この教室は四千五百点という基準にしてこれはだめだ、だが隣は大丈夫だというわけですね。その隣も大丈夫だが、その隣はだめだ。そうすると、これは建てかえるとなると、補助金をもらってと言ったって、どこにくれるかと言え、そのための教室しか補助金をくれない。そうすると、並んでいる教室を、真ん中だけ生かして

両側だけ壊して建てかえる、こういうわけにはまいらぬのです。補助金はだめな教室しかくれないんだから、真中の大丈夫な教室の補助金はないんだから。しかしこれは、全部壊さなければ建えかえられない、そうすると、全くの私費負担になってしまふ。そういう大変な苦しさがあり、かつ矛盾があるわけでありまして。

そこで、年度計画を立てて、これだけある老朽校舎を何とかしなければならぬ。木造の怪しげなという言いぐさは恐縮でありますけれども、体育館というのは、この地域に木造で大きなもので三つばかりございます。だからこれは、みんな父兄は知っているわけでありまして、避難場所だという意味で学校というのはとく注目される場所ですけれども、うっかりそこに避難したら、避難したところから先につぶれるという心配をみんなしておる地域であります。大正十二年の震災が呈に起こっているということからいたしまして、子供を手放して学校にやっていっている間に震災が起こった、一番心配になるのは子供でございます。したがって、やはり教室の老朽化というものを放任はできない、何とかしなければならぬ、こう私はいつも考えるわけでありまして、これは普通教室のみならず、特別教室につきましても、同様の老朽教室がございまして、これはお説みただいておると思うのでありますけれども、学校それぞれ逐一私は知っております。したがって、これらのことを、いま関係各省庁の方々は、私もからすれば、歯がゆい限りという気はするんですが、機構上やむを得ぬ面もございまして、何とかそれなりに一生懸命おやりになっているとして、文部省関係の方々の方でこのあたりの手当ては何か手がないか。つまり自治体が考えている改築の度合いをもう少し早めさせるということ、しゅせん直すものは直さなければならぬのですから。そう実は考えるわけでありまして。

該当の市も、ほかに使わなければならぬものを集中的にこの地域に持ってくるというふうなことで、心配している親の見ている前々から一つでも二つでも手当てをしていく、私は、そういう前向きな努力が必要ではないかという気がする、ほかの事態とは違いたすので。そこらのところを、少し御見解をいただきたいのであります。

○今村(武)政府委員 学校建物につきましては、木造の建物をなるべく鉄筋にするということ、あるいは鉄筋の建物については耐震度、安全度を常に点検するということが、これは大事なことでございます。先ほどからお話がございますように、必ずしもいまだ地震が起るというわけではございませんけれども、関係の方々が心配しておられるというのは事実でございます。それに対しては、現在できる仕組みの範囲内でできることはしていかなければならないということで、昨年の十二月二十七日の地震予知連絡会会長の文書を国土庁からいただきましたから、私も部内で研究をしてみたわけでございます。

部でございます、耐力度の点数いかにかわらず全校が挙げてあるようにございまして。したがって、おそろく二十二校直ちに改築しようというお話にはならないと思いたすので、そのうちで危険校舎に該当するものを、市の御希望になるべく沿うように努力をいたしたい、かように考えております。

○大出委員 ここに挙げてありますように、この校舎を取り上げた理由の中に密集密度、たとえば地震なら地震があった場合に、その周辺が大変な密集地であるという観点からの考え方が一つ。それから地震が、たとえば沖積層という層でありまして、このコンクリートの話じゃありませんが、震度幾つであつても地震によつては大変な変化がございまして、そういう点から見る物の見方が二番目。それからもう一つは、いまの話の老朽の度合い。柱のあるところをいろいろつるして調べますが、私も何校か立ち会つて見たことがあります。なかなかむずかしい理屈をおっしゃるわけですが、専門家はありますからわかりませんが、専門家が専門屋にならなければ危険であるという、つまり老朽の度合い、そういう物の観点。そこらを総合して学校に印がついているんですね、自治体側の考え方は。したがって、いまおっしゃる通りに、じゃどうするかと言え、冒頭におっしゃったように、木造のものは鉄筋にかえろ、こういう方針ですから、いづれにしても、かえなければならぬわけだけれども、当面五キロ以内というところをながめてみて、どこが危険で、どこから手をつけていくかという、それにはおのずから順番が出てくると思うのです。だから、そこらのものに対して旧来の方式でやれば遅くなる。これは全部見ておりませんが、自治体側の予算その他をいかに改築地区の年次計画がございまして。この年次計画でいいますと、これは地元がおさまらぬわけでありまして。したがって、何とかこれは早めて物を考えなければならぬ

そこで、文部省側がそこをどういうふうに変えられるかという、問題はそこにくると思うんですね。そこらあたりの点を、それなりに考えたとおっしゃるのだが、もうちょっと具体的に言えば、どう考えるかという点ですね、ここらあたりをお聞かせ願えないか。

○今村武政府委員 危険校舎の改築の計画を、従来の地元の計画を、御心配がおりなようでございますから変えていただきたい、そしてこの地区のものは優先的に改築するような努力をしていただきたい、その事情を県を通じて私どもに話をしていただきたい、私どもとしては、全国を通じて言えは、原則としては四千五百点以下の建物を補助の対象とする、特に三千五百点以下を優先するという方針をとっておりますが、その地区につきましては、四千五百点から五千点までのものについて特例の道を開いていきたい、そして地元の希望になるべく即するような努力をしたい、かようなことをございます。

○大出委員　これを見ますと、四十九年、五十年、五十一年と、こういうふうに分けてまして、この三カ年間の改造計画が載っているわけです。この中に四千五百点以下、四千五百一点から五千点、五千一点以上ということで四十九年、五十年、五十一年と、こう並んでいるわけです。体育館が下の方にある、これは皆さんのところに行っていない資料かもしれませんが、これを見ますと、大変に危険地域にある学校で点数が相当に低いものが五十年、五十一年にまでたがっていく。それでもやり切れない。したがって、そこを何とかひとつ早めなければならぬ、そういう意味で申し上げているわけございまして、前段少し長くなつて恐縮でございましたが、要は、こういう震災対策で自分たちの手の届かぬところの問題は、あきらめるにしても、何よりも心配するのは、やはり子供のことでございます。

したがって、所管の文部省という立場で、まず

もって子供のことにについては、何とか具体的に表に出てきた、文部省が苦勞して、金がないところであつても、何とか自治体も努力しろ、おれの方も努力するからと、必要なの金でも使つて何とかするからと、これでやれやれ子供のことはという、やはり逐次そういうことにしていかなないと、余裕を持つて物を考える氣持ちになれないわけがあります。

実はこの間も、先週の初めでありましたか、結構長い地震が横浜でございました。後で聞いてみたら、元木町周辺から五キロ以内ということになったところというのは、それ来たというわけで、普通ならがまんしているやつがみんな飛び出してみたり、大騒ぎになったという、後で笑えない話が実はたくさん耳に入っております。そういう心理状態の地域でありますて、コンビニナート側の人も、さあ来た、大変だ、保安よりも自分が逃げる方が先だという、えらい騒ぎが起こっているわけがあります。

つまり、そういう心理状態にありますので、どこかでひとつ——一番心配するのは何だと言えば、何はともあれ子供ですと言う。学校へ行つてその学校がと、こういう話をたくさん聞きますので、ぜひひとつ、そこら文部省の皆さんが前に出ていただきたいものですからこういう質問をしたのですが、大臣、ひとつ最後にお答えをいただきたいのです。

○永井国務大臣　ただいま管理局長から申し上げましたように、やはり元木町の場合には、非常に注意を要する状況でございますから、住民の気持ち、特に子供に対する関心というものを十分考えまして、先ほど申し上げましたような前向きの方
向で進んでいくようにいたしたいと思えます。

○大出委員　長い時間、恐縮でございます。

○藤尾委員長　次に、国家公務員の寒冷地手当に
関する法律の一部を改正する法律案を議題といた
します。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中路雅弘君。

○中略委員 法案の寒冷地手当の問題についても、幾つか御質問したいと考えているわけですが、順序を逆にしまして、最初に、総務長官も新任されたわけですし、総務長官のおられる、所掌の職場である総理府統計局の、長い間懸案になっています、すでにもう六年が経過しております職業病の認定の問題ですが、この問題から幾つか御質問をさせていただきます。

総務長官は、大学を出て、最初は労働組合の委員長もNHKですか、やっておられたという経験もあるわけですから、職員組合や労働組合の問題について知識もあると思うのです。長官になられてから、総理府の中でも統計事務、機械を使う非常に高度の集約的な労働をやっている統計局の職場を一度訪問された、ごらんになったことはありますか。まだないかどうか。特に職員の健康管理というのは、重要な課題だと思うのですが、最初、その点について、一言所見をお聞かしておきたいと思います。

○植木國務大臣
たいだいまNHKの労働組合の委員長をしていたというお話ですが、委員
長はいたしませんで、大会の議長をした経験がござ
いますので、その点については訂正をさせていただきます。

統計局には、就任をいたしましたからしはらう
いたしまして就任のあいさつがたがた参りました。
ただその際には、大変多忙をきわめておりまし
たので、職場そのものを視察することはできま
せんでしたが、職員の方々にお集まりをいただき
まして、就任のあいさつなり所信の表明をいたし
たのでございます。

なお、職員の健康の管理につきましては、重要な問題でございますので、最大の関心を持っております。

○中略委員 昨年暮れ、私は同僚議員とともに、統計局の職場をお尋ねしまして、当局の皆さんや職員の方々からいろいろ実情を聞いてきたわけ

です。また昨年の内閣委員会でも、この問題を一度取り上げさせていただいた。あるいは私たちの同僚の、参議院では岩間議員が、二度にわたって昨年も質問をしているわけですが、まだ解決をしていないという問題でもありますので、この問題を中心としてお尋ねしたいと思うのです。

統計局を私視察したときに、局長は定数か
千三百人ぐらいだというお話だったのですが、資
料をいただきましたら、定員は四十九年度二千二
百八名となっていますから、こちらの方が正確
じゃないかと思えます。この中で、どのぐらいの
仕事の量か聞きましたら、二千百人分ぐらいの
仕事をしているというお話だったわけです。

最初に、統計局のいまの定員は二千二百八名ですが、実際の定員、現在の職員の数、これは、この月の一日でもいいのですが、何名ですか。

○川村政府委員　二千六百十名でございます。

○中路委員 いまだ定員二千二百八名に比べて二千六百十名ですね。すでに四十八名、定数に比べても減になっているわけですが、皆さんの方から提出いただいた、産休その他の休みを除いた平均出勤率を見ますと、資料だと八五％となっています。

すると、二千百人分の仕事を実際には千九百人か
二千人ぐらゐまでやってゐるわけですから、局
長の話でも百名以上百五十名近い、定数の面では
過重労働になっているということも明らかです
し、しかも、いま頸肩腕症候群が発生している職
場、たとえば製表課、この中の、私もいたいた
のですが、符号等のつけの事務の係、この出勤率
になりますと、七〇％台のときがもうしばしばあ
るということになっていますし、ますますその点
では、職員の皆さんに過重な負担がかかっている
ということ は明らかであります。

この前、昨年の質問でも私、取り上げましたが、職員組合の調査によりますと、九〇%の人たちが肩や背中、そういうものに痛みを感じる、非常に疲れる、そういう結果も出てきている。また経済製表課の、もう少し係別にとってみますと、これは符号の一係というところでは、昨年の末に私、

聞きました話ですが、係長あるいは産休を除いて、さらに半日勤務とかそういう方がありますから、実際には四十名在籍で三十名で仕事をしなければいけなくなつて、その係では仕事その日できなくて、他から応援に来ていただい仕事しないとかやれなくなつたということがあつたというお話も私は聞いたわけですね。その点では、定員の面でも非常に大変な職場だと私は思うのです。

そこで一昨年、統計局で健康診断調査をやられたわけですが、この調査の結果どんな統計が出ているのか、特徴がありましたら、内容について簡潔にお話をしたいと思います。

○川村政府委員 ただいま中略先生から、全体の出勤率は大体八五%でございますが、たまたま経済製表の一係という御指摘がございましたが、出勤率も時期によりまして、たとえば夏のあつた時期という期間をとらえますと、多少そういう意味で部分的に四十名が三十名になるというふうな現象もござります。ただ、全体として作業の計画はそれで組んでおりますし、先ほどの人員の多少無理な面は、実際には仕事の工夫、具体的に申しますと、業務の簡素化あるいはある部分の仕事を機械に移すというふうな努力は私も実際にやっております、その辺はならすように努めているつもりでございます。

それから一昨年の健康診断の具体的なデータは、本日こちらに持ってきておりませんので、必要がございましたらば、また後ほど御報告を申し上げたいと思っております。

○中略委員 一昨年の健康診断が、どういう内容で健康診断をやられたかというの、私、持っているわけですが、この健康診断の結果についてのいまお話しした資料、これは提出していただけますか。

○川村政府委員 内容がわかるものにつきましては提出したいと思います。

○中略委員 健康診断をやりましたが、その結果、どうだったかという結果についてのまとめられた資料、これを提出していただきたいというこ

となんですが、いいですか。

○川村政府委員 御要望の点は、後ほど取りそ

えたいと思ひます。

○中略委員 それでは、これは出していただくというところで検討させていただきます。

私が職場を回つたときに、肩たたきが置いてある職場がずいぶんあるんですね。それから穿孔係というところへ行きますと、あんまりも職場にある。肩たたきというの、たとえば経済製表課なんかの職場でどのくらい置いてありますか。

○川村政府委員 ただいま肩たたきというところでござりますが、一組に大体一個というふうな配置をしておりまして、一組というの、おおよね七、八名単位の一つの作業単位を一組と称しております。

○中略委員 私は、短時間ですが、ずっと見せていただいた職場の状況から言つても、この統計局の仕事の性格あるいはそれから来る皆さんの疲労、それは非常に大変なものです。職員の皆さんの要望で皆さん自身があんまりまで職場に置かれていたわけですから、これだけでも他の職場と違つた大変な職場だということを痛感したわけですね。

最初に、幾つか労働条件の問題でお聞きをしたのですが、人事院にお聞きしておきたいのですが、人事院規則でキーパンチャーのタッチ数というのがありますね。これはどうなつておりますか。

○中村(博)政府委員 一日四万タッチでございます。

○中略委員 人事院の定める作業通達の中で、いまおっしゃつたように「せん孔作業の一人一日当たりの平均生産タッチ数は四万を超えないよう作業調整すること」となつていますが、この一人一日四万というのは、その一日の仕事の最高限度、そのように理解していいですね。

○中村(博)政府委員 御指摘のとおりでございます。

○中略委員 これは総理府の方からいただいた資料ですが、キーパンチャーの平均タッチ数という

ことで皆さんからいただいた資料を見ますと、タッチ数は四十五年より大体二万五千から三万五千回タッチだというふうに言われているわけですね。私は職場を回つて、また職員の皆さんから、実際のタッチ数を個人別にも大分いただいたのですが、見てみますと、何人かの例を取り上げますが、名前はA、B、Cでタッチ数、これは最近のタッチ数ですが、Aさんという、これは認定者ですが、認定者の場合でも、これは週間をいただいたのですが、たとえば土曜日は少ないのは当然ですが、木曜日で四万一千四百七十七という数字が出ていますし、そうでない方、多くの人が四万、五万回、五万回を超えているのが多いわけですね。たとえばDさんというのをとりましますと、水曜日が四万六千二百七十七、木曜日が四万三千八百四十六、金曜日が五万三千四百八十九、月曜日が五万四千六百四十一、火曜日が五万一千二百三十三、Eさんという人になりますと、水曜日が六万二千二百六十六、月曜日が五万二千九百九十九、火曜日が四万八千二百七十二、Gという人は、これは罹病者ですが、この方でも水曜日が四万七千三百四十四と

いう数字が出ています。先ほど人事院で、この規則にある四万を超えないというの、最高限度だというお話をされてはいたのですが、実際に私がタッチ数をお聞きしたのは、いま一例を挙げましたけれども、まだ資料はたくさんありますが、五万回を超えているのが出ています。これは、どういうところ方をされているのですか。皆さんからは二万五千とか三万五千タッチだと私の方へ報告をいただいたが、これは、どういう計算の仕方をしているのですか。

○川村政府委員 中略先生が実際に職場をお回りになつて、何人特定の個人からお集めになつたといういまの数値でございますが、実は当局は、そこまで個人別のデータが何故というデータは持つておりません。なぜかと申しますと、実は過去に、個人別にタッチ数をむしろ当局が管理をするというふうなところになりますと、個人にノルマを強いるという問題がありまして、職員の方から、どちら

かという個人別の作業数は出してくれるというふうなところでありましたので、私どもは、先生よりあるいは精度が悪いかもしれませんが、個人別にだれが幾らというやつは持つておりません。ただむしろ、その係なら係全体としてののくらかという数は管理上出さなければなりませんので、その意味での数を私も求めて出して御報告したのが、実は先般の数字でございます。

特に実際問題として御理解をいただきたい点は、統計局は十二本ばかりのいろいろの種類の調査がござります。その調査ごとにパンチを打つ項目というのは、カードが同じようなところでありまして、穴をあける位置は皆違つておりまして、調査によりまして穴あけの数は違つております。それからタッチの数も、場合によつてミスのパンチをあけますと、それだけまたタッチをしなければならぬ、パンチの穴の数はふえるわけでありまして、そういう問題がありますので、そこは私も、非常に詳細に注意をいたしまして、むしろ計画的にそのところは、今度の調査をどのくらいの期間で仮にパンチをしなければならぬかという、そういうふうなところになるとすれば、その平均の穴をあけなければならぬ数、その場合でも、たとえばゼロみたいな数値はむしろ打たないで済むような工夫まで実はいたしまして、できるだけ作業の簡素化を図つて計画を立て、いつごろまでに大体終わらすというところで、実際、計画がそこで終わるならば、初めからの計画した平均パンチ数は大体維持されている、こういうふうな判断をいたしておるわけでございます、いささか先生の個別の数値については、私もはさようでない、こう思つております。

○中略委員 詳しくいただいているんですが、たとえば皆さんから私がいただいた報告でも、パンチしにくい場合と、いまおっしゃつたように非常にしやすいのとあります。しにくい場合は、一人一日二万五千タッチが限度であると、皆さんの方は書いています。それで、パンチしやすい調査の場合は、ここに出てくる一人一日四万タッチに近い

かという個人別の作業数は出してくれるというふうなところでありましたので、私どもは、先生よりあるいは精度が悪いかもしれませんが、個人別にだれが幾らというやつは持つておりません。ただむしろ、その係なら係全体としてののくらかという数は管理上出さなければなりませんので、その意味での数を私も求めて出して御報告したのが、実は先般の数字でございます。

いタッチ数になるが、仕事の配分を工夫して、どんなに多くても四万タッチを超えることのないように配慮をしているのだ。それで昭和四十五年ごろからは二万五千タッチから三万。いまだで四十年、四十四年は四万タッチの範囲近くまでであつたけれども、昭和四十五年からは二万五千から三万五千タッチの範囲と認められるというのが皆さんの報告なんですね。

〔委員長退席、木野委員長代理着席〕

私がお聞きしたのは、これは多くの人たち何人かに最近のタッチ数を聞いたのですが、皆さんの方がとっておられないという話であれば、ここで四万タッチというのは、先ほど人事院でも最高限度だというお話ですが、恐らくこういう数字の違いが出てくるのは、実際のその人のタッチ数ではなくて、出勤率なんかも考慮しないで、全体の平均なんかで割って、一日が平均で四万を超えないというような数字の出し方じゃないかと私は思うのです。いま人事院は、一日の平均タッチが四万を超えないということを言っているわけですから、定数で割るとかあるいは全体を平均するとか、この規則はそういうことじゃないわけですか。

そうだとすれば、たとえば四万タッチ以上は、規則でもあるわけだから超えないようにする。実際に私が挙げたように五万、六万というタッチをしている人たちは、大体四万タッチ近くになれば、規則においても四万で、その日の仕事はそこまでするということ、その範囲にとどめるということについてもそれは責任は問われない、これは規則どおりにやられているということではないですか。

○川村政府委員 いま先生の御質問は、多少その時間のとり方——先ほど人事院がおっしゃいましたが、この基準は一日三百分以内で四万タッチというのか、ここには実はなっております。統計局もこの点、三百分以内という問題は——実際にキーパンチャーの方々は、一般の事務職員と違ひまして、比較的休憩等の置き方の時間帯も違ひて、全体は八時間勤務であります。正味は一日の中での実働を二百七十分というふうで押さえて、それ

で実際のパンチを打つ実働の仕事はいたしてありますから、その二百七十分の部分で作業がどう終わらなければならぬかというところで実は係別の平均のタッチ数を出して、いつまで終わるといふところを出すわけですから、もし先生のおっしゃるようになつたところだと、期限どおりに終わらないというふうなことが実は出てきてしまふかなんかして、それは決して八時間で割っているものではないでございます。

○中務委員 いや、私が言っているのは、一日の——いま人事院の方も、ここは一日の最高限度だというお話なんですね、この規則で言っているのは。だから、私の言っているのは、この規則どおり——これは、いままでの経過でキーパンチャーの中から、すでに皆さんが認定されている多くの頸腕症候群の認定患者も出てくるわけですから、認定されなくても、それに近い症状の人が多くなっているわけですから、そういう健康管理の立場からこういう規則をつくられたわけでしょう。しかもこの規則は、これが最高限度だということ、人事院も言っておられるわけですから、このとおり運用していただくというところで、五万、六万を超えないというのについては、そういうことをやらさないという点についてはいいですかというところで念を押しているわけなんです。

○川村政府委員 かねがねお答えしましたとおり、私どもは少なくとも、それを上回ることは絶対にないというところで日ごろ努めておるつもりでございます。

○中務委員 これは、さっき人事院の方が、一日の最高限度だということを言っておられますから、それを守っていただくということをもう一度確認しておきたいと思ひます。

もう一つ、家計簿のことを聞きたいのですが、家計簿の記入の処理数、これも私は局長にお聞きしました。一日一人どれぐらいか、六冊ぐらいというお話だった。これも、調査に行きましたときに、職員組合の皆さんが出しているニュースがあります、このニュースをいただいて、これで見

ますと、昨年の八月の月をとったニュースですが、大体八冊から九冊行方。多いのはもつと十冊、十一冊とありますが、一番集中しているのが八冊から九冊ということ、六冊の仕事でも性質上、相当大変だという話を局長もしていましたけれども、実際は、このニュースを見ますと、八冊から九冊行方場合が多い。また月六回、締め切りがあります、地域から集めてくるわけだから、お話を聞きますと、月六回の締め切りがあつて、非常に追われているのだと言う、少なくとも期限があるわけですから。

そういう話も聞いたのですが、これも職場の皆さんの個人の問題でないです。全体の人数の中でどこに集中しているかということを見ましたら、八冊、九冊に集中しています。だから、やはり平均のとおり方が、実際のその日の実働というのではなくて、定数なんかでやっておられるんじゃないですか。そうしなければこんな食い違いは出てこないでしょう。

○川村政府委員 実は、細かい話ではなはだ恐縮でございますが、家計調査の場合の家計簿の集計のやり方というのは、四十六年以降やり方を変えてきていることは先生十分御存じだと思います。それは従来、符号づけは符号づけばかり、内容検査は内容検査ばかりという、比較的横割りの方式をとっていたものを、作業の単能化に耐えられないという問題が多少ありますので、これを、むしろ縦割りと申しますか、符号づけもそれから換算もといふか、この縦割り方式に変えてきておりますから、その意味で、むしろ冊数の方は低く出てきておるのが最近の実情でございます。

ですから、横割り時代には、場合によれば八冊、九冊という時代が確かにあったと思ひますが、ごく最近としては、先生にお答えしましたように、五冊ないし六冊というのが実は平均の処理でありまして、たまたまそれ、なれた職員はあるいは八冊ぐらいのおやりになる方もおられますし、あるいは四冊ぐらいの方もおられるということで、その辺は多少個人別の差はありますけれども、そこはむしろ、先生の御入手になつておる情報が本当なのか、私どもの情報も本当なのかという問題に帰するのではないかと思います。

○中務委員 これだけ多くの人たちの——私、だけれか特定の個人をとっているのじゃないのです。四冊と言いましたが、四冊というのは一人なんです。四冊から五冊というのはほとんどないのです。四冊が一人あつて、それで四冊もあるなんていとおっしゃつたけれども、二十人とか何十人とかいうのが集中しているのは、この七冊、八冊というところへ集中しているから私はお尋ねしているのです、四冊の人もあると言うが、これは本当に何か事情があつたんでしょうね。それで言えば、十二冊というの三名あるわけですから、十一冊、十二冊とあるわけですね。

しかし、八冊、九冊というところへ一番集中しているから、局長が六冊だとおっしゃるから、六冊でも大変な中で、しかも八冊、九冊というのが、ほとんどの方がこういうところへ集中しているとすれば、労働の点でも大変だろうということ、これも、さっきのキーパンチャーじゃありませんけれども、やはり皆さんが言っているお話よりも、実際の職場の状況がもっと過重になっているのじゃないか、これは実際行つてみてお話を聞いていることです。

だから最初に、長官も直接一度、職場に行つて実情を見ていただきたい、職員から直接聞いていただきたい、皆さんの方がまとまつた統計もないとさっきもおっしゃっているわけですから、そういう職員組合とも話をする、あるいは実情も聞くというところ、ひとつ長官としても、時期を見て現場も見ていただきたいというふうに思うのですが、この点はいかがですか。

○植木国務大臣 これはセンサスの年でありまして、同時に、国際婦人年でもございます。できるだけ早い機会に職場を視察いたしまして、実情をつぶさに拝見したいと思ひます。

○中務委員 私、二、三見せていただいた、お話を聞いた例でお話ししましたけれども、いずれに

しましても、半日はかりいろいろお話を聞き、職場を回らしていただいて、この職場が非常に大変な職場だ。いまお話しのように、特にこれは集中します。国勢調査、それから何年か、三年に一回とか五年に一回とあるような調査が集中するといふ大変な年ですから、量からいっても大変な職場です。

私も仕事を見てみましたら、製表課ですか、電算機に入れるのに鉛筆で色を塗るんですね。一日のノルマが決まられているから、消しゴムのくすくすでも入るとまずいというので、神経を使っているわけですね。能率グラフが職場によって張られているようなことで、仕事に非常に追われているわけですから、こういう中でキーパンチャーだけではなくて、一般事務職員の皆さんの中に大量の頸肩腕症候群という患者が出てきている。これは、私が半日見ました職場の状況の中でも、公務災害との関連というのは非常に因果関係があるというふうに思うのですが、すでにこれの申請をされて通院をしている、いろいろ経済の困難な中で。

それで、最初申請されてから六年近くたって、まだキーパンチャーの認定だけで、一般事務の皆さんの申請については解決をしていないという状態にあるわけですが、現在、申請者の皆さんが何名で、まだ申請していないけれども、この病状で病休の届け出が出ているのは全体で何名ありますか。

○川村政府委員 お答え申し上げます。

現在、まずキーパンチャーの方については申請者が十一名でございます。それから一般事務の方では三十二名でございます。それからキーパンチャー及び一般集計事務の未申請者は大体五十二名でございます。

○中路委員 特に一般事務の皆さんの申請をされた患者の職業病認定の問題についてですが、これの扱いがいまどうなっているのか、簡単に最初お聞きしたいと思うのです。

○川村政府委員 一般事務の方々の申請のその後

の経過というふうに質問の意味を私も承知しましてお答え申し上げますが、先生すでに御存じのとおり、昨年、公務とある程度因果関係を、新しいケースなものですから必要であるとして、人事院から指示されました筆圧であるとか、あるいは視機能等の労働衛生的な検査を実施しようといふたしましたが、遺憾ながら職員団体の協力が得られなかったもので、これが過去に実施できなかったことは、すでに御存じだと思います。

ただ実施機関としては、この問題は、一日も実は放置できない問題であるというふうに認識をいたしております。関係機関の御意見を伺い、かつ頸肩腕症候群に関する専門家を有し、一般の信用も高い総合病院に実はお願いをいたしまして、その意見を聞き、解決を図るということで、昨年の二月に職員団体に具体的な案を提示いたしました。それも前回同様、実際には職員団体の協力がなかなか得られませんでした、実施できないで現在にきております。

しかしながら、現在でもなおこの問題は、職員の健康に関する実問題でありますから放置しておけずという問題で、私も、むしろその患者の方々の診断書が実際に出てきているから患者さんということはわかっておるわけでありまして、その主治医に対して、実は意見書を出して、また労働衛生面から職場診断をも実施して、公務の起因性の有無というものを明らかにし、できるだけ問題の早期解決を図るとともに、今後の健康管理の指針も求めたいということで鋭意努めておるところでございます。

○中路委員 現在申請を出した方の主治医の意見書を出してもよろしくおっしゃるといういまのお話ですが、この主治医というのは、本人が現実にかかっている医者ですか。この医者から意見書を求めるというんですか。

○川村政府委員 いま主治医と申しましたのは、実際に申請をしてくるには、それだけの書類が要るわけで、その申請のとき、実際の、本人が申請

の書類につけておる主治医のことでございます。

○中路委員 私がいたしておる文書では、皆さんが私のかかっている医者は、この病院のこのお医者さんです、主治医はこの医者ですということ、総務長官とそれから課長ですかに出されておるわけですが、この医者の意見書を求めるということですか。

○川村政府委員 私が先ほどお答えしましたとおり、実際にその申請書を本人が出してきて、その認定を受けんとして申請を出してくるわけでありまして、その申請書類に添付しました主治医でございます。

○中路委員 それでは、もう一度聞きますが、これは最近出されたのだと思いますが、写しです。公務災害認定申請者の皆さんから、総務課長と総務長官あてに文書が出ております。「私達の主治医は次の医師です」ということで病院名と個人について全部、これは東大病院それから国立医療センターの先生、芝病院、水川下セツルメント病院、鬼子母神病院等の医師の名前を挙げて出ています。この申請者の皆さんが現実にかかっている医者、この医者の――まだ診断書以外出ていませんから、本人からあるいはその医師から意見書を皆さんが求めて、それで検討するということになりませんか。

○川村政府委員 実は、細かい問題でございますので、説明員にちょっと補足させます。

○中路委員 いや、細かいことはまた後で聞く。聞くんだけれども、私が言っているのは、あなたが主治医の意見書をいま求めておるというお話だから、その中身について、それに間違いありませんか。その中身を念を押しているのです。細かいことは後で聞きます。

○川村政府委員 重ねて申し上げますが、今回、実施機関においては、すでに出されている頸腕の診断書がございます。その診断書の主治医ということでございますから、一人についてもちろん複数の場合もあり得るわけですが、単数というわけじゃございません。

○中路委員 いま意見書を出してもらおうというお話ですが、皆さんの方で、申請者もあるいは職員の団体も抜きにして独自に、患者さんがかかっている医者に意見書なるものを求めてずっと回っておられるわけですが、そういうことはやっておられるのですか。

○川村政府委員 お答え申し上げます。独自に回っておられるというその独自という意味なんですけれども、先ほどもお答えしましたように、患者さんが仮にA、B、Cとおられますと、そのA、B、Cの方々が全部同じ主治医かどうかというのとは、各人別に違うことは先生御存じのとおりだと思います。だから、そのAという方は、自分がどなたにかかったかという、御自分は自分のことはわかっていると思います。Bという人は、Bの御自分の主治医というのとはわかっていると思います。その意味で、そういう方々の方々のところに意見書を出しておりますから、私どもは、そういう主治医の方々にお願いに回っていることは事実でございます。

○中路委員 民間ですと診断書を出すでしょう。そして申請を出せば、それで労働基準局がやっているのです。改めて意見書というふうなもの、私は聞きませんでしたけれども出ていません。しかし、主治医の意見書を求めたい、特に一般事務の場合、新しいケースですから、ということならば、これは本人が、私のかかっている医者はこれですというので、私が言ったように、皆さんのところに文書まで出しているのですから、その主治医から、本人とも相談すれば、話していただければまたわかるわけですから、意見書を求めるというのは、全く常識的なことなんです。私が言っているのは、それをやられるんですと念を押しているのは、何か話が少し違うんだな。別なことをやろうとしておられるのですか。

○川村政府委員 先生御存じのように、これは国家公務員災害補償法上の認定でございますから、いわば認定の実施権者と申しますか、それから実施機関としての認定の責任上、私どもが当然行う

行為だというふうに考えておられて、いまそういうことでそういう措置をいたしておるわけでございます。

○中務委員 ここに皆さんの手で持つてこられた「意見書の提出について」という文書があります。病院名、医師名というものを書いてありますが、この文書を、いまおっしゃったように提出を求め、病院なり機関なりに回っておられるわけですか。これに間違いありませんか、私の方へ資料でいただいたもの。

○川村政府委員 はい、間違いございません。○中務委員 この文書は、どこで作成されたのですか。また、どういう医師団の皆さんのあれでつくられたわけですか。

○川村政府委員 実施機関たる総理府におきまして、その道の専門家の意見を広く求めまして作成をいたしました。

○中務委員 その専門家の意見というのはわかりませんが、どなたですか、どういう医師団ですか。

○川村政府委員 実は、広く専門家の意見を求めましたので、だれかれという問題ではございません。

○中務委員 それは、おかしいじゃないですか。広くと言ったって、そんなに何十人もあれじゃないでしょう。皆さんが何人かの専門家の医師に依頼をされて、そうして、これを作成されたんじゃないですか、私はそれをお聞きしているのです。

これは決して名前を言えないとかそういうことじゃないんでしょう。皆さんの依頼をされた医師団のお名前を聞いているわけですか。

○川村政府委員 先生、これは十分御存じだと思いますけれども、私も実は、専門家もそんな少数じゃありませんで、広く求めたことは事実でございますが、実際に意見書をめぐりなささか問題みたいなものが現実に行進しております、その方々に対する多少御迷惑の問題も考えて、一々名前をここで申し上げることは差し控えていたのだと思います。

○中務委員 これを、皆さんが出された意見書だ

と確認されたわけですが、この文書、こういう意見書、実際に患者の皆さんがかかっている医者に求められているというところは、みんな知らないんですね。患者さんは知らないのです。

それで私は、これをきいて、見てびっくりしたのです。この中身は、意見書でも何でもありません。医者の意見を書くというところ、所見というのを書くというの、一番最後に一行あるだけで、この膨大なやつは、皆さんの方からの医者に對するアンケートの調査ですね。アンケート方式になっていて、主治医がみずからの診断と治療に基づいて意見を書くという意見書じゃないのです。ほとんど個人のカルテですね。

医者が診断書で出したそれ以上に詳しいカルテ、それを出させようとしているわけですから、さっき主治医の意見書とおっしゃったわけですが、そういうものと全く似ても似つかない、そういう意見書というのじゃないのです。名前だけ意見書となっているのだけれども、だから、いま問題が起きています。しかも、それを関係者は何も知らない。そういう内容のものが自分の主治医に回っているかというとも知らずに、意見書の内容すら、私にきのう渡されたので、本人自身が知らないんですね。皆さんは、主治医から意見書をもらうんだ、それで検討するんだ、それを、本人も職員団体も知らない。そして意見書と名前がついているけれども、その意見書とは全く似つかないものじゃない。そういうものを求めて歩かれるから、また問題がこじれてしまう。

これは、もとへ戻して、皆さんがおっしゃる通りに、その本人が現実にかかっている医者から、医者の診断に基づいた診断書が出ているわけですから、その所見を提出させて、それで検討する。市民間をそこまでやっていけませんけれども、一般事務の問題の場合、一応新しい問題だということで、そういう手続でやれば、この問題は私は解決をしていくと思うのです。問題を複雑にしているのは、こういうものをやられるからです。

だから私が、これはだれが作成したのだと言っ

たら、名前を言えない。言えないでしょう、こういうものを出すんだからね。この点については改める。そうすれば、問題は解決するのじゃないかと私は思うのですが、まず最初にその点をお聞きしたいと思う。

○川村政府委員 先生のただいまの点につきましては、職員が知っているか知らないか、それから何のためにそれを求めるのだということでございますが、もう最初の起点から先生御存じのとおりでございますが、ちょっと改めてお話を申し上げます。○中務委員、実はその意見書をつくりましたのは、意見を聞いて決めたのは、その実施機関たる総理府でございますから、どなたかといえば総理府でございますということになるわけでございます。

それで、それはなぜかという問題を次に申し上げますと、国家公務員災害補償法上、公務災害の認定に当たっては、単に診断の名前をもってだけ認定するということではなくて、専門医によつて詳細に把握された症状及び所見に従つて行つていくことにされておるわけでございます。現在、実施機関が得ております資料というのは、その申請者からの頸肩腕症候群である旨の診断書のみでございます。これのみをもつては、いわば医学的にも新しい問題である本問題を、これが疾病と公務との因果関係を明らかにすることは至難のわざでございます。

したがって今回、実施機関においては、公務災害認定申請者から出された頸肩腕症候群であるとの診断書を作成した、したがって、その各医師の方に意見書を求めるとともに、一方では労働衛生面からの職場診断、これは職場の条件なり、明るさなりというような問題も入つてこようと思ひますが、それを実施して公務との起因性等も明らかにしたいということが私どもの考えでございます。

ところで、国家公務員災害補償法の第二十六条の規定におきましても「人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又は

その他の関係人」これは通達等をこらん願えれば、現認者であるとか医師であるとか、あるいは所属官署の職員等ということが入っておりますが、それらに對して「報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い、又は検査を受けさせることができる。」この規定されているところでございます。実は直接認定に当たる実施機関の責任において、当該資料を求めるといふことがこの趣旨でございます。

なお、主治医の意見書を求めることについては、従事認定申請者の方々あるいは職員団体からも、こういう点については要望のあったところでございます。今回の措置につきましては、これを十分配意して措置しましたことを申し添えておきたいと思ひます。

○中務委員 皆さんが主治医に意見書を求められているというんじゃないわけですね。

それでは、その前にお聞きしますけれども、この意見書を求めた病院名はどこですか。

○川村政府委員 確かに、いま出しました先については、ここに手元に資料を持っておりますが、これは実際に先生十分御存じのとおり、先ほど各人別に主治医が違ふということをお願いいたしました。いまその三十数名を見ますと、その方々が複数の、おのおのありますから、実は相当の数になります。しかも患者さん御自身が、自分の部分の主治医についてはわかつていふことだけを特に申し添えておきたいと思ひますし、あわせて実は、各個人個人の医者を申し上げないという意味も、現在、事態が進行している中で、多少そういうお医者さんに御迷惑をかけたくないという配慮も同時に動いております。

○中務委員 病院名については、後でいただけますか。どこの病院に、先ほど示しましたこれがいま回っているのか、依頼されているのか。

○川村政府委員 ただいま先生に申し上げた趣旨から、患者さん個人は全部わかつていふわけではございませんから、私は適当でないと思っております。

○中略委員 この文書がどの病院へ回っているのかということは、みな知らないんですよ。自分で皆さんの方へ出しているんですよ。いつもかかっている医者はこの医者です、皆さん主治医から意見書求めると言うんだから、そこから意見書求められるのかと思つたら、そうではなくて、いろいろ病院へ文書が回っている。

だから私は、実施権者と言つたって、皆さんは専門家じゃないんだから、必ず何人かの医師団に依頼をして、その医師団でこの調査表を作成されたんでしょから、だから皆さんが依頼をされている医師団と、そしていまこの意見書求められている病院名と、これだけは出していただきたいというふうに言っているわけです。

○川村政府委員 中略先生、この事態の進行は十分御存じだという上で申し上げますが、各患者の方々が、自分が過去に頸肩腕症候群だと言つて私どもに診断者を出しました。そのかかったお医者さんは、各人は少なくとも知らないということじゃなくて、各人が知っているわけでございます。その方々に一応出しているということで、実は何も先生にお知らせしないという意味じゃなくて、第三者にまで一々、回っている病院がこれこれと言ふ必要はないということを、私は重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○中略委員 それじゃ私に出していただけますか。その病院名と、それからもう一つは、先ほど言いましたように皆さんが実施の機関だ、そのとおりですけれども、実施機関だといって専門家じゃないでしよう、局長はお医者さんじゃないんだから。依頼をされて、こういうものを作成されてこられたんだから、その医師団なりチームですとか、もしあれば、どういうチームでこれをつくられて、どの病院へ依頼されたのかということの二つについては、私に出していただけますか。

○川村政府委員 先生十分御存じのとおり、そのお医者さん、これは意見書を取る場合も、それから先ほどの専門家に御相談した場合も、そのお医

者さん自体に多少御迷惑をかけることがないようにという意味で、このことを率直に申し上げてはいるつもりでございます。先生は、そのことも実は十分御存じの上で、私に示さないのかとおっしゃいますが、私は、その意味で再三申し上げているとおり、本人は少なくとも御存じの、たとえば主治医の場合には、少なくともその患者御本人は知っているわけでございますから、だれかということとは、それは私は必要ないと思つております。

○中略委員 私が言っているのは、局長が最初に、主治医の意見書求めるのだとおっしゃっているんです。しかし実際に、私も幾らか事情は知っていますが、主治医に意見書が回っているんじゃないんですよ。ないから、皆さんが主治医に意見書求めるのだ、最初局長が言われたから、そのとおりならいいんですよ、求めて。しかし実際に、この意見書の中身の問題、中身も意見書というようなものとは全く違った中身なんですよ、様式がないんですよ。しかも、それがまた主治医というところに意見書が回っているのではないんですよ。

だから、そういう事情を知っているから、どこに回しているのだ、どこの病院にこれを持って回しているのだということ、こういう文書を作成されたのは、皆さん依頼したのは、どういう経過でつくられたのかということ、当然私はお聞きする、経過を知っているだけに。そういうようになつていない。最初局長が言われたようになつていないから、何でそうなっているのだということ、これを聞いている。主治医のところに意見書が行っているのだらうから私は言わないですよ。

○川村政府委員 ですから、いま各人の主治医以外のところ意見書が行っているというふうな自分分は御存じだ、こうおっしゃるなら、むしろそのことを率直に言つていただいて私、結構だと思ひます。私どもは、その方針で主治医に意見書をお願い申し上げたつもりでございます。

○中略委員 それでは、意見書の中身のこととは別に、患者の皆さんが、皆さんのところにも、

日常かかっているのはこの病院です、この医者ですというところは、先ほどの文書でも出しているわけですから、その主治医から意見書を——意見書の中身は別ですよ。別ですが、その医者のいわゆる診断に基づいた意見書ですね、医者の自主的な意見書、これを皆さんが求めるというふうにするというところで念を押しますけれども、いいですか。

○川村政府委員 何回もお答え申し上げたとおりでございます。

○中略委員 もう一度念を押しますが、お答えしたとおりというのは、私の話したようにやるということですか、それでいいんですか。

○川村政府委員 私が先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

○中略委員 もう一度、いまのことを後で戻りますが、意見書の中身のことに関してそれじゃお聞きしましょう。

一昨年健康調査をやられたという、この健康調査の結果については、後で私の方へいただくということになっていますが、この健康調査をやられたときのアンケート、健康調査表というのをいただいたのですが、これを見ますと、たくさん項目がありますが、たとえばこの中に「家族にひどいノイローゼになった人がいますか」とかあるのは「精神病院に入院したことがありますか」とか「家族のだれかが精神病院に入院したことがありますか」とか、こういう設問が多いんですね。いま言われているのは、職場でこれだけの職業病、頸腕症候群についての認定の申請が出ているわけですから、だから、その職場の環境との関係でこういう問題が出てきている。皆さんはそういうことで申請を出されているわけですね。それについて調査をされる、健康の関係をどういうふうにするのかというところは、これは別なんです。ここで聞かれていることは、「家族に精神病院に入院した人があります」というような設問の健康調査をやられていいわけですか。

私、ちょっと別の資料があったのですが、これは電電公社で頸肩腕症候群に関するプロジェクト

チームをつくつて調査をやられた文書であります。このプロジェクトチームのアンケート内容を見ますと、よく似ているのです、皆さんがやられたのと。「結婚適齢期で焦りを感じて、夫の収入で生活ができるのだったらやめたかどうか」とかある。これは「上司を信頼していますか」とかいろいろありますけれども、こういう設問調査は、いまの健康調査と言われるようなものじゃないんですよ、この中身は。これと同じようなことが実際には意見書の提出だとかあるいは健康調査ということではやられないんじゃないか、またやられているんじゃないかという不安が皆さんにあるわけなんです。

先ほど国際婦人年と言いましたけれども、こういう設問自身は婦人を侮辱するものですよね、こまでなつてくれば、健康調査ということ、いま言いましたように「結婚適齢期で焦りを感じるでしょう、両親が心配していませんか」これが頸腕症候群の調査の項目だ、こういうことになれば、こういう調査がやられれば大変だ。皆さんが言っているように、診断書を出している。だから、その診断書を出した主治医の診断に基づいた意見を出して、それで判断をしてほしいということが皆さんの要望なんです、それは別のところで、病院名もまだ言わない、どこの病院へこういう調査を出しているかということも言わない。だから、こういう意見書と全然中身の違うものをつくられて、どういふところでつくられたのかということも言えないというものを——職員団体やあるいは患者の皆さんは、六年間これを申請してから苦しんでいるんですよ。その人たちに言えないというところで調査をやろうとするから、ますますこの調査についてみんなが不安を持って問題が解決しない。こういうものには応じられないというものが出てくるのは当然なんです。ここにこの六年間こじれている問題がある。そして六年の間認定も受けられないから、通院するにも休みをとらな

きやいけない。これは昇給にも響く。経済的にも

春、名古屋の労働基準監督署で頸肩腕症候群に認定されたわけですが、これを申請されたのは、おとしの暮れですから数カ月ですが、数カ月で認定を受けているわけです。ここに詳しく記事が出ていますけれども、民間の場合ですと、このように――これは主治医の意見書も出ていないんですよ。そこまでやっていない。本人が公務災害についての申請書と医者の診断書を労働基準局へ出して、それで数カ月後に基準監督署で認定をしていくわけなんです。労働省はこういう仕事のやり方をしているわけだ。それが総理府の場合、申請が出されてから六年間、問題が解決していないというところは、どこに問題がこうこじれたあれがあるのかというところで、やはり職員団体や申請者の皆さんとよく話をして、皆さんが主治医の意見書を求めるというところについても職員団体と申請者と話をしてやっていく、こういう話を抜きにしては問題は解決しないわけでしょう。

〔木野委員長代理退席、委員長着席〕

だから私は、この問題の終わりに念を押すのですが、主治医の意見書を求める、民間団体はそういうことは抜きでもやっておる、やっておるのだけれども、新しい問題でもあるからという皆さんのお話でありますから、この問題はそういうことで職員団体とお話をされる、あるいは申請者と話をしていくということではないですか。

○川村政府委員 ただいま三菱電機の名古屋の例等の御引用がございました。民間は早かったそうでございますが、私どもは、その意味では確かに新しいケースだということを何度も申し上げておりますし、六年というのは、実は当局の方が握り放しでサボったというようなことでは決してございませんで、途中で何回も御提案も申し上げ、むしろ職員団体の協力を得られたいでございまして、おとすという事実も、中路委員御理解いただきましたと思っております。

それから職員団体、職員の方が知らない、知らないというふうにおっしゃいますが、たとえば最近の申請者との話し合いの経過というメモがござ

いますから申し上げておきますと、二月二十四日、職組矢島委員長に対して方針説明、一月二十四日、申請者九名に対して説明、一月二十五日、同申請者十名に対して説明、一月二十七日、申請者三名に対して電話連絡をいたしました。それから一月二十八日、申請者残り二名に対して電話連絡をいたしました。それから二月三日、申請者十四名と話し合いをいたしました。二月五日に職組との交渉をいたしております。二月十七日に申請者総務課長あて要求書提出、先ほどの要求書のことでございます。この程度の接触はいたしておりますし、今後もしてまいりたいと思っております。

○中路委員 私が言っておるのは、皆さんの一方的な説明じゃなくて、それについて職員団体や申請者と話をして、こういうことでやりましょうというところで進めていくのが筋でしょう。それを、一方的に話をして、こちらの方がそれについてまだ納得してない、だから、さらに話をします。いまだまだ病院名を言っておりませんけれども、そういう中身も本人に知らせない。私はきのう初めて意見書という調査表をもらったのですが、そういうものが別に回っておるといふことになれば不信を持ち、話も軌道に乗らないというところは当然なことで、そういうやり方は改めて、ここで職員団体や申請者、申請者は六年間も苦しんでおるわけですから、その人たちと話をして、申請についてどういうふうに検討していくか、そして問題を解決するようにもう一度軌道に乗せてほしい、そういうふうにごこの問題の終わりにお願いをしたいのですが、これについては総務長官どうですか。

そうしなければ、これは六年かかっておるでしょう。先ほど民間の数カ月でやっておる例を挙げましたけれども、六年間に、いま皆さん会ったと言ったけれども、全然会わないときもあって、キーバンチャーの皆さんが認定を受けられなくてあの総理府の前に座り込んだり、そういう時期もずっと経過しておるわけだ。だから、ここでこの問題を申請者あるいは職員団体と話をして解決していくというふうにやっていただきたいと思うの

です。

○植木国務大臣 この問題につきましては、長い経過をたどっているということ、私、就任直後に説明を受けまして、早期解決のためにできるだけのことをするようにというのを指示いたしてまいりました。その経過の中で、ただいま申し上げておりましたように、処理方針につきまして、罹病者等に対しまして、いろいろな解決策を提示いたしました。が、なかなか御賛同を得られないというふうな形で今日に参り、そして先ほど来お話がございまして、主治医に対して意見書を求める等の措置をとっているわけでございます。

御承知のように、国家公務員災害補償法におきまして、公務災害の認定をいたしますためには、単に診断書名のみをもって認定するわけにはまいりません。したがって、専門医によって詳細に把握された症状及び所見によって行うということが当然でございます。そのための努力をしているわけなわけです。実施機関あるいは統計局が、罹病者の皆さんあるいは組合の方々と十分に話し合いをするというところは当然のことでございます。今後そのための努力をさせていただきます。それから、患者及び職員組合の皆さん方も、早期解決のために御協力をいただきたいということを、この席をかりましてお願いを申し上げます。

○中路委員 時間が大分超過しましたが、この問題の最後に、申請者の皆さんが先ほど読みました要求書を昨日出されていますが、この中に、申請者が当局へ行っても話し合おうとしてくれない、一切拒否した態度をとっているというのを非難しておりました。その点では、いま長官も言われまして、いはい態度を改めて申請者あるいは職員団体と話をし、診断書だけではなくて、主治医の意見書が必要だということであれば、その本人の行っている主治医があるわけですから、日常見てもらっている医者の意見書をどういうふうにとっていくかということについても、職員団

体やその申請者の皆さんと話をして、この問題の解決に当たってほしい。そうでないと、そういう話を抜きにしていろいろ当局が別の作業をやられると、それがまた不信になり不安の材料となつて、なかなか話が軌道に乗らないということですよ。何と言つても、実際に六年間の苦しみというのは大変なことですね。これは経済的にもいろいろの被害、苦しみを受けています。家族を含めて大変な状態なんです。

この点では、ひとつ新しい総務長官、歴代の総務長官に訴えが出ているわけですが、ここで植木長官の時期に、ひとつこの問題の決着をつけるというところで鋭意努力をしてほしい。あくまで申請者として話し合っていくのはいい。その要望も聞いてほしい。ここまで苦しんできたわけですから、その点を重ねて強く要望しておきたいと思

います。

○植木国務大臣 早期解決のために努力をいたしますから、当事者の方々もどうぞ御協力くださいますようにお願いいたします。

○中路委員 幾つかまだ出されない資料のこと、お聞きしたいこともあったのですが、約束の時間もあるんで、この法案の方の質問が残っちゃって、ちょっと駆け足で二、三お聞きしておきたいと思

います。

寒冷地は、後で修正について御相談をしたいというところもありますので、短時間でお聞きしたいと思ひます。午前中も大出委員から御質問、論議があったところですが、今度の寒冷地の加算分、北海道加算額と内地加算額の最高限度を改定するといふものですが、四十三年に基準額の中に定額部分を設けて以来、定額部分といふものは一度も直されていない状態なわけですが、これは昨年度から、今度も定額部分についてさわられているわけだ、ということについて、なぜそうなっているのかというところを、最初に簡潔にお聞きしたいと思ひます。

○茨木政府委員 寒冷地手当の問題は、先ほども

御説明申し上げましたように、定額部分それから定率部分それから加算額の部分、三つが一緒になって全体として賄う、こういう仕組みになっております。そこで、定額部分についてだけどうこうというふうに分けて検討するというわけにはまいらぬ実情でございます。全体として見ますと、現在の寒冷地の関係は不足であるかどうかという見方でやはり検討してみなければいかぬので、そういう目で物事を見ますと、今回提案申し上げております加算額の部分については、燃料関係の経費の激変が大変でございますので、その部分について特別にお願いを申し上げます。全体として見ますと、この基準額の部分については、いま直ちに改定をするという状況にないという判断をしておるわけでございます。

それは、一つは御案内のように、この部分は夏にいたしております民間給与との比較の際に一緒に調査をいたしております。でございますから、その官民較差の中にこの部分も当然含まれているわけでございます。その官民較差の配分と一種類になっております。でございますから、この部分だけを別の時期に取り出してどうこうするというのは、やはりその時期に方針を決めまして、その部分の原資を保留しておけば別でございますが、そうでないという、別の時期に独自にいじるといふことは、やはり官民比較の関係からちょっと問題がございます。

それから別途、民間の状況について調査をしてみますと、なお全体としてはこちらのほうが民間に比して見劣りするというような状況では決しておきません。そういう状況もあるものですから、やはり定率、定額両方合わせました基準額として見ますと、いま直ちにこれをどうこうしなければならぬ事情ではないというところで、改定の勧告をしなかつたという実情でございます。

○中略委員 昨年のこの委員会でも皆さんから御質問があつて、これは給与局長の尾崎さんがお答えになつてゐる中でも、定額部分を設けた趣旨についてお話をされてゐますね。その中で、四十三

年の改正までは定率部分が大きな部分を占めて、生計費的な給与としてははなはだしく偏向しているという関係を考慮して、定率部分をできるだけ少なくするというところで、従来の俸給比例部分の半分を定額化して、低い給与をもらつてゐる者に多くの支給をすることにしようというふうな、定額部分を長期に据え置くということが手当の趣旨を変質させるものであるという意味の発言もされてゐるわけですが、この俸給というのは、職務の責任と複雑さの度合いによつて決められるわけですね。他方、寒冷地手当というのは、寒冷、積雪等に伴う生計費の増加、これに伴う生計費的な給与である。したがつて、定額部分を長期に据え置いていきますと、寒冷地手当の性格を俸給のそれに近づけるというふうになつてくる。最初に定額部分を設けられたときの趣旨も説明されてゐましたけれども、また逆から見れば、手当の趣旨を変質させていくということにもなるわけですね。

この点で私は、定額部分、定率、加算額も含めて、この寒冷地手当の問題について、ここで全体として検討してみることがあるのではないかと。このままでいきますと、おっしゃつたように、俸給部分の比重が非常に大きくなつてくる。この寒冷地手当という生計費的な性格、そういうものが変わつてこざるを得ないというふうにも思ふので

それからもう一点は、全体の総額が相当多くなつてゐるからというお話もありましたけれども、ちよつと私、調べてみたのですが、公社、現業なんかと比べますと総額としても低いんですね。支給総額で見ますと、一般職のほうが低くなつてゐます。

時間ありませんから、私の方で二、三ちよつとお話ししますと、比較可能な類似の制度をとつてゐるところと比較するのがいいと思ひますが、たとえば専売や林野等々をとつてみますと、定率は同じ率ですね。定額部分だけとつてみますと、たとえば一級地で専売が一萬三千円、林野が八千三百円、一般職が六千七百円ということですし、

五級地ですと、専売が四萬百円、林野やアルコール専売が三萬三千二百円、一般職が二萬六千八百円、これでも低いわけですね。今度の増額される、改正された後の北海道の加算額で、甲乙丙でとつてみましても、たとえば甲地で見ますと、専売が六萬一千四百八十円、一般職が六萬二千二百円、乙地ですと、専売が五萬三千四百四十円、林野が五萬二千五百円、一般職が四萬九千二百円、丙地は専売が五萬四千五百円、林野が四萬六千五百円、一般職が三萬九千七百円というふうな、一般職の方が大抵低くなつてゐるということが言えるわけですね。一番金を押えている大蔵省の専売なんかも低いわけですから、この点では、定額の増額について昨年度の附帯決議もあるわけですし、全体、総額としても、類似のところを比べてみますと決して高いということはないというところと、やはり附帯決議の趣旨を生かしていくという点からも、この点はもう一度検討をする必要があるということ、根本的には、やはり最初に言

いました寒冷地手当の性格から言つて、この問題についていま三つに分かれていますが、検討をしていく時期にあるのではないかとというふうにも感ずるのですが、簡潔にこの点についての御意見を

お聞かせ願ひたい。

○資本政府委員 先ほど總裁から、現時点ではどう考へてゐるかということについては、いまのところ考へてないというふうな答弁があつたわけでございますが、今後の問題点といたしましては、定額と定率との関係も変わつてまいりますし、そういう意味では、絶えず検討していかなければいかぬので、やはり今後この点は十分吟味をしたいと思つておられます。

ただ、いま公社関係のものをいろいろお挙げになりましたけれども、これはこの前、こちらの方が定額と定率に分けました時点の翌年度に、向こう関係が定額を決めておられますような関係から、とりました基準年が違ひました関係上、定額が高くなつておるといふ点もございまして、それから加算額等につきましては、石炭の歴史的な沿革の

ようでございますが、とつております量が、毎回違つておつたというふうな点も影響としてあらわれてきておるとございまして。そんな点から、いろいろこちらの方と三公五現系統のものとの間の相違点が出ておるといふことは、やむを得ない経緯があつたのだらうと思ひます。たてまえてしましては、一応こちらの方が本體で、向こうさんの方がそれに準じていただくような関係になつておるわけでございますけれども、実態は、そういうふうないろいろな経緯で違つておるものだというふうな考へておられます。

ただ、こちらの方は、先ほど説明しましたように、一応民間との官民較差の中の配分という形で基準額が決まつております関係上、やはりそこは民間の動きというものも十分踏まえてまいりませんと、寒冷地帯の職員と暖地の職員との間の原資の配分問題でありますから、その辺でやはり公務員部内としましては、なかなか論議のあるところでございますから、そういう点も踏まえて、慎重に検討してまいらなければいかぬ問題でございます。

○中略委員 いま民間とのお話もありましたが、全体として決して高くないわけですから、さっき公社、現業との比較をお話ししましたけれども、含めまして、もう一つ附帯決議というものが、昨年の問題でお話ししましたけれども、国会の委員会での各党一致した附帯決議というものは、やはり次の勧告の中に国会の意思を尊重して生かしていくということについて、もつと——この委員会のそういう一致してされた修正や決議を尊重してやつていく、検討もしていくということも関連してきますので、さらにこの点の検討を要望しておきたいと思ひます。

それから急ぎますけれども、もう一つは、これは私の方で、皆さんの御賛同を得れば、この点だけはぜひ修正をしたいと思つておるわけですが、九月一日以降、基準日以降翌年二月末までの期間内に寒冷地に採用された職員、いわゆる中途採用ですが、これにもやはり寒冷地手当が支給できる

それから基準日の問題、これも総府令で決められていますが、あるいは俸給の比例部分の支給率、最高の限度四五%が決まっているだけで、後は総府令でやるわけです。それからできれば支給日、こういった問題について、できるだけ一本にして、第二次勧告をまたやっていくという形にやなくて、一本で勧告がやっていくという形に、こうしたい、いま挙げましたような問題を検討していただいて、改善をしていく必要があるのではないかと、いろいろ思うのですが、この点についてのお考えもお聞きしておきたい。

○茨木政府委員 法律のつくられましとときの経緯からその後の改正を含めまして、人事院の権限事項と、それから総府の方の権限事項との分配、あるいは法律事項と政令以下のところでお決めのなる事項との分配というところから、いろいろ御指摘のような区分ができておるのだと思います。全部法律事項にした方がいいのかあるいは、いまのままの方がいいのか、よく両者相談しませんが、いかぬ問題だと思えます。今後よく相談しながら検討してまいりたいと思っております。

○中務委員 これで終わりますが、いまの問題は総府とも関係があるのですが、長官から、いま言ったような問題、二段階えになっていきますから、これはひとつ、人事院ともよく相談をされて、私一本にした法律事項として提案をされていく方がいいのではないかと、意見なんです、十分検討していただくということについての御意見も最後に聞かせていただきたいと思います。

後、人事院勧告の基礎作業のことしの問題について、幾つか初任給を含めてきょう御質問したいと思つたのですが、約束の時間が大分延びましたので、一応別の機会にまたやらしていただきたいと思ひます。

○植木国務大臣 人事院とよく相談をいたしましたので、検討いたします。

○藤尾委員長 鬼木勝利君。

○鬼木委員 時間も非常に切迫しましたし、夕やみ迫るものになりまして、皆さん大変御迷惑か

と思ひますが、しばらくひととおつき合ひを願ひたいと思ひます。

寒冷地手当に関する問題ですが、これに関連した問題も実はお伺いしたいのですが、事情がそういうことでございまして、本法案そのものについて簡単に二、三御質問を申し上げたいと思ひます。

まず、改正の内容についてでございますが、この寒冷地手当の勧告の説明を拝見してみますと、四十七年の勧告以降における石炭及び灯油の価格の変動状況並びに石炭及び灯油両者の使用量の推移の状況、それから寒冷地手当非支給地との均衡、こういうことがうたつてあるようです。なるほど、そういうことを勘案してやつたということが、これによく書いてあるようでございますが、灯油及び石炭の四十七年度から今日までの推移、動向について、どのように変動しておるか、私の方も大体調べておりますけれども、専門家の皆さんが正確にお調べになっておると思ひますから、その点を承りたいのです。人事院の方で結構です。

○茨木政府委員 四十七年度以降でよろしうございませう。——それでは石炭及び灯油の価格の推移について申し上げます。

石炭の価格で申し上げますと、トン当たり四十七年当時が一万五千六百五十五円、四十八年が一万四千四百十九円、四十九年が一万六千三百四十二円ということ、四十七年を一〇〇といひますと四十九年が一五四・七という指数になってまいります。

灯油の方は、配達込みの十八リットル入りのかんの値段でございますが、四十七年が三百三十九円、四十八年が少し安くなりまして三百二十四円、これは前年の十月から四月までの平均で申し上げておりますけれども、四十九年が四百三十八円という価格になります。ただ、灯油につきましては、その後の値上がり状況がございまして、六月に臨時の調査をいたしてございまして、それで六百六十一円という価格になっております。四十七年

を一〇〇といたしますと四十八年が九五・六、四十九年の最初の方に述べました部分が一二九・二、それから六月の価格のところを一九五・〇、こういうような価格変動の状況を示しております。

○鬼木委員 いまあなたが言われた推移は、石炭と灯油の値上りの実態並びに率でしたが、使用量はどのように変わつてきておりますか。石炭と灯油が逆に変わつてきた状況ですね。

○茨木政府委員 金額とカロリー換算で出しますと、多少の相違はございますが、これは四十八年までのデータでございますけれども、四十五年あたりから申し上げますと、支出金額の方でいきますと、このころはちょうど五〇、五〇ぐらいの比率になります。それが四十六年は、石炭が三六%に落ちまして灯油の方が六四%、四十七年は、石炭が三三%に落ちまして灯油の方が六九%、四十八年は、石炭が二八%に落ちまして灯油の方が七二%。

それからカロリー換算の方、主としてこちらの方を扱つておるわけでございまして、これでいきますと四十五年は、石炭が五七%で灯油が四三%、四十六年は、石炭が四二%で灯油が五八%、四十七年は石炭が三三%で灯油が六七%、四十八年は、石炭が三二%で灯油が六九%というところでございませう。

それで、両者を勘案いたしました三〇対七〇という比率を今回使つたわけでございませう。

○鬼木委員 あなたの数字は少し違つておるんじゃないかな。私が調べたのは、四十七年は石炭が非常に多いですね。あなたの方は石炭が少ないうちになつておるが、ちょっとおかしいな。四十七年あたりは、北海道ではまだ石炭をよけい使つておつたはずですよ。だから、六五%程度は石炭を使つておつたわけですね。それが四十九年あたりになりますと三〇%と、半分になつておるのです。逆になつておる。灯油は、四十七年あたりは三五%ぐらいであつたのが、四十九年あたりになると七〇%と倍になつておる。こういう使用量

や価格の変動によつてこれを勧告するのだという、その勧告する人事院そのものが、そういうあいまいな、わからぬようなことじや困る。どういうところから算出したのですか。

藤井総裁も見えておるようだが、あなたは何ですか。総裁でせう。もつとしかりしなさい。大事なことでせう。これは積算の基礎になるんでせう。そんないいかげんなことを言われたんじや困るよ。もう一度言つてこらな。

○茨木政府委員 先ほど申し上げましたのは、今度使いました統計局の家計調査によりまして、その使用量の比率を申し上げたわけでございませう。そこで少し答弁が不十分であつたわけですが、前回、四十七年の勧告の際に使用したのは、当時の北海道地区におきます家庭用暖房石炭の販売量を、直接人事院と北海道の道庁とが協同して調査をいたしました結果、いま先生がおっしゃられましたように、石炭が六五、灯油が三五という比率が出ましたので、それを使つたわけでございませう。今回、現場の方から販売量と消費の実態は違つておるといふ御意見がございまして、むしろいまの家計調査によるところの比率を使つた方が、より実態に合うのではないかと、ということで、今回の比較の際には、家計調査によるところの使用量の比率を使ひましたので、先ほど御説明申し上げましたような数量に変わつたわけでございませう。したがつて、四十七年のときと今回とは、その調査の基礎が別のもに置きかえられたという事情が一つございませう。

○鬼木委員 どこで調査しようがここで調査しようが、あなたの方が勧告をされたのでせう。総務長官よくお聞きください。従来石炭をたくさん使つておつた、だが今日は、灯油が逆になつた、石炭の率よりも倍になつてきて、そういうことを勘案して、今度の寒冷地手当を勧告したというふうに説明に載つておるじやないですか。それを家計のどうだこうだ、あちらで調べたとかこちらで調べておるとか、そんな右顧左弁するんじやなくて、的確なあなたの方のはっきりした数量

を出してください、こういう意味でのこのように積算の基礎はあるんだと。そんな学者が研究しているような、学校で講義を聞いているんじゃないんですから。だれはどう言った彼はどう言った、こういう説もあるあいう説もある、そんなこと聞いているんじゃないんです。人事院総裁、あなたひとつ答弁してください。

○藤井(貴)政府委員 当方が調べておりますのは、的確な資料に基づいて、計算をしたものに基づいてやっておるわけでございまして、先刻給与局長が御説明申し上げたとおりでございます。

○鬼木委員 そうしますと、石炭と灯油の値上がり、それを平均しますと八二%以上値上がりしておるといふんですね。いいですか、またあつちで調べたところで調べたなんて言うてはつまらぬぞ、はつきりせぬと。八二%以上の値上がりなんだ。ところが今回のこの手当のアップは六〇・九%アップする、こういうことになっている。そこまでは間違いないですか。それをまたひとつ確かめておこう。そうせぬと、またほかでだれがどう言ったこと言ったという、わけがわからないようなことを言うから。そこまではいいですか。だから、今度の勧告は六〇・九%上げることになっているが、実際は平均は八二・九%上がっている、そういうことですか。

○炭本政府委員 北海道平均としましては、六〇・九%で間違いないと、実際は八二%以上上がっている。ところが勧告は六〇・九%、そこに約二%ばかりの差があるわけですね。一体どういふわけですか。これは恐らく、あなたの方の答弁は、後からまた非支給地との均衡とか何とか必ず言われると思う。大方そう言われるだろうと想像しておるんですね。ことしだけそういう差をつけた。これは的確な言葉か何か知らぬが、足切りというそうだが、今回のみ足切りをつけた。じゃ、いままでは関係なかったのか。二二%の足切りをつけた、その二二%つけたという根拠、基礎、積算の基礎ですが、どういふわけで二二%つけたのか、

今回だけ足切りをつけたその理由。従来もあったはずじゃないか。いままでもずっと、灯油も石炭も全国どこでも使っておった。これは暖かいところだつて、われわれのところだつて、九州は南国といひますけれども、やはりストーブはたいてますよ。灯油はたいてますよ。

だから私は、これをどうだと言っているのではないけれども、ことしだけ足切りをつけた、しかも二二%の差というのは、どういふ計算の基礎によつて二二%という足切りをつけたのか、的確な御説明を承りたい。

○炭本政府委員 一番最初のときに、竹中先生の御質問に対してお答えをした部分がございますが、今回、加算額について改定を勧告申し上げましたのは、灯油等の大変な値上がりということが原因でございまして。そこで、この灯油事情は御案内のように、加算額についております地域だけの問題ではなくて、全国の地域にわたつて灯油が同じような状況で値上りをしておるわけでございまして。

そこで、そういう事情が一つと、それからもう一つは、先ほど来御質問ございましたような経緯で明らかになりましたように、従来は北海道地区については石炭が中心になっておりましたものが、漸次灯油の方に置きかえられてまいりましたわけでございまして。今回も七〇が灯油で三〇が石炭という比率に変わつてまいりましたという事情がございまして。

そこで従来は石炭なり、あるいは四級地、五級地については薪炭なり、特殊な暖房形式をとつております関係上、他の地域についても、その地域については特殊な問題があるのでも、その地域の理解があつたわけでございまして、今回、灯油が漸次ウェートを占めてまいりますと、同じ他の地域だつてやはり灯油の事情で価格の激変があることは当然なわけでございまして、その辺の納得と申しますか、そういう点をやはり配慮してまいらなければならぬ事情が今回は出てまいりましたわけでございまして。

そこで、三級地以下については加算額がございませぬけれども、これは基準額と通常のその他の俸給のところ燃料費というものは出しておる。それから全然寒冷地手当の対象になつておりません東京その他の地域に勤務いたします公務員の方々は、全く寒冷地手当のないその他の給与の中であつたのや、暖房費の手当をしていく、こういうような関係になつております。そこで、その間の調整を、大幅に石炭から灯油に置きかえまして関係もこれあり、そこに調整を加えていく必要があるということに実になつたわけであります。

そこで、じゃどういふ方法でやるのがいかにというところで、結局寒冷地手当をもつていない地域、これは東京外二十三都市のところいろいろ測候所等がありますので、やはりその暖房を要します日数というところでつかまえております。と申しますのは、寒冷地手当の区分の基礎に使用しておりますものに、屋外温度が摂氏の八度以下の日にちに室内温度を十二度に上げていきますに要します燃料費を見るところ考え方のもとに、その度数の累計を年間出します。それを暖房日数と称しておりますけれども、その北海道地区の甲地、乙地、丙地、甲地でございますと二千八百三十度日数、それから乙地が二千三百七十度日数、丙地が千九百六十度日数というふうになつて出てまいります。先ほど申し上げました非支給地の二十三都市の同じ条件の暖房日数で見ますと、その平均が六百六十度日数と出てまいります。そこで、その六百六十度日数につきましては、非支給地の方々もやはり同じように燃料をたいていらつしやるわけでございまして、今回の石油価格の騰貴のような事情は、同じようにやはりその部分については波をかぶつておるといふ関係にございまして。

そこで、先ほどの二千八百三十と二千三百七十とか千九百六十と出てまいりました日数から、いまの六百六十のところを差し引きましたものについて今回の値上げ部分を見ていくという考

え方をとらしていただいたわけでございます。これは、現在入つております基礎からそういうような考え方を入れていくという考え方もございますけれども、そういういたしますと、余りにも激変になりますので、そこで今度の加算額の増加部分について、そういうような暖地と、それから寒冷地帯との間の調整を加えることが妥当な措置であらうというところで、そういうような計算で出しました結果、逆算的に申し上げますと、先ほどの六〇・九と八二・何ほどの差が出てまいりました、こういうふうなかつこうでございまして、その出ました原因は、いまの暖房日数とその分だけ差し引きますという操作を加えた結果でございます。

○鬼木委員 それは非支給地でも、東京あたりでも灯油はたくさん使つていらつしやるのですから、その意味はわかるのです。わかるが、いまあなたの御説明ではただ計数的——そこで私、わからないのですが、その算出された基礎をひとつはつきり示してもらいたい、二二%というのはどうして出てきたかというのを。漫然と二二%が出たわけじゃないと思ひますから、その二二%というのはどういふ計算の基礎によつて出たのか、その論拠をもう少し明確にしてみたいと思ひます。一応理由はわかりました。非支給地との関係を勘案して差をつけた、それだけの足切りをつけた。しかし、それにしても今回のみあなた方が足切りをつけた理由、それもわからないです。それはどうですか。

○炭本政府委員 二つ御質問がございましたから二つ答えますが、一つは、まず前段の関係でございまして、甲地の例で申し上げますと、現在の加算額の支給額が三万六千八百円でございまして、それで三万六千八百円プラス——それから括弧になりまして、今度の改定額をどういふふうに出したかという内容になるわけですが、三万六千八百円掛ける〇・八二九、これは先ほどの加重平均をいたしましたものでございまして、それを掛ける。それから、さらにそれに掛けますものが一マイナス二千八百三十分の六百六十、小括弧、それから

大括弧開ず、こういうような方程式に実なるわけでございます。これは、先ほど六百六十度日数を差し引きまして申し上げましたが、それがマイナス二千八百三十分の六百六十という姿に出てまいります。それを、いまの三万六千八百円掛ける〇・八二九掛けるいまの数字を、こういうことになりまして、その出した数字をもとの三万六千八百円にプラスする、こういう姿になるわけでございます。

同じようなことで、乙地については三万八百円というのが基礎の数字でございます。それにやはり同じような方程式を、ただデグリーデーのところが二千三百七十分の六百六十になります。それを掛けていく。丙地は基礎が二万五千六百円でございまして、それに同じような方程式を掛けていくわけですが、デグリーデーのところが千九百六十の六百六十をマイナスする、こういう姿になるわけでございます。そういうものを掛けました結果が今度の数字として出てくるわけでございます。

ですから、それで出てまいった合計の改定額のところ、甲地でいきますと二万三千四百円、乙地が一万八千四百円、それから丙地が一万四千四百円と、こうそれぞれ出てまいります。それをもとの数字にプラスしましたものが今度出してあります。甲地、乙地、丙地のそれぞれの数字に改定していくことになるということで、多少九くしてございますけれども、それが六万二千二百円、四万九千二百円、三万九千七百円、こういう姿になるという算定方式でございます。

それから次は、なぜ今回だけそういうような暖地との調整をやったかということでございまして、それは先ほど御説明いたしましたように、一つは、灯油事情が全国的であるということ、それから漸次石炭から灯油に置きかえられてきたが、これが全部灯油になりますと、一体どう考えるかという問題が当然出てくるのだと思えます。そうしますと、ほかの地域と全く違わないような暖房形式に変わってしましますわけござい

ますから、特殊性が漸次失われていくものというふうに私もしては考えておるわけでございます。しかし今回は、七割が灯油で三割はなお依然として石炭という消費実態が残っておりますので、したがって、それを基礎から全部洗い直すということは、やはり問題があるというところで、今度の加算額の改定部分についてのみそういうような操作を加えていくことにいたしましたわけです。

しかし今後の姿は、寒冷地の加算額地帯と非加算額地帯との関係あるいは寒冷地の非支給地との関係、そういうものをやはり漸次そういうふうにして調整をする必要が出てくるのではなからうかとこのように考えておるわけでございます。

〇鬼木委員 どうも私は、あなたたちの話はまだはつきりわからぬが、結局ことしだけ足切りをやったで、将来は十分調整をしていく。だから、この足切りというものは将来ずっと続けるんじゃない、こういうふうには理解していいですか。

〇茨木政府委員 いや、方向としてはむしろ逆でございます。石炭等がなくなると灯油にかわっていくということになります。本土の地域と暖房形式が変わらなくなりますので、むしろそういう調整の方が漸次強まってくるであろうというところを申し上げたわけでございます。

〇鬼木委員 ところが、その灯油の方も、これがこういう変動で、油のショックでこういうことになったのですが、将来はまた石炭をよけたいというになります。石炭は今日見直しをしております。生産は来年度でも少なくとも二千万トン以上は確保するというところになっておるんですからね。だから石炭は、これからは徐々にまたよけたいというになります。そういうこともよくお考えの上でお願いします。

なるほど灯油を、率において石炭の倍もたかいうようになって、しかも灯油は非常に高くなったというふうなことで非支給地との関係を調整された、それはよくわかりますけれども、やはり八二%上

がったならば、八二%に相当するところの寒冷地手当を差し上げるべきだ、そう主張しておるんです。そういうところのあなたの見解はどうですか。

〇茨木政府委員 石炭と灯油との消費の実態の推移の問題でございますが、いま御意見のような点も十分理解のところでございまして、一時灯油が大変高かったときには、石炭にちよつと戻ったような姿も見えたかと思つた時期もございします。ですから、今後また何らかの事情で御意見のような姿になってまいりますれば、先ほど私が申し上げましたような、調整傾向を強化するというのにはブレイキがかかってくるものだというふうに考えております。

それから、すばつと出ました姿のままで出すのもというところは当然ございすけれども、今回、加算額のところは改定の勧告をいたしましたわけでございます。何れ改善の加えられなかった従来方式のもので、定額と定率の基準額でいくという地帯の方々の意見は、同時に、三級地にもそういう加算額をくれないかなという御意見もございすし、それから東京だつてその影響を受けたんだという意見も、この検討の過程の中には、内部でも出てまいっております。そんなことも、やはりそれぞれの地域の方々のお気持ちも考え合わせないといかぬものでございすから、そういうような大幅に灯油に置きかわった状況に就いて、一部調整を図るということをやることが妥当であるというふうに考えたわけでございます。

〇鬼木委員 この問題については、なお私も研究したいと思ひます。だんだん時間もありませんが、それで、私考えてみますと、人事院の勧告によつて四十三年に改正せられた、その場合に、定率、定額を一緒にして八五%上げてある、ところがそれを、定率を四五%にして定額を四〇%と、こう分けられた、どういふ趣旨のもとに四十三年にそういうふうな改定されたか、こういうことです。四十三年までは定率、定額ともに八五%でやつて

あつた、それが四十三年にそういうふうな改定されたその理由、それをちよつと聞かせ願ひたい。

〇茨木政府委員 寒冷地手当制定の当初は、基準額相当部分はきつめて僅少でございまして、先ほど来議論になっております加算額部分に相当します。当時、石炭加算額とか薪炭加算額と言つておつたわけですが、その部分が寒冷地手当の大部分を占めておつたというふうな状態から漸次変わつてきておるわけでございます。その後逐年、御案内のように給与のベース改定が行われてまいつたわけでございますが、その改定の中には、御案内のようにエンゲル係数等でもはつきり状況があらわれておるわけでございますけれども、その後の経済成長につれてその配分の過程で、生活費的なものと、それからそれを上回る部分と申しますか、そういう部分の比率が漸次変わつていったのだと思ひます。そういう関係で、生活費的な部分の占めるウェイトが漸次給与の中で小さくつていくというふうに、給与総額が変わつていったということだと思ひます。それが端的に、終戦当時は六〇%程度もあつたエンゲル係数が、最近では三〇%台のものになつてきたということだと思ひます。

そこで、寒冷地関係の経費というものは、どちらかというところ、生活費的な経費でございすから、むしろそう大きく給与額に比例しながら変わっていくという性質ではなくて、定額的な、生活費的な傾向の費用であることは間違いないと思ひます。そういうようなところがいろいろ検討の材料になつてまいって、当時、民間の方の支給額と比べてみましても、こちらの方とは相当そこに開きが出てまいつたという感じもあり、それから定率でございますと、俸給に比例しまして寒冷地手当が出てまいりますから、そこで職務給的な要素でございす各等級間の給与差というものが、そのまゝ生活費的な寒冷地の額にあらわれてくる、その辺の不合理性が大変問題になりまして、そこで八五%の率のうち四〇%程度を定額でやり、あとの四五%は定率で残す、こういうふうな基本的な考え方のもとに前回の改正が行われたよ

うでございます。

○鬼木委員 さすがにベテランだ。いまの御回答はまさに合格ですよ。あつぱれじゃ。

ところで、四十三年の人事院勧告は、いまあなたのおっしゃったとおり、御説明なさったとおり。「逐年の給与改定により現行制度が次第にその本来の趣旨から離れつつあるので、この実情にかんがみ、これを合理化して、百分の八十五を最高の割合とする現行の定率分を次のように新しい定率分と新しい定額分とに区別して支給することとする。」というところで、いまあなたの御説明どおりです。つまり、俸給に比例して寒冷地手当をつけるというところは、これは本来の趣旨から逸脱しておるのだ、そこで定額分と定率分とを分けたのだ、まことにごもっともだと思ふんですよ。

ところが、せっかく四十三年にそのように改定されたものが、最近またその本来の趣旨からだんだん離れつつあるのではないかと懸念があるんですよ。あなたの方でそういうことをお考えになりませんか。俸給の高い者は寒冷地手当をどんどんたくさんもらう、低い者はわずかしかもらえないというところで、せっかく四十三年に改定されたことがまたもとに逆戻りしていく、逆流していくというような実態になりつつあるのではないか。これは私の杞憂であれば結構ですが、どうもそういう懸念がなきにしもあらずです。そういう点はお考えになったことはありませんか。また、そういう実態があるのじゃないですか。どうですか。

○森本政府委員 午前中の質問に総裁が答えた点との関連もあるわけでございしますが、一応いろいろなことを検討するというのが、私どもの事務当局の使命でございしますから、そういう面でも絶えず検討を加えております。そういう面で、今回も加算額を吟味します際には、一応基礎からそういういろいろなことも検討は加えてはおります。それで漸次、そういうような先生の御心配のような色彩が出てまいりつつあるなという感じが持っております。

そこで、今後の問題点としましては、やはり定額をどう改善していくか、定率の部分についてどういうような調整を加える必要があるか、そういうようなことを今後の課題として、民間の動向ともにもらみ合わせながら検討を必要とするものであるというふうに考えております。これは、あくまで今後の問題として勉強してまいりたいと思っております。

額をどう改善していくか、定率の部分についてどういうような調整を加える必要があるか、そういうようなことを今後の課題として、民間の動向ともにもらみ合わせながら検討を必要とするものであるというふうに考えております。これは、あくまで今後の問題として勉強してまいりたいと思っております。

○鬼木委員 やはり毎年寒冷地手当の差が非常に開きつつあるんですよ。しかしそういう点は、せっかく本来の趣旨、こういうことを人事院の皆さんのほうから勧告しておられるその本来の趣旨から、また離れつつあるのではないか。

たとえば、これは北海道に限らずですが、最高の俸給を取っていらつしやる方と、あるいは初任給の独身の方と、これを比較しました場合に、寒冷地手当を七倍以上もらっているという状況で、それはどなたというところは申しませんが、最高の俸給をもらっている方と、私の計算したところをね、私は、だから最高の七倍をもらっている人を減らせとか削れ、そういうことを言っているのはありませんよ。それは、もらっている方と、給与の方を結構ですよ。一番下の低い人を上げてあげるような考えはないか、こういう考え方で、私は、また、御夫婦とお子さんが一人の家族三人の場合と、最高の俸給を取っていらつしやる方と比較した場合は三倍になっている。

長官、ちよつとよくお考えください。これは、いろんなことを言うようですけれども、最高の俸給を取っている者だからよけい油をたき、よけい石炭をたくというわけにはいかぬでしょう。それは無論、そういう地位の高い人は、お人の出入りも多いかもしれぬし、お部屋なんか広いかもしれぬ。しかし、ひとり者の七倍も八倍もなんというふうなことは余りにもね。やはり全部俸給によっているから、こういうことになるんだと思う。これが家族三人のところよりも三倍。最高の俸給を取っていらつしやる方は、必ずしも家族が多いとは限りませんよ。御夫婦二人かもしれない。どうですか、そういうような点は。

私は、多く取っている者を削れなんて、そんなことを言っているのじゃありませんよ。それは結構ですよ。だけれども、余りにも懸隔がはなはだしから、そういう気の毒な人たちに何とか考えられる方法はないのか。あるいは定率の部分の上限を制定する必要があるのか。どうですか。

○藤井(員)政府委員 御指摘のような点は確かに問題点としてございします。まさしくそういうような考え方から、四十三年の勧告の際には、従来の定率分八五％というものを分けまして、四五％の定率分と四〇％の定額分ということにいたしましたわけでございます。当時は、それで大体均衡を保っておったと思いますが、その後毎年ベースアップがございしますので、御指摘になりましたように定率分が据え置かれてはおりますけれども、その分が額としては非常に多くなつていくということがございします。

そういう点から、今後このままにしておけばというこの実は問題点があるわけでございまして、その点につきましては、われわれといたしまして、給与勧告との間の原資の配分の問題もございしますけれども、しかし本来、この寒冷地手当というものが、お話のように生活給的なものでございしますので、その点の範囲を逸脱しないように十分におりますが、今回の場合は、石炭、灯油の値上りというところが非常に異常なものでございしますので、さしあたり、それに対する手当でございまして加算額の改定をお願いいたしておるというところでございします。引き続きその点については検討を続けてまいりたいと思ひます。

○鬼木委員 あなたの方のやつていらつしやることを、私は責めているわけじゃないんですよ。これは法に従つてあなたの方のやつていらつしやるんですから。だけれども、人事院としては、勧告をするところのあなたの方には責任があるんですから、そういう点はやっぱり御考慮をさせていただきたい。いま総裁もおっしゃったように、本来の趣旨というところからだんだんかけ離れていく。寒冷地

手当というものは、これは俸給じゃないのだから。その点を、いま総裁が、確かに問題がある、十分考慮するといふお答えですから、それを私は信頼しますから、十分将来はこれは考えていただきたい。そして上厚下薄にならないように。なるべく下の方にいように。これは三木内閣の考え方もそういう行き方でしょうね。強い者を助けていくようなそういうあれじゃない。弱い者を大事にしていくのだ。政治の流れを変えるのだ。政治転換の年だ、こう言われておるのに、依然として同じことを千編一律繰り返していくのじゃ、何も三木内閣がそんなことを言つたって、われわれはそれにあそふですよと言つたわけにはいかない。そういう点、長官どうですか。お考えいただきたいと思うが、長官の御意見は。

○植木国務大臣 寒冷地手当につきましても、他の給与と同じように、国民の納得の得られるようなものでなければなりません。したがって、中立的な第三者機関でございします人事院が、専門的な立場から研究をし、調査をして勧告をせられるわけでございします。これを政府が尊重して実施するということを行つていましてございします。が、ただいま鬼木委員が仰せられましたことは、まことに貴重な御意見であらうと思ひます。人事院も、いま総裁から今後検討をしてみたいという御意見でございしたので、私どもといたしましては、その検討、研究の成果を待ちまして、改めてこの国会で御審議をお願いしたいと存じます。

○鬼木委員 長官のお考えも、私の愚見と大体一致したと思ひますので、ぜひその点はよろしくお願いをしたいと思います。

次に、これは先ほど中路議員さんからお話があつておつたと思ひますので、重複してはなはだ相済みませんが、四十八年の三月に内閣委員会が全会一致による附帯決議がついておるわけですね。ところが、その附帯決議の中に、これも中路先生からお話があつておりましたが、時間がなくて御説明も非常に簡単でございしたので、

手当てというものは、これは俸給じゃないのだから。その点を、いま総裁が、確かに問題がある、十分考慮するといふお答えですから、それを私は信頼しますから、十分将来はこれは考えていただきたい。そして上厚下薄にならないように。なるべく下の方にいように。これは三木内閣の考え方もそういう行き方でしょうね。強い者を助けていくようなそういうあれじゃない。弱い者を大事にしていくのだ。政治の流れを変えるのだ。政治転換の年だ、こう言われておるのに、依然として同じことを千編一律繰り返していくのじゃ、何も三木内閣がそんなことを言つたって、われわれはそれにあそふですよと言つたわけにはいかない。そういう点、長官どうですか。お考えいただきたいと思うが、長官の御意見は。

もつと私お伺いしたいのですが、一定額分および加算額の増額ならびに基準日後の世帯区分の変更等に應ずる、支給額の調整について検討すべきこと」という附帯決議が全会一致で出ておられるわけなんです。

ところが、はなはだ申し上げにくいことだけれども、総務長官もいらっしゃるが、人事院の皆さんにお伺いしたいのですが、この委員会における附帯決議なんというものをいかようにお考えになつておられるのか。なるほど所管大臣なんかは、なんかはと言つたら申しわけないが、大臣の皆様方は、附帯決議は大いに尊重いたします、十分御意思に沿つて努力するであろうことをはつきりここで申し上げます、まことにありがとうございます、そう、御可決どうもありがとうございます、さういふことで、附帯決議が出たらもうしめたものだ、これでも可決じゃ、ああよろしいよろしい、後はどうなろうとどうなろうと——じゃありませんがね。これは私だけそう考へておるが、通りさえすれば、後はどうでもいいんだということをお考へになつてはいないと思ひますけれども、結果において、附帯決議というものはいささかも生きていない。十分これは検討されたのか。

寒冷地手当法の第四條にも載つておるんですよ。私、その点も調べたんですよ。附帯決議のことが載つておるわけじゃないけれども、「人事院は、この法律に定める給与に關して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告する」調査研究する、だったら、この附帯決議についてどのように調査研究をされたのか。どのように皆さんは打ち合わせられて、どのように合理的に結論を出されたのか。附帯決議には、こうはつきり載つてゐる。総務長官ははつきり、御趣旨に沿つて十分努力をいたしますと言つてゐるんだ。ところが今回は、定額だけであつて、あとは全部載つていない。中略先生も具体的に御質問になつておつた。いずれも、これは全部オミットしてある。大体、こういうことは、附帯決議についてわ

れわれが質問しなくても、本法案につきましても、こういう附帯決議が出ております、しかし、その点につきましても、かようかくくしじかきで、今回は遺憾ながらこういう結果でございますので、御了承願ひますと、人事院總裁からでも当然これは説明があつてしかるべきだ。はおかふりていこうなんていうのはとんでもない。はつきりこの公開の席で、委員会の席で、附帯決議は尊重しますと言つてゐる。附帯決議というものは重大なものです。簡単にわれわれつけてゐるのじゃありませんよ。全会一致でつけてゐるのです。それに対しては、人事院總裁から、あるいは総務長官からでも、こうして附帯決議がこの法案には出ております、しかし今回は、こうこういふわけでございます、さういふことを、当然あなた方が説明すべきだ。法案の審議をお願いいたします、よろしく御賛成をお願いいたします、それであなた方は言うべきことは言うてない。われわれに了承を求むべきことの了承を求めていない。不都合千万だ。さういふ態度はよろしくない。

大変御無礼なことを申しまして、お氣を悪うなさるぬように、ひとつなごやかにいきますから、長官並びに總裁から、これに對しての御説明、御回答をお願いいたします。

○藤井(眞)政府委員 仰せまでもなく、附帯決議というものは、最高限尊重していかなければならぬことは当然でございます、その趣旨とするところは、できるだけ早い機会に実現に移していくということに努めなければならぬことも、これまた申すまでもございません。

この間の附帯決議の内容につきましても、私も十分承知をいたしておるわけでございます、また人事院といたしましても、先刻お触れになりましたように、寒冷地手当等についても、絶えず調査研究を続けていかなければならぬというのが法律上の義務でもございますし、さういふ法律上に拘束があるなしにかかわらず、われわれとしては、絶えずいろいろな資料を徴して研究調査を重ねてきておるところでございます。

ところで、いまお話に出ております附帯決議、特に基準日以後の新規採用とか身分変動あるいは世帯区分の変更等について措置をやるべきではないかということについては、趣旨はよくわかりまして、そのやり方等については、具体的にいろいろ技術的にも考へてみたわけでございます。

ただ先刻来、給与局長もお話を申し上げたかと思ひますが、この定率分、定額分等につきましても、これは一般の給与勧告に要する原資の配分の対象ということにもなつておるといふ点がございまして、制度といたしましてはどうしても、追給ということがありますれば、それに対応しての返納、途中からやめられたとかさういったような場合に付きましても、一応返納というやうなことが、制度の整合性というものを考えます場合は、措置をしていかなければならぬということが事務的にはございまして、さういふことになりまして、これはやはり關係方面の御了承も賜らなければならぬので、いろいろ御連絡もいたし、御意見も拝聴いたしましたところ、さういふことについては、やはり問題点があつて、さう簡単なことではないといふやうなお話もございまして。

そこで、これらについては円滑に事が運べますように、十分關係者に御納得をいたさなければならぬという面もございまして、その点については、まだ最終的な結論が得られないといふことでございまして、はなはだ遺憾ながら、今回の勧告には入れることができなかったといふことでございまして。

しかし、この問題につきましても、他の制度改正、すなわち、たとえばのことでございますけれども、現在寒冷地手当というものは、年一回払いで支給をいたしておるわけでございまして、支払うとも、さういふ点について、数回に分割して支払うとかさういふやうなことをやつてまいりますと、いまの問題もかなり解決をするといふやうな面もございまして。ただ、現在まで一括払いといふことでやつておりましたのを、さういふふうに切りかえてまいりますと、また要するに、既得権というやうな面から問題が提起されるということもござい

ますので、いろいろの点を考慮しなければならぬ問題が残つておりましたので、今回の勧告には入れ得なかつたといふことでございまして。

ただ御指摘のように、附帯決議の趣旨もございまして、精力的にこの問題に取り組んで、できるだけ早い機会に結論を得て、御勧告を申すといふところに持つてまいりたいと思つております。

○植木國務大臣 附帯決議は、政府は最大限に尊重いたします、できるだけ早期に実現をすべきであるといふことは当然でございます。したが、いまして、先ほどお話しのような、附帯決議は附帯決議だといつて投げやりにするといふやうなことはあり得べからざることであるといふふうには存じております。

なお、この寒冷地手当の改正についての附帯決議は、私も承知いたしておりますが、御承知のとおり、法第四條で人事院の勧告を尊重して寒冷地手当の改正を行つたといふたことでございまして、また支給地域区分の改正については、法第三條によりまして、これまた勧告に基づいて措置する、さういふことになっております。いま人事院總裁も、いろいろお話しになりましたが、政府といたしましては、人事院の専門的な調査研究に基づく判断を尊重してまいりたいと思ひ存じております。

○鬼木委員 いまの御説明でよくわかりました。私も、さういふことではないと思ひますけれども、この附帯決議につきましても、十分ひとつ御検討願ひたい。これは、いま人事院總裁のおっしゃるやうに、技術的にいろいろめんどろだと思ひます。途中で転動されるとか、また途中で向こうへ見るとか、支給日は八月三十一日だ、そのずれがとか、あるいは戻さなければならぬ、返済しなければならぬ場合もあるとか、いろいろあると思ひますけれども、これは実態に應じて、その事実をとらえて十分ひとつ御検討願ひたい。さういふことを踏まえた上で附帯決議をつけた

わけで、また皆さんも、そういうことは御承知の上でこの附帯決議を承知されて受けられたわけですから、全然そういう問題が突然起きてきたわけではないわけなんですから、当然これはだめだ、受け入れられない、というふうな附帯決議だったら、皆さん方でもこれは受けられるわけではないと思いますから、そういう点をひとつ、いま長官からも非常に温情のある言葉をいただきましたので、人事院総裁も、そのようにお考え願いたいと思います。

まだいろいろお聞きしたいことがありますけれども、大変遅くなりましたして御迷惑かけましたので、皆さんお疲れだと思いますから、これで御無礼いたします。ありがとうございます。

○藤尾委員長 次回は、来たる二十日木曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「七十五万円」を「百四万円」に、「三百七十五万円」を「五百二十万円」に、「四百五十万円」を「六百二十四万円」に改める。

第六十五条第二項中「四万二千円扶養家族ニ付テハ其ノ一人ニ付四千八百円(扶養家族ノ中二人迄ハ一人ニ付一万二千円)」を「六万円扶養家族ノ中二人迄ニ付テハ一人ニ付一万八千円(増加恩給ヲ受クル者ニ妻ナキトキハ其ノ中一

人ニ付テハ四万二千円)其ノ他ノ扶養家族ニ付テハ一人ニ付四千八百円」に改め、同条第六項中「七万二千円」を「十二万円」に改める。

第七十五条第二項中「其ノ一人ニ付四千八百円(扶養遺族ノ中二人迄ハ一人ニ付一万二千円)」を「其ノ中二人迄ニ付テハ一人ニ付一万八千円其ノ他ノ扶養遺族ニ付テハ一人ニ付四千八百円」に改める。

別表第一号表中「第一号表」を「第一号表(第四十八条関係)」に改める。

別表第一号表中「第二号表」を「第二号表(第一号表ノ二(第四十九条ノ二関係))」に改める。

別表第一号表中「第三号表」を「第三号表(第一号表ノ三(第四十九条ノ三関係))」に改める。

別表第二号表中「第二号表」を「第二号表(第六十五条関係)」に、「一、五八八、〇〇〇円」を「二、一九三、〇〇〇円」に、「一、二八六、〇〇〇円」を「一、七七六、〇〇〇円」に、「一、〇三二、〇〇〇円」を「一、四二五、〇〇〇円」に、「七七八、〇〇〇円」を「一、〇七五、〇〇〇円」に、「六〇三、〇〇〇円」を「八三三、〇〇〇円」に、「四六六、〇〇〇円」を「六三六、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「第三号表」を「第三号表(第六十五条ノ二関係)」に、「一、六八九、〇〇〇円」を「二、三三三、〇〇〇円」に、「一、四〇一、〇〇〇円」を「一、九三五、〇〇〇円」に、「一、二〇二、〇〇〇円」を「一、六六〇、〇〇〇円」に、「九八八、〇〇〇円」を「一、三六四、〇〇〇円」に、「七九二、〇〇〇円」を「一、〇九四、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表及び別表第五号表を次のように改める。

第四号表(第七十五条関係)

退職当時ノ俸給年額	率
二、五七七、四〇〇円以上ノモノ	二三・〇割
二、三七〇、一〇〇円ヲ超エ二、五七七、四〇〇円未満ノモノ	二三・八割

二、二六五、八〇〇円ヲ超エ二、三七〇、一〇〇円以下ノモノ	二四・五割
二、一八三、一〇〇円ヲ超エ二、二六五、八〇〇円以下ノモノ	二四・八割
一、五二七、七〇〇円ヲ超エ二、一八三、一〇〇円以下ノモノ	二五・〇割
一、四五五、二〇〇円ヲ超エ一、五二七、七〇〇円以下ノモノ	二五・五割
一、三〇八、九〇〇円ヲ超エ一、四五五、二〇〇円以下ノモノ	二六・一割
一、〇六四、一〇〇円ヲ超エ一、三〇八、九〇〇円以下ノモノ	二六・九割
九、〇二二、五〇〇円ヲ超エ一、〇六四、一〇〇円以下ノモノ	二七・四割
九、五三三、九〇〇円ヲ超エ一、〇二二、五〇〇円以下ノモノ	二七・八割
九、二六八、八〇〇円ヲ超エ九、五三三、九〇〇円以下ノモノ	二九・〇割
八、九八八、八〇〇円ヲ超エ九、二六八、八〇〇円以下ノモノ	二九・三割
七、八八八、三〇〇円ヲ超エ八、九八八、八〇〇円以下ノモノ	二九・八割
六、九六六、三〇〇円ヲ超エ七、八八八、三〇〇円以下ノモノ	三〇・二割
六、七一一、〇〇〇円ヲ超エ六、九六六、三〇〇円以下ノモノ	三〇・九割
六、五三三、一〇〇円ヲ超エ六、七一一、〇〇〇円以下ノモノ	三一・九割
六、三三七、七〇〇円ヲ超エ六、五三三、一〇〇円以下ノモノ	三二・七割
六、二二二、三〇〇円ヲ超エ六、三三七、七〇〇円以下ノモノ	三三・〇割
五、九七七、七〇〇円ヲ超エ六、二二二、三〇〇円以下ノモノ	三三・四割
五、九七七、七〇〇円ノモノ	三四・五割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ五〇六、〇〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ五〇六、〇〇〇円トス

第五号表(第七十五条関係)

退職当時ノ俸給年額	率
二、五七七、四〇〇円以上ノモノ	一七・三割
二、三七〇、一〇〇円ヲ超エ二、五七七、四〇〇円未満ノモノ	一七・八割
二、二六五、八〇〇円ヲ超エ二、三七〇、一〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
二、一八三、一〇〇円ヲ超エ二、二六五、八〇〇円以下ノモノ	一八・二割
一、五二七、七〇〇円ヲ超エ二、一八三、一〇〇円以下ノモノ	一八・八割
一、三〇八、九〇〇円ヲ超エ一、五二七、七〇〇円以下ノモノ	一九・五割
一、〇六四、一〇〇円ヲ超エ一、三〇八、九〇〇円以下ノモノ	二〇・二割
九、〇二二、五〇〇円ヲ超エ一、〇六四、一〇〇円以下ノモノ	二〇・四割
九、五三三、九〇〇円ヲ超エ一、〇二二、五〇〇円以下ノモノ	二〇・九割
八、九八八、八〇〇円ヲ超エ九、五三三、九〇〇円以下ノモノ	二二・〇割
八、四三三、一〇〇円ヲ超エ八、九八八、八〇〇円以下ノモノ	二二・四割
七、八八八、三〇〇円ヲ超エ八、四三三、一〇〇円以下ノモノ	二二・七割
七、六三三、四〇〇円ヲ超エ七、八八八、三〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
七、一八三、〇〇〇円ヲ超エ七、六三三、四〇〇円以下ノモノ	二三・七割
六、三七七、七〇〇円ヲ超エ七、一八三、〇〇〇円以下ノモノ	二三・九割
六、二二二、三〇〇円ヲ超エ六、三七七、七〇〇円以下ノモノ	二四・三割

五九七、七〇〇円ヲ超エ六二二、三〇〇円以下ノモノ
五九七、七〇〇円ノモノ

二四・九割
二五・八割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ三七九、五〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条
第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ三七九、五〇〇円トス

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二第一項中「六月以上一年未満」を「六月未満」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「昭和四十九年九月一日」を「昭和五十年八月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

6 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)による改正前の第一項又は第二項の規定による一時恩給又は一時扶助料については、なお従前の例による。

附則第十一条の見出しを「兵たる旧軍人又はその遺族に対する一時恩給又は一時扶助料」に改める。

附則第十二条の見出しを削り、同条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 兵たる旧軍人で、兵たる旧軍人としての引き続き在職年が三年以上七年未満であるもののうち、失格原因がなくて退職し、かつ、退職恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、一時恩給を給するものとする。

2 附則第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項に規定する兵たる旧軍人の遺族について準用する。

3 前二項の規定による一時恩給又は一時扶助料は、昭和五十年八月一日において現に普通恩給若しくは扶助料又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により旧軍人としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有している者に対しては、給しないものとする。

附則第十四条第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十五条中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

附則第十七条の二第二項及び第三項中「昭和四十九年九月一日」を「昭和五十年八月一日」に改める。

附則第二十二條の三「四万二千元」を「六万円」に改める。

附則第二十七條ただし書中「三十六万六千六百四十七円」を「五十万六千円」に、「二十七万四千九百八十五円」を「三十七万九千五百円」に改める。

附則第四十四條の見出しを「(準公務員期間のある者についての特例)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十四條の二 法律第八十七号による改正前の恩給法第二十条第二項に規定する二級官試補若しくは三級官見習(高等文官の試補その他これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。)を退職した後において文官となつた者、同項に規定する準文官としての特定郵便局長を退職した後において文官としての特定郵便局長となつた者又は同法第二十二條第二項に規定する準教育職員を退職した後において同条第一項に規定する教育職員(教育職員とみなされる者及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又はこれに相当する学校において教育事務に従事する文官を含む。以下この条において同じ。)となつた者のうち、当該二級官試補、

三級官見習、準文官としての特定郵便局長又は準教育職員(以下この条において「二級官試補等」という。)を入営、組織の改廃その他その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者及び教育職員となるため準教育職員を退職した者の普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該二級官試補等の在職年数を加えたものによる。

2 附則第二十四條の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和五十年八月一日」と、附則第四十一条第二項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和五十年八月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和五十年八月」と読み替へるものとする。

3 附則第二十四條の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階	級	仮定俸給年額
大將		四、一〇三、二〇〇円
中將		三、三八三、五〇〇円
少將		二、六四二、三〇〇円
大佐		二、二六五、八〇〇円
中佐		二、一六二、五〇〇円
少佐		一、六八〇、四〇〇円
大尉		一、四二七、五〇〇円
中尉		一、一九四、〇〇円
少尉		九五三、九〇〇円
准士官		八七七、二〇〇円
曹長又は上等兵曹		七一八、三〇〇円
軍曹又は一等兵曹		六七一、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹		六五三、一〇〇円
兵		五九七、七〇〇円

附則別表第二中「附則別表第二」を「附則別表第二(附則第十六条関係)」に改める。

附則別表第三中「附則別表第三」を「附則別表第三(附則第二十七条関係)」に改める。

附則別表第四中「附則別表第四」を「附則別表第四(附則第二十七条関係)」に改める。

表第四(附則第二十二條關係)に、「三九、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「四二、九、〇〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「附則別表第五」を「附則別表第五(附則第二十二條關係)」に、「三九、七、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に改める。
附則別表第六(附則第十三條關係)に、「三九、七、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に改める。

〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に、「三〇、二、〇〇〇円」を「四七、〇〇〇円」に、「三三、八、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「二〇、六、〇〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に改める。
附則別表第六(附則第十三條關係)に、「三九、七、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に改める。

仮定 俸 給 年 額	金 額
四、一〇三、二〇〇円	三、九七五、三〇〇円
三、三八三、五〇〇円	三、三一〇、四〇〇円
二、六四二、三〇〇円	二、五七七、四〇〇円
二、二六五、八〇〇円	二、一八三、一〇〇円
二、一六二、五〇〇円	二、〇五八、七〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、六一九、九〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、三〇八、九〇〇円
一、一九四、〇〇〇円	一、〇二二、五〇〇円
九五三、九〇〇円	八九八、八〇〇円
八七七、二〇〇円	七八八、三〇〇円
七一八、三〇〇円	六五三、一〇〇円
六七一、〇〇〇円	六二二、三〇〇円
六五三、一〇〇円	五九七、七〇〇円
五九七、七〇〇円	五二五、三〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「二十七万四千九百八十五円」を「三十七万九千五百円」に改める。
別表中「別表」を「別表(第三條關係)」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「昭和四十九年九月分」を「昭和五十年八月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎となる職年に入入されている実在職年の年数	金 額
六十五歳以上の者に給する普通恩給	九年以上普通恩給に付いての最短恩給年限以上	四十二万円
普通恩給	九年以上普通恩給に付いての最短恩給年限未満	三十一万五千円
普通恩給又は扶助料	九年未満	二十一万円

六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給に併給される普通恩給を除く)	六十五歳未満の者に増加恩給を受けるもの給する普通恩給	六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻若しくは子に給する扶助料	普通恩給に付いての最短恩給年限以上	普通恩給に付いての最短恩給年限未満	九年未満	普通恩給に付いての最短恩給年限以上	普通恩給に付いての最短恩給年限未満	九年未満	普通恩給に付いての最短恩給年限以上	普通恩給に付いての最短恩給年限未満	九年未満
三十一万五千円	三十一万五千円	三十一万五千円	三十一万五千円	三十一万五千円	三十一万五千円	三十一万五千円	三十一万五千円	三十一万五千円	三十一万五千円	三十一万五千円	三十一万五千円
二十一万円	二十一万円	二十一万円	二十一万円	二十一万円	二十一万円	二十一万円	二十一万円	二十一万円	二十一万円	二十一万円	二十一万円
十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円
十萬五千円	十萬五千円	十萬五千円	十萬五千円	十萬五千円	十萬五千円	十萬五千円	十萬五千円	十萬五千円	十萬五千円	十萬五千円	十萬五千円
十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円	十五万七千五百円

附則第八條第三項中「昭和四十九年八月三十一日」を「昭和五十年七月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 普通恩給を受ける権利を取得した者が再び公務員となつた場合における当該普通恩給又はこれに基づく扶助料に関する前項の規定の適用については、同項の表の実在職年の年数は、当該普通恩給又は扶助料の基礎となる職年に算入されている実在職年に再び公務員となつた後の実在職年を加えた年数とする。
附則第九條中「附則第六條第一項」を削り、「改定は」の下に、「同条第二項に係るものを除き」を加え、「行なう」を「行う」に改める。
附則別表中「附則別表」を「附則別表(附則第七條關係)」に改める。
(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十三條第二項の表中「一、一九一、〇〇〇円」を「一、六四四、七五〇円」に、「九六、五〇〇円」を「一、三三三、〇〇〇円」に、「七七四、〇〇〇円」を「一、〇六八、七五〇円」に、「五八三、五〇〇円」を「八〇六、二五〇円」に、「四五二、二五〇円」を「六二四、七五〇円」に、「三四五、七五〇円」を「四七七、〇〇〇円」に、「三二一、七五〇円」を「四四四、〇〇〇円」に、「二九七、七五〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「二六五、五〇〇円」を「三二二、七五〇円」に、「二七八、五〇〇円」を「二四六、七五〇円」に、「二五四、五〇〇円」を「二二二、七五〇円」に、「二六一、七五〇円」を「三六一、五〇〇円」に改め、同条第三項中「四万二千円」を「六万円」に、「一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき一万二千円)」を「そのうち二人までは、一人につき一万八千円(特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万二千円)、その他の扶養家族については一人につき四千八百円」に改め、同条第四項中「七万二千円」を「十二万円」に改める。
附則別表第一中「附則別表第一」を「附則別表第一(附則第二條、第三條關係)」に改める。
附則別表第二中「附則別表第二」を「附則別表第二(附則第二條、第三條關係)」に改める。
附則別表第三中「附則別表第三」を「附則別表第三(附則第二條關係)」に改める。
附則別表第四中「附則別表第四」を「附則別表第四(附則第二條關係)」に改める。

額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、昭和五十年八月分以降附則別表第六の年額に、昭和五十年八月分以降改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）附則別表第六」とする。

第七條 傷病年金については、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、昭和五十年八月分以降附則別表第七の年額に、昭和五十年八月分以降改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの傷病年金の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）附則別表第七」とする。

第八條 特例傷病恩給については、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、昭和五十年八月分以降附則別表第八の年額に、昭和五十年八月分以降改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）附則別表第八」とする。

第九條 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、

傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、六万円に改定する。

2 恩給法第六十五條第二項に規定する扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき一万八千円（増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万二千円）、その他の扶養家族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

3 恩給法第六十五條第六項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は法律第八十一号附則第十三條第四項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、十二万円に改定する。

第十條 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき一万八千円、その他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）
第十一條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、その年額を、昭和五十年八月分以降附則別表第九の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第十の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを切り上げて、五十円に切り上げる。）に、昭和五十年八月分以降改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（同法附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮

定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを切り上げて、五十円に切り上げる。）に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三條ただし書の規定の適用については、これらの規定中「五十万六千円」とあるのは「四十七万四千円」と、「三十七万九千五百円」とあるのは「三十五万五千五百円」とする。

（準公務員期間の算入に伴う恩給年額の改定）
第十二條 改正後の法律第五十五号附則第四十四條の二の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十年八月分以降、その年額を、改正後の恩給法の

規定によつて算出して得た年額に改定する。
（職権改定）
第十三條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第二條（改正後の法律第五十五号附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する同法附則第十四條第二項に係る部分に限る。）、第十一條（改正後の法律第五十五号附則第十四條第二項に係る部分に限る。）及び前條の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。
（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十四條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和五十年七月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの普通恩給の停止に関する改正後の恩給法第五十八條ノ四第一項の規定の適用については、同項中「百四万円」とあるのは「九十七万円」と、「五百二十万円」とあるのは「四百八十五万円」と、「六百二十四万円」とあるのは「五百八十二万円」とする。

附則別表第一（附則第二條関係）
(イ)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
四三〇、八〇〇円	五五九、六〇〇円
四五〇、六〇〇円	五八二、六〇〇円
四六一、八〇〇円	五九七、一〇〇円
四七二、九〇〇円	六一一、五〇〇円
四八五、九〇〇円	六二八、三〇〇円
五〇四、二〇〇円	六五一、九〇〇円
五二〇、一〇〇円	六七二、五〇〇円
五三四、八〇〇円	六九一、五〇〇円
五五二、八〇〇円	七一四、八〇〇円
五七〇、八〇〇円	七三八、〇〇〇円
五九〇、六〇〇円	七六三、六〇〇円
六一〇、五〇〇円	七八九、四〇〇円

六三五、二〇〇円	八二一、三〇〇円
六五〇、八〇〇円	八四一、五〇〇円
六七一、一〇〇円	八六七、七〇〇円
六九〇、七〇〇円	八九三、一〇〇円
七三〇、〇〇〇円	九四三、九〇〇円
七四〇、四〇〇円	九五七、三〇〇円
七七〇、五〇〇円	九九六、三〇〇円
八一〇、六〇〇円	一、〇四八、一〇〇円
八五四、八〇〇円	一、一〇五、三〇〇円
八七七、四〇〇円	一、一三四、五〇〇円
八九八、九〇〇円	一、一六二、三〇〇円
九二九、七〇〇円	一、二〇三、一〇〇円
九四七、八〇〇円	一、二二五、五〇〇円
一、〇〇〇、四〇〇円	一、二九三、五〇〇円
一、〇二六、四〇〇円	一、三二七、一〇〇円
一、〇五三、七〇〇円	一、三六二、四〇〇円
一、〇六六、二〇〇円	一、四三〇、三〇〇円
一、一五九、三〇〇円	一、四九九、〇〇〇円
一、一七三、〇〇〇円	一、五一六、七〇〇円
一、二一六、八〇〇円	一、五七三、三〇〇円
一、二七八、九〇〇円	一、六五三、六〇〇円
一、三四〇、五〇〇円	一、七三三、三〇〇円
一、三七八、四〇〇円	一、七八二、三〇〇円
一、四一五、五〇〇円	一、八三〇、二〇〇円
一、四九〇、七〇〇円	一、九二七、五〇〇円
一、五六五、九〇〇円	二、〇二四、七〇〇円
一、五八〇、八〇〇円	二、〇四四、〇〇〇円
一、六四〇、七〇〇円	二、一二一、四〇〇円
一、七二六、二〇〇円	二、二一九、〇〇〇円
一、七九一、五〇〇円	二、三二六、四〇〇円
一、八六六、三〇〇円	二、四一三、一〇〇円
一、九一三、三〇〇円	二、四七三、九〇〇円
一、九六三、七〇〇円	二、五三九、一〇〇円
二、〇六〇、五〇〇円	二、六六四、二〇〇円

附則別表第二(附則第二条関係)

(イ)		(ロ)	
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額		恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	五三七、〇〇〇円	三、一八二、九〇〇円	四、一五五、五〇〇円
三八〇、四〇〇円以下	四九一、九〇〇円	三、一二九、三〇〇円	四、〇四六、二〇〇円
三八〇、四〇〇円を超え三九七、六〇〇円以下	五一四、一〇〇円	三、〇七七、〇〇〇円	三、九七八、六〇〇円
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	五三七、〇〇〇円	二、九七二、二〇〇円	三、八四一、八〇〇円
(ハ)		(ニ)	
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額		恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	
四三二、八〇〇円	五九七、七〇〇円	二、八六五、五〇〇円	三、七〇五、一〇〇円
四五〇、六〇〇円	六二二、三〇〇円	二、八三三、二〇〇円	三、六三七、五〇〇円
四六一、八〇〇円	六三七、七〇〇円	二、七五九、一〇〇円	三、五六七、五〇〇円
四七二、九〇〇円	六五三、一〇〇円	二、七〇七、五〇〇円	三、五〇〇、八〇〇円
四八五、九〇〇円	六七一、〇〇〇円	二、六五三、〇〇〇円	三、四三〇、三〇〇円
五〇四、二〇〇円	六九六、三〇〇円	二、五四六、九〇〇円	三、二九三、一〇〇円
		二、四五〇、〇〇〇円	三、一六七、九〇〇円
		二、三九七、一〇〇円	三、〇九九、五〇〇円
		二、三五五、八〇〇円	三、〇四二、二〇〇円
		二、二五五、五〇〇円	二、九一六、四〇〇円
		二、二〇七、八〇〇円	二、八五四、七〇〇円
		二、一五八、五〇〇円	二、七九〇、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に對する。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三、一八二、九〇〇円を超え、三、二〇〇、〇〇〇円に達する場合は、恩給年額の計算の基礎となるべき額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。を仮定俸給年額とする。

一、六四〇、七〇〇円	二、二六五、八〇〇円	七二八、三〇〇円
一、五八〇、八〇〇円	二、一八三、一〇〇円	七三八、六〇〇円
一、五六五、九〇〇円	二、一六二、五〇〇円	七六三、四〇〇円
一、四九〇、七〇〇円	二、〇五八、七〇〇円	七八八、三〇〇円
一、四一五、五〇〇円	一九五四、八〇〇円	八一五、六〇〇円
一、三七八、四〇〇円	一九〇三、六〇〇円	八四三、一〇〇円
一、三〇〇、五〇〇円	一、八五一、二〇〇円	八七七、二〇〇円
一、二七八、九〇〇円	一、七六六、二〇〇円	八九八、八〇〇円
一、二一六、八〇〇円	一、六八〇、四〇〇円	九二六、八〇〇円
一、一七三、〇〇〇円	一、六一九、九〇〇円	九五三、九〇〇円
一、一〇六、二〇〇円	一、五二七、七〇〇円	一、〇〇八、一〇〇円
一、〇二六、四〇〇円	一、四一七、五〇〇円	一、〇二二、五〇〇円
一、〇〇〇、四〇〇円	一、三八一、六〇〇円	一、〇六四、一〇〇円
九四七、八〇〇円	一、三〇八、九〇〇円	一、一九四、四〇〇円
九二九、七〇〇円	一、二八三、九〇〇円	一、一八〇、五〇〇円
八九八、九〇〇円	一、二四一、四〇〇円	一、二二一、七〇〇円
八七七、四〇〇円	一、二二一、七〇〇円	一、一八〇、五〇〇円
八五四、八〇〇円	一、一八〇、五〇〇円	一、一八〇、五〇〇円
八二〇、六〇〇円	一、一八〇、五〇〇円	一、一八〇、五〇〇円
七七〇、五〇〇円	一、〇六四、一〇〇円	一、〇六四、一〇〇円
七四〇、四〇〇円	一、〇二二、五〇〇円	一、〇二二、五〇〇円
七三〇、〇〇〇円	一、〇〇八、一〇〇円	一、〇〇八、一〇〇円
六九〇、七〇〇円	九五三、九〇〇円	九五三、九〇〇円
六七二、一〇〇円	九二六、八〇〇円	九二六、八〇〇円
六五〇、八〇〇円	八九八、八〇〇円	八九八、八〇〇円
六三五、二〇〇円	八七七、二〇〇円	八七七、二〇〇円
六一〇、五〇〇円	八四三、一〇〇円	八四三、一〇〇円
五九〇、六〇〇円	八一五、六〇〇円	八一五、六〇〇円
五七〇、八〇〇円	七八八、三〇〇円	七八八、三〇〇円
五五二、八〇〇円	七六三、四〇〇円	七六三、四〇〇円
五三〇、一〇〇円	七三八、六〇〇円	七三八、六〇〇円
五二〇、一〇〇円	七二八、三〇〇円	七二八、三〇〇円

二、四一三、一〇〇円以上ノモノ	退 職 当 時 ノ 俸 給 年 額	率	二・三・〇割
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額	五七三、五〇〇円
三八〇、四〇〇円を超え三九七、六〇〇円以下	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額	五四九、一〇〇円
三八〇、四〇〇円以下	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額	五二五、三〇〇円
三、一八二、九〇〇円	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三、一八二、九〇〇円を超える場合においては、その年額に一・三八一を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を仮定俸給年額とする。	四、三九五、六〇〇円	四、三九五、六〇〇円
三、一八九、三〇〇円		四、三二一、六〇〇円	四、三二一、六〇〇円
三、〇七七、〇〇〇円		四、二四九、三〇〇円	四、二四九、三〇〇円
二、九七一、二〇〇円		四、一〇三、二〇〇円	四、一〇三、二〇〇円
二、八六五、五〇〇円		三、九五七、三〇〇円	三、九五七、三〇〇円
二、八一三、二〇〇円		三、八八五、〇〇〇円	三、八八五、〇〇〇円
二、七五九、一〇〇円		三、八一〇、三〇〇円	三、八一〇、三〇〇円
二、七〇七、五〇〇円		三、七三九、一〇〇円	三、七三九、一〇〇円
二、六五三、〇〇〇円		三、六六三、八〇〇円	三、六六三、八〇〇円
二、五四六、九〇〇円		三、五一七、三〇〇円	三、五一七、三〇〇円
二、四五〇、〇〇〇円		三、三八三、五〇〇円	三、三八三、五〇〇円
二、三九七、一〇〇円		三、三二〇、四〇〇円	三、三二〇、四〇〇円
二、三五二、八〇〇円		三、二四九、二〇〇円	三、二四九、二〇〇円
二、二五五、五〇〇円		三、一四四、八〇〇円	三、一四四、八〇〇円
二、二〇七、八〇〇円		三、〇四九、〇〇〇円	三、〇四九、〇〇〇円
二、一五八、五〇〇円		二、九八〇、九〇〇円	二、九八〇、九〇〇円
二、〇六〇、五〇〇円		二、八四五、六〇〇円	二、八四五、六〇〇円
一九六三、七〇〇円		二、七一一、九〇〇円	二、七一一、九〇〇円
一九一三、三〇〇円		二、六四二、三〇〇円	二、六四二、三〇〇円
一、八六六、三〇〇円		二、五七七、四〇〇円	二、五七七、四〇〇円
一、七九一、五〇〇円		二、四七四、一〇〇円	二、四七四、一〇〇円
一、七一六、二〇〇円		二、三七〇、一〇〇円	二、三七〇、一〇〇円

二、二九、〇〇〇円ヲ超エ二、四一三、一〇〇円未満ノモノ	二三・八割
二、二一、四〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	二四・五割
二、〇四四、〇〇〇円ヲ超エ二、一三二、四〇〇円以下ノモノ	二四・八割
一、四三〇、〇〇〇円ヲ超エ二、〇四四、〇〇〇円以下ノモノ	二五・〇割
一、三六二、四〇〇円ヲ超エ一、四三〇、〇〇〇円以下ノモノ	二五・五割
一、二二五、五〇〇円ヲ超エ一、三六二、四〇〇円以下ノモノ	二六・一割
九六六、三〇〇円ヲ超エ一、二二五、五〇〇円以下ノモノ	二六・九割
九五七、三〇〇円ヲ超エ九六六、三〇〇円以下ノモノ	二七・四割
八九三、一〇〇円ヲ超エ九五七、三〇〇円以下ノモノ	二七・八割
八六七、七〇〇円ヲ超エ八九三、一〇〇円以下ノモノ	二九・〇割
八四一、五〇〇円ヲ超エ八六七、七〇〇円以下ノモノ	二九・三割
七三八、〇〇〇円ヲ超エ八四一、五〇〇円以下ノモノ	二九・八割
六五一、九〇〇円ヲ超エ七三八、〇〇〇円以下ノモノ	三〇・二割
六二八、三〇〇円ヲ超エ六五一、九〇〇円以下ノモノ	三〇・九割
六一一、五〇〇円ヲ超エ六二八、三〇〇円以下ノモノ	三一・九割
五九七、一〇〇円ヲ超エ六一一、五〇〇円以下ノモノ	三二・七割
五八二、六〇〇円ヲ超エ五九七、一〇〇円以下ノモノ	三三・〇割
五五九、六〇〇円ヲ超エ五八二、六〇〇円以下ノモノ	三三・四割
五五九、六〇〇円ノモノ	三四・五割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ四七四、〇〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条
 第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ四七四、〇〇〇円トス

退職當時ノ俸給年額	率
二、四一三、一〇〇円以上ノモノ	一七・三割
二、二一九、〇〇〇円ヲ超エ二、四一三、一〇〇円未満ノモノ	一七・八割
二、一三一、四〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
二、〇四四、〇〇〇円ヲ超エ二、一三一、四〇〇円以下ノモノ	一八・二割
一、四三〇、〇〇〇円ヲ超エ二、〇四四、〇〇〇円以下ノモノ	一八・八割
一、二二五、五〇〇円ヲ超エ一、四三〇、〇〇〇円以下ノモノ	一九・五割
一、一六二、三〇〇円ヲ超エ一、二二五、五〇〇円以下ノモノ	二〇・二割
九五七、三〇〇円ヲ超エ一、一六二、三〇〇円以下ノモノ	二〇・四割
八九三、一〇〇円ヲ超エ九五七、三〇〇円以下ノモノ	二〇・九割
八四一、五〇〇円ヲ超エ八九三、一〇〇円以下ノモノ	二二・〇割
七八九、四〇〇円ヲ超エ八四一、五〇〇円以下ノモノ	二二・四割
七三八、〇〇〇円ヲ超エ七八九、四〇〇円以下ノモノ	二二・七割
七一四、八〇〇円ヲ超エ七三八、〇〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
六七二、五〇〇円ヲ超エ七一四、八〇〇円以下ノモノ	二三・七割
五九七、一〇〇円ヲ超エ六七二、五〇〇円以下ノモノ	二三・九割

五八二、六〇〇円ヲ超エ五九七、一〇〇円以下ノモノ 二四・三割
 五五九、六〇〇円ヲ超エ五八二、六〇〇円以下ノモノ 二四・九割
 五五九、六〇〇円ノモノ 二五・八割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ三五五、五〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条
 第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ三五五、五〇〇円トス

附則別表第四(附則第四条関係)

不具 施 疾ノ 程度	年 額
特 別 項 症	第一項症ノ金額ニ其ノ十分ノ七以内ノ金額ヲ加ヘタル金額
第一 項 症	二、〇五三、〇〇〇円
第二 項 症	一、六六三、〇〇〇円
第三 項 症	一、三三四、〇〇〇円
第四 項 症	一、〇〇六、〇〇〇円
第五 項 症	七八〇、〇〇〇円
第六 項 症	五九五、〇〇〇円

附則別表第五(附則第五条関係)

傷 病ノ 程度	金 額
第一 項 症	二、一八四、〇〇〇円
第二 項 症	一、八一、〇〇〇円
第三 項 症	一、五五四、〇〇〇円
第四 項 症	一、二七七、〇〇〇円
第五 項 症	一、〇二四、〇〇〇円

附則別表第六(附則第六条関係)

傷 病ノ 程度	年 額
第七 項 症	四五二、〇〇〇円

附則別表第七(附則第七条関係)

傷 病ノ 程度	年 額
第一 項 症	五三三、〇〇〇円
第二 項 症	三九〇、〇〇〇円
第三 項 症	三〇八、〇〇〇円
第四 項 症	二六七、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八・五に相当する金額とする。

附則別表第八(附則第八條關係)

不具 痼疾又は傷病の程度		年	額
特 別	項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	
第 一	項 症	一、五三九、七五〇円	
第 二	項 症	一、二四七、二五〇円	
第 三	項 症	一、〇〇〇、五〇〇円	
第 四	項 症	七五四、五〇〇円	
第 五	項 症	五八五、〇〇〇円	
第 六	項 症	四四六、二五〇円	
第 一	款 症	四一五、五〇〇円	
第 二	款 症	三八四、七五〇円	
第 三	款 症	二九二、五〇〇円	
第 四	款 症	二三一、〇〇〇円	
第 五	款 症	二〇〇、二五〇円	

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は三三九、〇〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額は、この表の年額の十分の八・五に相当する金額とする。

附則別表第九(附則第十一條關係)

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大 將	三、八四一、八〇〇円
中 將	三、一六七、九〇〇円
少 將	二、四七三、九〇〇円
大 佐	二、一一一、四〇〇円
中 佐	二、〇二四、七〇〇円
少 佐	一、五七三、三〇〇円
大 尉	一、三二七、一〇〇円
中 尉	一、〇四八、一〇〇円
少 尉	八九三、一〇〇円
准士官	八二一、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	六七二、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	六二八、三〇〇円
伍長又は二等兵曹	六一一、五〇〇円
兵	五五九、六〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含む。

附則別表第十(附則第十一條關係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
三、八四一、八〇〇円	三、七〇五、一〇〇円
三、一六七、九〇〇円	三、〇九九、五〇〇円
二、四七三、九〇〇円	二、四一三、一〇〇円
二、一一一、四〇〇円	二、〇四四、〇〇〇円
二、〇二四、七〇〇円	一、九二七、五〇〇円
一、五七三、三〇〇円	一、五一六、七〇〇円
一、三二七、一〇〇円	一、二二五、五〇〇円
一、〇四八、一〇〇円	九五七、三〇〇円
八九三、一〇〇円	八四一、五〇〇円
八二一、三〇〇円	七三八、〇〇〇円
六七二、五〇〇円	六一一、五〇〇円
六二八、三〇〇円	五八二、六〇〇円
六一一、五〇〇円	五五九、六〇〇円
五五九、六〇〇円	四九一、九〇〇円

理 由

最近の経済状況にかんがみ、恩給年額について、その額の引上げ、高齢者に対する特例の設定等を行うとともに、旧軍人に対する一時恩給、旧軍人等の加算年の年額計算への算入、準公務員期間の通算等について所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。